

ディスクロージャー誌 2026

(令和7年2月1日～令和8年1月31日)

 魚沼農業協同組合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。
JA魚沼は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、ご利用者のためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー誌2026」を作成いたしました。
皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。
今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月魚沼農業協同組合

(注)本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JAのプロフィール

| | |
|---------|---|
| ◇組織名称 | 魚沼農業協同組合 (JA魚沼) |
| ◇設立 | 令和6年2月JA越後おぢや、JA北魚沼、JA十日町、JA津南町の4JAが 合併し発足 |
| ◇本店所在地 | 本 店 :新潟県十日町市高田町六丁目641番地1 営 農 本 部 :新潟県魚沼市中原258番地3 経 済 本 部 :新潟県小千谷市城内四丁目1番地55 |
| ◇組合員数 | 37,877 人 |
| ◇役員数 | 37 人 |
| ◇職員数 | 862 人 |
| ◇出資金 | 74億06百万円 |
| ◇総資産 | 3,580億65百万円 |
| ◇自己資本比率 | 21.37 % |

目次

| | |
|--|----|
| 1. 経営理念 | 1 |
| 2. 経営管理体制 | 2 |
| 3. 事業の概況 | 2 |
| 4. 農業振興活動 | 7 |
| 5. 地域貢献情報 | 8 |
| 6. リスク管理の状況 | 9 |
| 7. 自己資本の状況 | 12 |
| 8. 主要な業務の内容 | 13 |
| 【経営資料】 | |
| I. 決算の状況 | |
| 1. 貸借対照表 | 21 |
| 2. 損益計算書 | 22 |
| 3. 注記表 | 23 |
| 4. 剰余金処分計算書 | 37 |
| 5. 部門別損益計算書 | 39 |
| 6. 財務諸表の正確性等に係る確認書 | 41 |
| 7. 会計監査人の監査 | 41 |
| II. 損益の状況 | |
| 1. 最近の主要な経営指標 | 42 |
| 2. 利益総括表 | 43 |
| 3. 資金運用収支の内訳 | 43 |
| 4. 受取・支払利息の増減額 | 44 |
| III. 事業の概況 | |
| 1. 信用事業 | 44 |
| (1) 貯金に関する指標 | 44 |
| ① 科目別貯金平均残高 | 44 |
| ② 定期貯金残高 | 44 |
| (2) 貸出金等に関する指標 | 45 |
| ① 科目別貸出金平均残高 | 45 |
| ② 貸出金の金利条件別内訳残高 | 45 |
| ③ 貸出金の担保別内訳残高 | 45 |
| ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高 | 45 |
| ⑤ 貸出金の用途別内訳残高 | 46 |
| ⑥ 貸出金の業種別残高 | 46 |
| ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高 | 47 |
| ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況(法定) | 48 |
| ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況 | 49 |
| ⑩ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 | 49 |
| ⑪ 貸出金償却の額 | 49 |
| (3) 内国為替取扱実績 | 49 |
| (4) 有価証券に関する指標 | 50 |
| ① 種類別有価証券平均残高 | 50 |

| | |
|--|----|
| ②商品有価証券種類別平均残高 | 50 |
| ③有価証券残存期間別残高 | 50 |
| (5)有価証券の時価情報等 | 51 |
| ①有価証券の時価情報 | 51 |
| ②金銭の信託の時価情報 | 51 |
| ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 | 51 |
| (6)預かり資産の状況 | 51 |
| ①投資信託残高(ファンドラップ含む) | 51 |
| ②残高有り投資信託口座数 | 51 |
| 2. 共済取扱実績 | 52 |
| (1)長期共済保有高 | 52 |
| (2)医療系共済の共済金額保有高 | 52 |
| (3)介護系その他の共済の共済金額保有高 | 52 |
| (4)年金共済の年金保有高 | 53 |
| (5)短期共済新契約高 | 53 |
| 3. 農業・生活その他事業取扱実績 | 54 |
| (1)購買事業取扱実績 | 54 |
| ①買取購買品 | 54 |
| (2)販売事業取扱実績 | 54 |
| ①受託販売品 | 54 |
| ②買取販売品 | 55 |
| (3)保管事業取扱実績 | 55 |
| (4)加工事業取扱実績 | 55 |
| (5)利用事業取扱実績 | 56 |
| ①錦鯉市場 | 56 |
| ②RC・CE | 56 |
| ③育苗・温湯 | 56 |
| ④葬祭 | 56 |
| ⑤その他利用 | 56 |
| 4. 生活その他事業取扱実績 | 56 |
| 5. 指導事業 | 56 |
| IV. 経営指標 | |
| 1. 利益率 | 57 |
| 2. 貯貸率・貯証率 | 57 |
| V. 自己資本の充実状況 | |
| 1. 自己資本の構成に関する事項 | 58 |
| 2. 自己資本の充実度に関する事項 | 60 |
| 3. 信用リスクに関する事項 | 63 |
| 4. 信用リスク削減手法に関する事項 | 72 |
| 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 75 |
| 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 | 75 |
| 7. CVAリスクに関する事項 | 75 |
| 8. マーケット・リスクに関する事項 | 75 |
| 9. オペレーショナル・リスクに関する事項 | 75 |
| 10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項 | 75 |
| 11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | 76 |
| 12. 金利リスクに関する事項 | 77 |

VI 連結情報

| | |
|---|-----|
| 1. グループの概況 | 79 |
| (1) グループの事業系統図 | 79 |
| (2) 子会社等の状況 | 79 |
| (3) 連結事業の概況 | 80 |
| (4) 最近の連結ベースの主要な経営指標 | 81 |
| (5) 連結貸借対照表 | 82 |
| (6) 連結損益計算書 | 83 |
| (7) 連結キャッシュ・フロー計算書 | 84 |
| (8) 連結注記表 | 86 |
| (9) 連結剰余金計算書 | 102 |
| (10) 農協法に基づく開示債権(法定) | 102 |
| (11) 連結事業年度の事業別経常収益等 | 103 |
| 2. 連結自己資本の充実の状況 | 103 |
| (1) 自己資本の構成に関する事項 | 104 |
| (2) 自己資本の充実度に関する事項 | 106 |
| (3) 信用リスクに関する事項 | 110 |
| (4) 信用リスク削減手法に関する事項 | 119 |
| (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 122 |
| (6) 証券化エクスポージャーに関する事項 | 122 |
| (7) CVAリスクに関する事項 | 122 |
| (8) マーケット・リスクに関する事項 | 122 |
| (9) オペレーショナル・リスクに関する事項 | 122 |
| (10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項 | 122 |
| (11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | 123 |
| (12) 金利リスクに関する事項 | 124 |

【JA魚沼の概要】

| | |
|------------------|-----|
| 1. 組織構成図 | 126 |
| 2. 役員構成 | 130 |
| 3. 会計監査人の名称 | 131 |
| 4. 組合員数 | 131 |
| 5. 組合員組織の状況 | 132 |
| 6. 特定信用事業代理業者の状況 | 133 |
| 7. 地区一覧 | 133 |
| 8. 沿革・あゆみ | 133 |
| 9. 店舗等のご案内 | 134 |

| | |
|---------------|-----|
| 法定開示項目掲載ページ一覧 | 135 |
|---------------|-----|

JA 綱領

— わたしたちJAのめざすもの —

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

1. 経営理念

JA 魚沼の経営理念

わたしたちは、大地の恵みに感謝して、持続可能な農業と魚沼地域の振興に貢献し、次世代に「緑豊かな自然」と「心豊かな暮らし」を繋いでいくため、組合員・地域と共に歩みます。

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況

世界市場では、ロシア・ウクライナ情勢の長期化やエネルギー価格の高止まり、円安の進行などにより穀物価格が変動し、日本の農業を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。こうした状況の中、国内では供給網と価格の安定を目指す取り組みが進められており、JA魚沼も地域と市場を結ぶ橋渡し役として、その機能強化に努めています。

令和7年度は、米価の高騰と高温・渇水が同時に発生する厳しい年となりました。こうした中、需給動向の把握や品質管理の徹底に取り組むとともに、魚沼ブランドを活かした販路および契約取引の拡大を推進しました。穀物や資材の価格上昇が農業経営の収支を圧迫する一方で、財務の健全性を維持するための施策も求められています。そのため、費用対効果の高い生産技術の普及や資金繰りの円滑化に努めています。

管内の米生産については、魚沼コシヒカリ1等米比率の向上を最重要目標に掲げ、指導会の開催や栽培情報の発信を通じて、異常気象に強い稲づくりと品質向上に取り組みました。その結果、高温と渇水の影響により1等米比率は73.5%となりましたが、相対取引価格は全国平均を上回る水準を維持できました。また、野菜・花きについても、夏場の高温や干ばつの影響を大きく受け、収量および品質の低下を招きました。

地域農業振興の取り組みとしては、合併前の旧JA北魚沼で実施していた「農業者応援事業」を継続し、生産拡大や所得向上、持続可能な農業の推進を目的に、総額40,789千円の支援を行いました。特に土づくり支援については1,368件の実績を上げ、次年度以降も継続を望む声が多く寄せられています。また、促成山菜の販売拡大を図るため、行政機関、生産者とJAとともに卸売市場でトップセールスを実施しました。

信用事業では、農業経営の安定化とさらなる成長を目指し、大規模農業者や農業法人の皆さまに積極的な資金提供を提案しました。また、共済事業においては、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障について、世代や家族構成に応じた最適なプランを提案しました。

令和7年度に令和8年度から10年度までの第1次中期3ヵ年経営計画を策定しました。「持続可能な農業と地域の繁栄を共に育む」という経営ビジョンのもと、「持続可能な農業の推進と生産性向上」「地域の活性化とコミュニティの強化」「組織の強化と経営基盤の確立」という三つの柱を中心に取り組んでまいります。今後もJA魚沼は、組合員・地域住民の皆さまから「なくてはならない」存在として評価いただけるよう努めてまいります。

以上の結果、事業総利益は69億74百万円、事業利益は4億83百万円、経常利益は7億18百万円、当期剰余金は4億36百万円を計上することができました。ご利用いただきました組合員・利用者の皆さまに心より感謝申し上げます。

以下、各事業の概況についてご報告いたします。

指導事業

【営農指導】

- ① 魚沼米ブランド産地として、気象変動に対応した安定生産・品質確保の取り組みとして各地区で指導会を実施しました。(指導会144会場・2,077人)
- ② 園芸品目の面積拡大と農業所得増大を目指した園芸指導強化と新規生産者拡大に取り組みました。(農業塾15回、新規11人・225a)
- ③ 家畜伝染病の対策強化と暑熱対策による経営安定化に取り組みました。(研修会4回、暑熱対策11取組)
- ④ 環境に配慮した農業生産・スマート農業の推進に取り組みました。(J-クレジット説明会4回、ザルビオフィールドマネージャー研修会6回)
- ⑤ 持続可能な地域農業の実現に向け「第1次JA魚沼地域農業戦略」を策定いたしました。農業者の所得増大・農業生産の拡大のため「農業者応援事業」を実施し多くの農業者へ支援をいたしました(総額 40,800千円)

【生活指導】

- ① 小学校への出前授業や学校教育田等により、多様な農業とのつながりを次世代に伝える食農教育活動に取り組みました。
- ② 各地区農業祭等で女性部による「シャカシャカおにぎり」を実演し、子供たちと楽しみながらごはん食の魅力をPRしました。
- ③ 女性部の活動の様子を広報誌、支店・プラザ店だよりに掲載し、JAや女性部のファンづくりに取り組みました。
- ④ JA健康寿命100歳プロジェクトの一環として、組合員・地域住民の健康維持・増進のため「JA魚沼健康チャレンジ」を実施しました。

- ⑤ 十日町地区において女性部と連携し、軽体操や茶話会を定期的に行う「地域の茶の間」活動を実施し、地域の仲間づくりに取り組みました。

販売事業

【米穀販売】

- ① 持続可能な生産に向けた価格設定を目指しましたが、過去にない販売価格の高騰となりました。
- ② 令和7年産米より、旧JAごとに行っていた共同計算の一本化を図りました。
- ③ 集荷については、業者を活用しながら滞荷や人員不足の解消に取り組みました。

【園芸販売】

i 野菜販売

- ① 集荷対象品目ごとに最盛期が異なることから、適切な時期に広域的な集荷・流通体制の整備に取り組みました。
- ② 集荷・事務費等の削減を図るため、3品目(アスパラガス、ねぎ、山菜)で集荷の拠点化に取り組み、有利販売につなげました。
- ③ 園芸組織代表者による生産者交流会を開催し、連携体制の強化を図りました。

ii 花き販売

- ① 菊類の販売について、地区間の連携強化を図るための活動を行いました。
- ② 既存のブランドを活かしながら、物流業者を統一した中で連携を図りました。
- ③ ユリ生産者交流会を開催し、技術や情報共有に取り組みました。

iii きのこと販売

- ① 販売会議等の参加により、主産地や全国の動向などの把握に努め販売を行いました。
- ② 物流業者の統一を図り、コスト低減に努めました。
- ③ 全農にいがたや取引先と連携し、首都圏での販売促進を行いました。

【畜産販売】

産地の消費拡大に繋がるPR活動を実施し、安定販売に取り組みました。(PR活動9回)

【直売所】

- ① 農産物直売所「ベジぱーく」と「百菜花ん」で連携を図り、イベント時は相互に店舗取扱商品の販売を行いました。
- ② dポイントやQR決済の導入等により利便性の向上を図り、若年層の集客に努めました。
- ③ 公式ホームページやSNS・広報誌などで直売所の魅力発信に努めました。

【その他販売】

- ① 優良な種籾・種大豆の生産・販売に努めました。
- ② 県内および関東圏からも需要の多いそばの販売に取り組みました。
- ③ しぶみ地区では、山菜の買取販売を行いました。

保管事業

- ① 法令を遵守した適正な保管管理と安全作業を徹底するため、一般衛生管理計画を作成し、保管管理に取り組みました。
- ② 入出庫管理システムを統一し、一元管理に取り組みました。

加工事業

- ① 精米加工事業では、令和6年産米はふるさと納税や産地精米販売先の需要量が増加しました。
- ② 雑誌広告やネット広告などに商品を掲載し、需要喚起に取り組みました。
- ③ その他加工(もち加工販売)では、複数の品目を統一して販売しました。

利用事業

【カントリーエレベーター・ライスセンター】

- ① 小千谷地区カントリーエレベーターの建設について、行政も含め継続検討を行いました。
- ② 管理運営委員会を開催し、収支状況や利用料金について確認検討を行いました。
- ③ 施設巡回を行い、施設の現状と修繕必要箇所について確認を行いました。

【園芸集出荷施設】

- ① 管理運営委員会を開催し、収支状況や利用料金について確認検討を行いました。
- ② ユリ切花では、冷蔵施設を有効活用した販売に取り組みました。
- ③ 吉田集荷場では、ねぎの機械化と管内一元集荷に取り組みました。

【水稻育苗】

健苗育成の体制構築とコストを抑えた運営対策の検討会を実施しました。

【堆肥センター】

i 小千谷地区

- ① 有機資源の再利用の促進を図るとともに、有機肥料を農地に還元することにより、地域農業の振興に取り組みました。
- ② 良質な堆肥生産および計画的な散布体制によって散布の拡大に努め、安全安心な農産物生産に取り組みました。

ii 津南地区

- ① 土づくりによる品質向上を目的とし、家畜糞尿、野菜残渣、きのご糞菌床、下水汚泥を原料に混合発酵処理により堆肥化し、製造販売に取り組みました。また、水田堆肥散布委託作業を実施し、散布拡大に取り組みました。
- ② スーパーから排出される野菜残渣等一般廃棄物の収集運搬の特例措置を活用するため、再生利用事業に取り組みました。

【錦鯉センター】

- ① 水産試験場・新潟県錦鯉協議会と協力し、KHV検査と巡回訪問を実施しました。
(検査総数330件・巡回訪問6件)
- ② 出荷者増加の取り組みと、錦鯉の流通拠点として生産者・購入者が安心して取引できる市場運営に取り組みました。(市場開催20回 出荷者延べ519人 平均舟数176舟)

【葬祭事業】

- ① 研修会・講習会に参加し、知識・技能の向上を図りました。
- ② オータムコンサートや葬祭ギフトの解体市を開催し、虹のホールおぢやのPRに努めました。
- ③ 事業譲渡に向けて、新たな会員特典など選ばれるJA葬祭について検討しました。

購買事業

【生産資材】

- ① 生産コスト削減に向けた受入供給体制の効率化を図るため、集約化が可能な品目の再確認を行い、仕入体制の構築に取り組みました。仕入先を集約することで価格の統一化を図り、全地区で共通したキャンペーンを実施しました。
- ② 生産コスト削減を図るため、配送体制の中心となる物流拠点を整備しました。
- ③ 予約購買拡大に向け、組合員向け研修会等で予約メリットの情報提供を実施しました。

【生活資材】

- ① 高品質なエコープマーク商品を中心に、利用者ニーズを踏まえた商品・サービスの提供に取り組みました。
- ② 紳士・婦人服等の展示会を開催し、利用者ニーズに応じた商品の提案を行うことで、組合員の快適な暮らしの支援に努めました。
- ③ ファミリーマート上郷店は、フランチャイズ契約の期間満了に伴い、当JAによる運営を終了し譲渡しました。

【農業機械】

- ① 全農主催の技術講習会に参加し、高性能農業機械に対応した商品知識の取得と整備技術の向上を図り、質の高いサービスの提供に取り組みました。
- ② サンクスフェアへの参加や農業機械の展示会を開催し、組合員ニーズに沿った農業機械の提案を行いました。
- ③ 農業コスト低減のため、JAグループで開発した共同購入コンバインの普及活動に取り組みました。

【自動車】

- ① 定期的な自動車展示会の開催とタイヤ付替えキャンペーンの開催により、既存利用者の満足度向上と新規利用者の獲得に取り組みました。
- ② 営業体制の見直しと中古車在庫情報の共有化を図り、顧客ニーズに沿った営業活動を展開しました。
- ③ 計画的な資格取得に取り組みむとともに、各種講習会等に積極的に参加し、商品知識の取得と整備技術の向上に努めました。

【燃料】

- ① 合併メリットとして組合員カードによる割引や各地区独自のキャンペーンを実施し、地域に密着した給油所をPRしました。
- ② キャッシュレス決済の普及による利便性の向上と新規顧客の獲得に向け、QR決済キャンペーンを実施しました。
- ③ LPガスの安定供給に努め、展示会や折込チラシによる快適な暮らしづくりに役立つ情報提供に取り組みました。

信用事業

- ① 担い手経営体が抱える高度かつ多様な経営課題の解決に応えるため、融資専任担当者を中心とした訪問活動を通じて、関係強化や適切な資金を提案することで、農業経営の安定・成長支援に取り組みました。
- ② 農業経営アドバイザー資格取得研修・試験を始めとした各種研修会参加を通じ、農業融資・住宅ローン等の専門性の高い各種相談等ができる人材育成・サービス力向上に努めました。その結果、十日町・小千谷・北魚沼の3地区のローンセンターや各支店において、組合員・利用者の皆さまから新たに農業資金(9億28百万円)、住宅ローン(21億83百万円)、マイカーローン(8億19百万円)など、多くの利用をいただきました。
- ③ 新潟県信連の証券業務研修および証券会社の各種セミナーに参加し、資金運用やリスク管理に関する専門的な人材育成に取り組みました。また、より利回りの良い運用商品を積極的に組み入れ、収益力の向上に努めました。
- ④ 年2回実施した定期貯金キャンペーンにおいて、JAネットバンク・ATMによる預入の金利上乗せを実施し、4,263件で51億71百万円のご利用をいただきました。また、親しみやすい店舗づくりと日頃の感謝を込めて、11月に全支店において「お客様感謝デー」を開催し、各種ご契約をいただいたお客様へお楽しみ袋を贈呈しました。
- ⑤ 支店役席者・窓口担当者を対象に金融AMLオフィサーの資格取得に取り組み、リスク管理態勢および利用者保護等の態勢強化に努めました。

共済事業

- ① 契約者フォロー活動(3Q活動)による「ひと・いえ・くるま・農業」の総合的な保障点検活動を通じ、組合員・利用者一人ひとりの課題に適した保障提案を行い、最適で万全な総合保障の提供に取り組みました。(3Q活動実施者数21,699人、あんしんチェック実施者数15,526人)
- ② ペーパーレス・キャッシュレス契約による事務の効率化とJA共済アプリ・Webマイページの登録促進に取り組み、利便性の向上および次世代・次々世代との接点強化に取り組みました。(Webマイページ新規登録者数2,190人)
- ③ 自動車事故受付時には契約者に寄り添い、適切かつ丁寧な対応を心がけ、JA共済連サービスセンターとの連携強化を図り、自動車共済利用者満足度の向上に努めました。(総合満足度94%)
- ④ コンプライアンス態勢の強化を図り、法令等に基づく「適切な共済推進」および「組合員・利用者本位の推進活動」を徹底し、信頼性の向上に努めました。

その他事業

【行政からの受託事業(十日町地区)】

「高齢者生きがい施設びーんず」において、軽体操等のサービスを提供しました。

管理部門

【経営企画】

- ① 組合員アンケートを実施し、組合員の皆さまの声を反映させた第1次中期3ヵ年経営計画を策定しました。
- ② 労働生産性向上のため、電子決裁システムを含めたグループウェアを導入しました。

【総務】

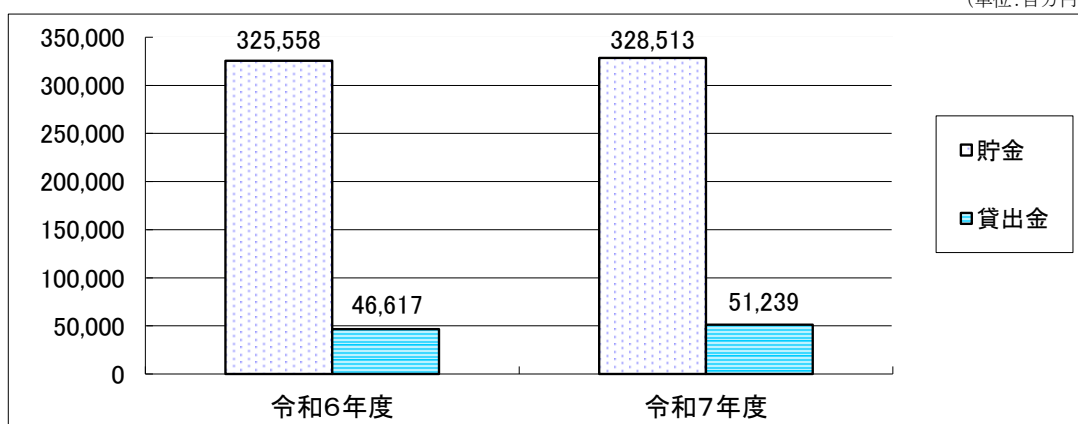
- ① 組合員および地域住民に、JAおよび地域農業への理解を深めていただくため、様々な支店協同活動を実施しました。
- ② 人材育成基本方針に基づき、組合員サービスの向上に向けた人材育成に取り組みました。
- ③ 人材確保に向け、役員による高校・専門学校等への訪問、各種企業説明会への参加を通じ、採用機会の拡大を図りました。

【リスク管理】

- ① コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員全体研修会や部署長を中心とした事務リスク管理研修会等の実施により、コンプライアンス意識の向上に努めました。
- ② 健全な貸出審査や適切な債権管理・回収に努め、不良債権比率の圧縮に取り組みました。

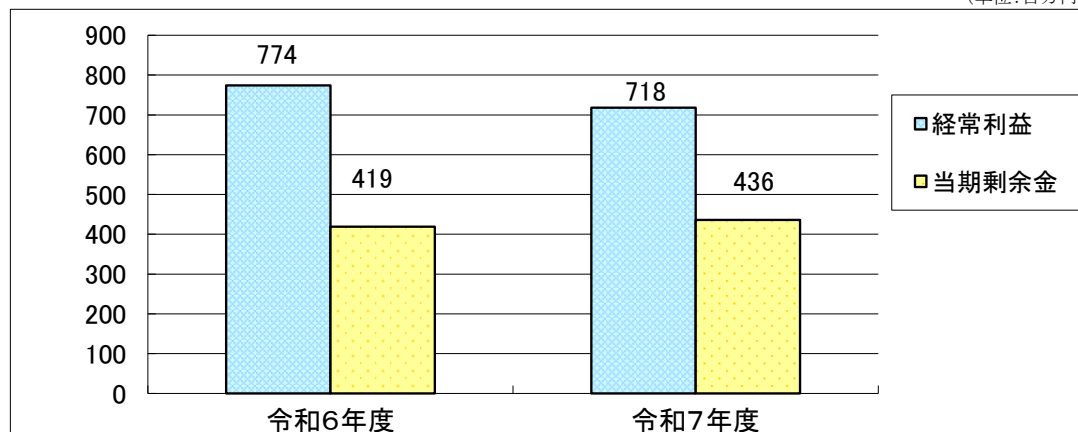
【貯金残高および貸出金残高の推移】

(単位:百万円)



【経常利益および当期剰余金の推移】

(単位:百万円)



4. 農業振興活動

◇「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けた生産・販売戦略の取り組み

- ① 魚沼米ブランド産地として、気候変動に対応した安定生産・品質確保に取り組みました。
 - ・コシヒカリ1等米比率 73.5%（目標95%以上）
 - ・指導会開催 19回（目標18回）
- ② 園芸品目の面積拡大と農業所得増大を目指した園芸指導強化と新規生産者拡大に取り組みました。
 - ・新規生産者数 11人（目標10人）
 - ・新規作付面積 225a（目標100a）
- ③ 環境に配慮した農業生産・スマート農業の推進に取り組みました。
 - ・J-クレジット制度の説明会 4回（目標4回）
 - ・ザルビオフィールドマネージャーの推進のための水稻新技術研修会 6回（目標5回）
- ④ 継続可能な地域農業の実現による農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けて取り組みました。
 - ・地域農業戦略の策定
 - ・農業課題に対応した「JA魚沼農業者応援事業」の実施
- ⑤ 生産コスト削減に向けた受入供給体制の効率化と時期別対応商品提案に取り組みました。
 - ・キャンペーンによる特別価格の提案 2回（目標2回）

◇営農指導・経営相談体制強化の取り組み

- ① 家畜伝染病の対策強化と暑熱対策による経営安定化に取り組みました。
 - ・防疫対策研修会 4回（目標4回）
 - ・暑熱対策取組数 11取組（目標5取組）
- ② 新規生産者の栽培技術向上に向けて取り組みました。
 - ・農業塾の開催 15回（目標10回）
- ③ 高度化・多様化する担い手のニーズに対応できる営農指導員、地域営農マネージャー等の計画的な育成に取り組みました。
 - ・年次育成プログラムの策定
 - ・育成プログラムに準じた資格取得 9人（目標22人）
- ④ 担い手経営体の労働力確保のため、デイワークアプリの推進に取り組みました。
 - ・登録者21件（目標30件）

◇スケールメリットを活かしたブランド力向上・競争力の強化の取り組み

- ① 米穀販売において合併によるメリットを発揮し、取引先との事前契約の拡大や魚沼ブランドによる有利販売を進め、生産者手取りの最大化とシェア拡大を目指しました。
 - ・米穀販売金額 94.75億円（目標85.05億円）
- ② 出荷結集による販売力及び競争力の強化を図るとともに、円滑な集荷・検査対応に取り組みました。
 - ・魚沼コシヒカリ集荷数量 294千俵
- ③ 流通体制整備による広域品目の有利販売と集荷拠点の構築による経費の削減に取り組みました。
 - ・園芸販売高 96.5億円（目標90.6億円）
- ④ 継続可能な畜産経営のため、産地の情報発信と安定販売に取り組みました。
 - ・畜産販売高 23.85億円（目標23.85億円）

5. 地域貢献情報

組合員をはじめ地域住民のニーズに応えながら、地域農業の振興と地域社会の活性化に主体的に対応できるJA職員教育、体制作りを進めながら事業活動を行いました。また、組合員や地域住民との絆づくりを進める支店協同活動の実践を通じて、地域貢献活動を行いました。

◇地域住民とJAを結ぶ協同活動・食農教育への取り組み

- ① JA利用のきっかけづくり・JAファンづくりを目的として、協同活動を通じた地域活性化に継続して取り組みました。当JAでは、支店協同活動として地域の清掃活動や花・野菜などのプランター設置等にした。また、地域の話題等を題材にした支店だよりの定期的な発行や、組合員・地域住民との交流場として全14支店でお客様感謝デーによるふれあい活動を実施し、地域農業やJAへの理解を深めました。
- ② 参加者と楽しみながら結びつきが生まれるイベント・交流活動を開催しました。
 - ・農林まつり(小千谷地区(10月))
 - ・大農業祭×食まちうおぬま(北魚沼地区(10月))
 - ・農協祭(十日町地区(10月))
 - ・大農業祭(津南地区(11月))
- ③ ベジきっちんと小学校への出前講座を核とした食農教育活動を通じて、農業への理解促進と健全な食生活のサポートに継続して取り組みました。

◇高齢者が安心して生活できる地域づくりへの取り組み

- ① 安心して利用できる金融機関であり続けるために、特殊詐欺等による被害未然防止に向けた啓発活動および利用者の保護に継続して取り組みました。
- ② 組合員・地域住民の健康維持・増進に向けて、組合員ドックの推進に取り組みました。
 - ・ドック受診者数 1,096人
- ③ 女性部活動を通じて、仲間づくり・健康の増進・生きがいづくりを継続して支援しました。
- ④ 創作活動やお弁当等のサービスを行う「高齢者生きがい施設びーんず」の運営を通じて高齢者の日常生活の充実支援を行いました。

6. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「総合リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本的な方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行なっています。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行なうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行なっています。貸出取引において資産の健全性維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行なっています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び総合リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク

(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことであります。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行なうため、事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

5. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

6. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、(株)新潟県農協電算センターおよびその他電算業務委託先と連携してシステムリスク管理に努めます。

◇法令遵守体制

1. コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。当JAは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。この実現に向けてコンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、以下の通りコンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

○ 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の一人一人が高い倫理観と強い責任感を持って日常の業務を遂行します。

- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持します。

2. コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行なうため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・支店および子会社にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引き書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、職場内グループウェアにて全職員へ開示し、徹底を図っています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

なお、不祥事の再発防止に向け、今後更なる態勢強化を図ってまいります。

◇金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情の解決を図ります。

○当JAの苦情等受付窓口 本店金融部(電話025-757-1572)または各支店

○JAバンクに関するご相談・苦情 JAバンク相談所(電話03-6837-1359)

いずれも、金融機関の休日は除く9:00～17:00の受付となります。

2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

直接、次の機関をご利用できます。連絡先については、当JA本店金融部(電話025-757-1572)またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話03-6837-1359)にお問い合わせください。

なお、新潟県弁護士会(示談あっせんセンター電話025-222-5533)、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

・現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は前出のJAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

・共済事業

(一社)日本共済協会共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会弁護士費用保険ADR

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

上記以外の連絡先については、当JAの本店共済部(電話025-757-1582)にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会・代表理事理事長・監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

7. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化に取り組んだ結果、令和8年1月末における自己資本比率は21.37%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
|-------------------|-----------------------|
| 発行主体 | 魚沼農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 7,406百万円(前年度7,595百万円) |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

8. 主要な業務の内容

信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA、信連、農林中央金庫の4段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

貯金業務

組合員はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様から貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただいています。

各貯金の内容については、つぎの通りです。

| 貯金の種類 | | 特色 | 期間 | お預入額 |
|---------|---|---|--|-------------|
| 総合口座 | 普通貯金 | 1冊の通帳に普通貯金、定期貯金がセットでき、お預かりの定期貯金を担保とする自動借入もできる便利な口座です。「貯める・受け取る(給料・年金・配当金等)・支払う(公共料金・クレジット等)・借りる」機能を持った優れたもので、お財布としてお勧めします。また、キャッシュカードは、全国のJA、銀行等のキャッシュコーナーでご利用いただけます。 | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| | 決済用普通貯金 | | | |
| | 定期貯金 | | 『定期貯金』欄に同じ | |
| | 大口定期貯金 | | | |
| | スーパー定期 期日指定定期貯金 変動金利定期貯金 | | | |
| 定期貯金 | 大口定期貯金 | お預け入れ期間が、1か月から10年と短期から長期の運用まで、目的に応じて自由にお選び頂けます。お預け入れ時の利率が満期まで変わらない「確定利回り」で運用できます。 | 1ヶ月以上10年以内 | 1千万円以上 |
| | スーパー定期 | | 1ヶ月以上10年以内 | 1円以上 |
| | 期日指定定期貯金 | 1年複利でお得な定期貯金です。据置期間経過後は期日指定によりご希望の日にお引き出しになります。特にお申し出がない場合は、最長お預入期間を満期とする自動継続となります。 | 最長3年(据置期間1年) | 1円以上3百万円未満 |
| | 据置定期貯金 | 満期日は、お預け入れ日の6カ月経過後から5年までの間の任意の日を指定でき、元金の一部払出も可能です。また、お預け入れ期間に応じた有利な金利が適用されます。 | 最長5年(据置期間6カ月) | 1万円以上1千万円未満 |
| | 変動金利定期貯金 | 金利実勢にそって6カ月ごとにお預かり利率が変動する、半年複利の満期一括受け取りの定期貯金です。 | 1年、2年、3年 | 1円以上 |
| 定期積金 | お積み立て期間内に、分割してお積み立ていただけます。お積み立て方法には定額式、目標式のほか、ボーナス併用型、隔月型等プランに合わせてお選びいただけます。 | 6カ月以上10年以内 | 1千円以上 | |
| 譲渡性貯金 | 満期日のご指定が、5年以内の任意の日を指定頂けます。満期日前、満期日以降に利息と合わせて譲渡することができます。 | 7日以上5年以内 | 1千万円以上 | |
| 当座貯金 | お支払には安全で便利な小切手、手形をご用意いたします。貯金保険制度で全額保護されます。※無利息です。 | 出し入れ自由 | 1円以上 | |
| 普通貯金 | 出し入れ自由。給料・ボーナス・年金等の受取口座、公共料金の引落口座としてもご利用いただけます。 | 出し入れ自由 | 1円以上 | |
| 決済用普通貯金 | 従来の普通貯金(個人のお客様は総合口座と同様)のお取り扱いができます。貯金保険制度で全額保護されます。※無利息です。 | 出し入れ自由 | 1円以上 | |
| 貯蓄貯金 | お預け入れ残高に応じて、より有利な運用ができる金額階層別金利となっています。キャッシュカードがご利用いただけます。なお、普通貯金と貯蓄貯金の間振替サービス(スウィングサービス)がご利用いただけます。 | 出し入れ自由 | 1円以上 | |
| 通知貯金 | まとまった資金の短期運用に有利です。解約は一括して払い戻します。ただし、解約日の2日前までにご通知ください。 | 7日以上 | 5万円以上 | |
| 財形貯金 | 一般財形貯金 | 給料からの天引きで、お勤めの方々の財産作りに最適な積立貯金です。 | 3年以上 | 1円以上 |
| | 財形年金貯金 | 給料からの天引きで、ご自分の生活設計にあわせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。また、550万円まで(財形住宅と合算)退職後においても非課税の特典が受けられます。 | 積立期間5年以上 据置期間6ヶ月以上5年以内 受取期間5年以上20年以内 | 1円以上 |
| | 財形住宅貯金 | 給料からの天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。また、550万円まで(財形年金と合算)非課税の特典が受けられます。 | 5年以上(エンドレス型) | 1円以上 |

注)上記貯金は、譲渡性貯金を除き、貯金保険制度による保護の対象となります。保護の範囲は、当座貯金および決済用普通貯金は全額、それ以外の貯金等は合算して元本1,000万円までとその利息等となります。

融資業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や地方公共団体、農業関連産業、地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金をご融資し、農業振興ならびに地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な融資の概要については、つぎの通りです。

(各商品詳細ほか記載していない制度融資・商品等もございます。JA本支店にお問い合わせください)

主な一般・事業性貸付

| 商品名 | ご利用いただける方 | 資金使途 | ご融資金額 | ご融資期間 | 貸出方法 | 返済方法 | 保証及び担保 | |
|-----------------|-----------------------------------|---|--------------------------------|-------------------------|---------|------------------------|--|--|
| アグリマイ ティール資金 | 組合員及び農 業者等 | ①生産・担い 手資金 ②加工・流通・ 販売資金 ③地域活性 化・振興資金 ④再生可能エ ネルギー対応 資金 | 事業費の100%の範囲内 | 短期 | 1年以内 | 手形貸付 | 期日一括返済 | 原則、新潟県農業信用基金 協会の債務保証 (必要により保証人・担保) |
| | | | | 長期 | 最長25年以内 | 証書貸付 | 元金均等返済 元利均等返済 | |
| アグリV | JAが担い手と 認定した組合 員等 | 農業生産に 直結する運 転・設備資 金 | 2000万円以内 | 1年以上20年以内 | 証書貸付 | 元金均等 任意の特定月の 20日 | 原則、新潟県農業信用基金 協会の債務保証 (必要により保証人・担保) | |
| 一般事業 資金 | 事業者 | 事業を営む ために必要 な資金 | 短期 所要額の範囲内 長期 所要額の範囲内 | 1年以内 | 手形貸付 | 期日一括返済 | 融資要項総則に基づき、必要 により保証人・担保 | |
| | | | | 設備資金 35年以内 運転資金 5年以内 | 証書貸付 | 元金均等返済 元利均等返済 | | |
| 農業近代化 資金 | 措置要綱の定めによります。詳細はJA本支店にお問い合わせください。 | | | | 証書貸付 | 元金均等返済 | 原則、新潟県農業信用基金 協会の債務保証 (必要により保証人・担保) | |

各種ローン商品

| 商品名 | ご利用いただける方 | 資金使途 | ご融資金額 | ご融資期間 | 貸出方法 | 返済方法 | 保証及び担保 |
|-------------------|---|---|--------------------|---------------------|------|------------------|------------------------------------|
| 住宅ローン | 満18歳以上の組合 員でその他一定の 要件を満たしてい る方 | 住宅新築・購入・ 増改築、土地購 入、他行住宅 ローン借換資金 等 | 10万円以上 1億円以内 | 3年以上 50年以内 | 証書貸付 | 元金均等返済 元利均等返済 | 新潟県農業信用基金協会の 債務保証及び担保(対象物 件) |
| リフォーム ローン | 満18歳以上の組合 員でその他一定の 要件を満たしてい る方 | 住宅の増改築費 及び住宅関連設 備費 | 10万円以上 1500万円以内 | 1年以上 20年以内 | 証書貸付 | 元利均等返済 | 新潟県農業信用基金協会の 債務保証 |
| マイカー ローン | 満18歳以上の組合 員でその他一定の 要件を満たしてい る方 | 自動車等購入資 金ほか車関連費 用、他行借換資 金等 | 10万円以上 1000万円以内 | 6か月以上 10年以内 | 証書貸付 | 元利均等返済 | 新潟県農業信用基金協会の 債務保証 |
| 教育 ローン | 満18歳以上の組合 員でその他一定の 要件を満たしてい る方 | ご子弟の教育に 関するすべての 資金 | 10万円以上 1000万円以内 | 最長15年以内 (据置期間含む) | 証書貸付 | 元利均等返済 | 新潟県農業信用基金協会の 債務保証 |
| 多目的 ローン | 満18歳以上の組合 員でその他一定の 要件を満たしてい る方 | 生活に必要とす る一切の資金 | 10万円以上 500万円以内 | 6か月以上 10年以内 | 証書貸付 | 元利均等返済 | 新潟県農業信用基金協会の 債務保証 |
| 農機具 ローン | 満18歳以上の組合 員でその他一定の 要件を満たしてい る方 | 農機具購入等に 必要な資金 | 1800万円以内 | 1年以上 10年以内 | 証書貸付 | 元金均等返済 元利均等返済 | 新潟県農業信用基金協会の 債務保証 |
| カードローン (約定返済型) | 満20歳以上の組合 員でその他一定の 要件を満たしてい る方 | 生活に必要とす る一切の資金 | 10万円以上 300万円以内 | 1年(自動更新) 満70歳まで | 当座貸越 | 1万円～6万円 約定返済 | 新潟県農業信用基金協会の 債務保証 |

県・市制度融資

| 商品名 | ご利用いただける方 | 資金使途 | ご融資金額 | ご融資期間 | 貸出方法 | 返済方法 | 保証及び担保 |
|----------------|--|------|-------|-------|------|------|--------|
| 県制度融資 市制度融資 | 各種様々な制度があり取扱金融機関となっておりますが、一部お取扱いできない制度資金もあります。詳細はJA本支店にお問い合わせください。 | | | | | | |

日本政策金融公庫資金

| 商品名 | ご利用いただける方 | 資金使途 | ご融資金額 | ご融資期間 | 貸出方法 | 返済方法 | 保証及び担保 |
|-------------------------------------|-----------|------|-------|-------|------|------|--------|
| 各種様々な公庫資金があります。詳細はJA本支店にお問い合わせください。 | | | | | | | |

登録金融機関業務

皆様の多様なニーズにお応えするため、国債および投資信託の取り扱いを行っております。

国債の窓口販売

| 種類 | 期間 | 申込単位 | 発行月 | |
|--------|-----------|-------|-----|----|
| 新窓販国債 | 長期利付国債 | 10年 | 5万円 | 毎月 |
| | 中期利付国債 | 2年・5年 | 5万円 | 毎月 |
| 個人向け国債 | 3年・5年・10年 | 1万円 | 毎月 | |

投資信託の窓口販売

| ファンド名 | 商品分類 | 主なリスク | お買付金額※1 |
|--|----------------------------|---|---------------|
| JA日本債券ファンド | 追加型投信 国内:債券 | 金利変動リスク・信用リスク | 1万円以上 1円単位 |
| Oneニッポン債券オープン | 追加型投信 国内外:債券 | 金利リスク・信用リスク・為替リスク・ハイブリット証券への投資に伴うリスク | |
| HSBC世界資産選抜種まきコース (安定運用型) | 追加型投信 国内外:債券 | 金利変動リスク・信用リスク・為替変動リスク・流動性リスク・カントリーリスク | |
| 農林中金<パートナーズ> 先進国債券ファンド(部分為替ヘッジあり) | 追加型投信 海外:債券 | 金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・期限前償還リスク | |
| 農林中金<パートナーズ> 日米6資産分散ファンド(安定運用コース) | 追加型投信 国内、米国:株式・債券・不動産 | 株価変動リスク・流動性リスク・REITの価格変動リスク・信用リスク・金利変動リスク・為替変動リスク | |
| HSBC世界資産選抜収穫コース (予想分配金提示型) | 追加型投信 国内外:株式・債券・不動産 | 株価変動リスク・金利変動リスク・信用リスク・為替変動リスク・その他資産のリスク・カントリーリスク・流動性リスク | |
| HSBC世界資産選抜充実生活コース (定率払出型) | 追加型投信 国内外:株式・債券・不動産 | 株価変動リスク・金利変動リスク・信用リスク・為替変動リスク・その他資産のリスク・カントリーリスク・流動性リスク | |
| 農林中金<パートナーズ> 日米6資産分散ファンド(資産形成コース) | 追加型投信 国内、米国:株式・債券・不動産 | 株価変動リスク・流動性リスク・REITの価格変動リスク・信用リスク・金利変動リスク・為替変動リスク | 5千円以上 千円単位 |
| セゾン・グローバルバランスファンド | 追加型投信 国内外:株式・債券 | 価格変動リスク・為替変動リスク・カントリーリスク・信用リスク・流動性リスク | |
| HSBC世界資産選抜育てるコース (資産形成型) | 追加型投信 国内外:株式・債券・不動産 | 株価変動リスク・金利変動リスク・信用リスク・為替変動リスク・その他資産のリスク・カントリーリスク・流動性リスク | 1万円以上 1円単位 |
| 農林中金<パートナーズ> 先進国債券ファンド(為替ヘッジなし) | 追加型投信 海外:債券 | 金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・期限前償還リスク | |
| 農中日経225オープン | 追加型投信 国内:株式 インデックス型 | 株価変動リスク | 5千円以上 千円単位 |
| 農林中金<パートナーズ> つみたてNISA日本株式日経225 | 追加型投信 国内:株式 インデックス型 | 株価変動リスク・流動性リスク | |
| 農林中金<パートナーズ> つみたてNISA米国株式S&P500 | 追加型投信 米国:株式 インデックス型 | 株価変動リスク・為替変動リスク | |
| 農林中金<パートナーズ> 米国株式S&P500インデックスファンド | 追加型投信 米国:株式 インデックス型 | 株価変動リスク・為替変動リスク | 1万円以上 1円単位 |
| 全世界株式インデックス・ファンド (オール・カントリー) | 追加型投信 国内外:株式 インデックス型 | 株価変動リスク・為替変動リスク・カントリーリスク | 1万円以上 1円単位 |
| 農林中金<パートナーズ> おおぶねJAPAN(日本選抜) | 追加型投信 国内:株式 | 株価変動リスク・流動性リスク・信用リスク | 1万円以上 1円単位 |
| 農林中金<パートナーズ> 長期厳選投資おおぶね | 追加型投信 海外:株式 | 株価変動リスク・為替変動リスク | 1万円以上 1円単位 |
| 農林中金<パートナーズ> おおぶねグローバル(長期厳選) | 追加型投信 海外:株式 | 株価変動リスク・流動性リスク・信用リスク・為替変動リスク・カントリーリスク | 1万円以上 1円単位 |
| ベイリー・ギフォード世界長期成長ファンド | 追加型投信 国内外:株式 | 価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・流動性リスク・カントリーリスク | 1万円以上 1円単位 |
| セゾン資産形成の達人ファンド | 追加型投信 国内外:株式 | 株価変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク | 5千円以上 1円単位 |
| 農林中金<パートナーズ> J-REITインデックスファンド(年1回決算型) | 追加型投信 国内:不動産 インデックス型 | 価格変動リスク・流動性リスク | 1万円以上 1円単位 |
| グローバル・リート・インデックスファンド (資産形成型) | 追加型投信 海外:不動産 インデックス型 | 価格変動リスク・為替変動リスク・カントリーリスク | 1万円以上 1円単位 |

| ファンド名 | 商品分類 | 主なリスク | お買付金額 |
|---|----------------------------|---|---------------|
| グローバル・インカム・フルコース※2 (為替リスク軽減型)(為替ヘッジなし) | 追加型投信 国内外:債券 | 価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・流動性リスク・カントリーリスク・低格付債券への投資リスク・期限前償還リスク | 1万円以上 1円単位 |
| 農林中金くパートナーズ>※2 J-REITインデックスファンド(毎月分配型) | 追加型投信 国内:不動産 インデックス型 | 価格変動リスク・流動性リスク | |
| DIAM高格付インカムオープン(毎月決算コース)※2 | 追加型投信 海外:債券 | 金利リスク・信用リスク・為替リスク | |
| 世界の財産3分法ファンド※2 | 追加型投信 国内外:資産複合 | 価格変動リスク・流動性リスク・信用リスク・為替変動リスク | |

注1)投資信託は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。

注2)投資信託は値動きのある証券に投資します(また、外貨建資産にはこのほかに為替連動もあります)ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

注3)投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者が負うことになります。

注4)ご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

注5)お申し込みの際は必ず「目論見書」(一体として交付される書面を含む)「契約締結前交付書面」の内容を十分にご確認ください。

※1)お申込み単位は、投信つみためサービス利用の場合は5千円以上千円単位です。

※2)の商品については追加購入のみの取扱いになります。

その他のサービス

| サービスの種類 | サービスの内容 | |
|--------------|---|---|
| 為替業務 | 内 国 為 替 | 県内・全国のJAはもとより国内の銀行等への「振込」「送金」「代金取立」などを安全・確実・迅速に行うサービスです。 |
| | 自 動 受 取 | 給料やボーナス、年金等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれますので、安心してご利用いただけます。 |
| | 自 動 支 払 | 電気料、電話料、NHK受信料等の各種公共料金、クレジットカード利用代金等の月々のお支払を、ご指定の口座から自動的にお支払いします。 |
| | 登 録 総 合 振 | 毎月の振込先を1度登録すれば、当組合で毎月振込依頼書を作成してお届けします。給与振り込や総合振込等毎月のまとまった振込等にもご利用いただけます。 |
| | 定 時 自 動 集 | 回収先、回収条件を当組合にご登録いただきますと、自動的に請求データを作成し、集金を行うシステムです。新聞購読料、PTA会費等の集金にもご利用いただけます。 |
| | 定 時 自 動 送 | 毎月決まった日、決まった先に、自動的に送金するシステムです。学費の仕送りや家賃・各種会費等のお支払い等にもご利用いただけます。 |
| 代金回収サービス | 新潟県内各金融機関をはじめ、全国の金融機関の取引口座より売掛代金の回収を行うサービスで、会社等の集金業務の合理化を支援いたします。 | |
| キャッシュサービス | 当組合のカード1枚で、当組合のキャッシュコーナーはもちろん、全国のJAや銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行、さらにセブン銀行のキャッシュコーナーがご利用いただけます。なお、平成18年10月からICキャッシュカードもご利用いただけるようになりました。 | |
| JAネットバンクサービス | 窓口へ一度来店しお申込みいただくと、次回から窓口やATMに出向くことなく、インターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替等の各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。また、Pay-easy(ペイジー)による各種料金のお支払いにもご利用いただけます。 | |
| クレジットカード | JAグループが発行する「JAカード」は、日本国内はもちろん世界各国でご利用いただけます。また、24時間・年中無休のロードサービスが付いた「ロードサービス付JAカード」、ICキャッシュカードとクレジットカードが1枚になった「JAカード(一体型)」もお選びいただけます。 | |
| デビットカードサービス | 当組合のキャッシュカードでお買い物ができる便利なサービスです。全国のJ-Debit加盟店でのお支払にご利用いただけます。 | |

《各種手数料》

(令和8年4月1日現在)

1. 貯金・貸出・その他

| 項目 | 単位 | 金額 |
|---|----------------|---------|
| (1) 各種残高証明書 | | |
| ① 窓口端末機発行 | 1通 | 550円 |
| ② 継続発行 | 1通 | 330円 |
| ③ 手書き発行 | 1通 | 660円 |
| ④ 監査法人向け | 1通 | 2,200円 |
| ⑤ 住宅取得資金年末残高証明書 | 1通 | 無料 |
| (2) キャッシュカード発行手数料 | | |
| ① ICキャッシュカード(一体型・単体型) (個人・法人) | 1枚 | 無料 |
| (3) 再発行手数料 | | |
| ① 貯金通帳 | 1冊 | 1,100円 |
| ② 貯金証書 | 1通 | 1,100円 |
| ③ ICキャッシュカード(個人・法人) | 1枚 | 1,100円 |
| ④ ローンカード | 1枚 | 1,100円 |
| ⑤ 住宅取得資金年末残高証明書 | 1通 | 無料 |
| ⑥ 貸出金償還予定表 | 1通 | 1,100円 |
| (4) マル専当座貯金口座開設 | 1口座 | 3,300円 |
| (5) 未利用口座管理手数料(年額) (令和3年10月1日以降新規開設、残高1万円未満) | 1口座 | 1,320円 |
| (6) ① 口座振替手数料 | 1件 | 55円 |
| (7) 媒体持込手数料 | | |
| ① メディア媒体 | 1媒体 | 3,300円 |
| ② 紙媒体 | 1媒体 | 5,500円 |
| (8) 住宅ローン(資金)取扱い手数料 | | |
| ① 事務取扱手数料(新潟県農業信用基金協会) | 1件 | 33,000円 |
| 事務取扱手数料(協同住宅ローン・KHL) | 1件 | 66,000円 |
| 事務取扱手数料(全国保証) | 1件 | 88,000円 |
| ② 全額繰上償還(返済元金500万以上) | 1件 | 22,000円 |
| ③ 条件変更(償還予定表が作成されるもの) (一部繰上返済に伴う場合は除く) | 1件 | 3,300円 |
| ④ 固定変動選択型で再度固定金利選択 | 1件 | 5,500円 |
| (9) リフォームローン取扱い手数料 | | |
| ① 事務取扱手数料(民間保証会社以外) | 1件 | 無料 |
| 事務取扱手数料(民間保証会社) | 1件 | 無料 |
| ② 全額繰上償還 | 1件 | 無料 |
| ③ 一部繰上償還 | 1件 | 無料 |
| ④ 条件変更(償還予定表が作成されるもの) | 1件 | 3,300円 |
| ⑤ 固定変動選択型で再度固定金利選択 | 1件 | 5,500円 |
| (10) 質権設定手数料 火災保険質権(系統外保険会社) | 1通 | 1,100円 |
| (11) 融資証明書 | 1通 | 2,200円 |
| (12) 夜間金庫 基本手数料 | 1契約 | 26,400円 |
| (13) 円貨両替手数料 | | |
| 1~50枚 | | 無料 |
| 51~500枚 | | 550円 |
| 501枚~ | 500枚ごとに550円加算 | |
| ※ 両替枚数は「持ち込み枚数」または「持ち帰り枚数」の多い方とします。 | | |
| ※ 紙幣・硬貨の種類を問いません。 | | |
| ※ 記念硬貨の交換・汚損した現金の交換の場合は無料です。 | | |
| (14) 硬貨精査手数料 | | |
| 1~500枚 | | 無料 |
| 501~1000枚 | | 1,100円 |
| 1001枚~ | 1000枚ごとに660円加算 | |
| (15) 融資電子契約手数料(種類問わず) | | |
| ① 契約金額500万円以下 | 1件 | 1,100円 |
| ② 契約金額500万円超~1,000万円以下 | 1件 | 5,500円 |
| ③ 契約金額1,000万円超 | 1件 | 11,000円 |
| (16) 取引明細照会作成手数料 | | |
| ① 照会期間5年以内 | 1通 | 550円 |
| ② 照会期間5年超 | 1通 | 1,100円 |
| (17) 国債口座管理手数料 | | 無料 |
| (18) その他 | | |
| ① 各種照会に対する回答 | 提出書類1枚 | 55円 |
| ② 債券口座管理手数料 | 1口座 | 無料 |

※本表の金額には、いずれも消費税等(10%)が含まれています。

~詳しくは、窓口におたずね下さい~

| 項目 | 単位 | 金額 |
|-----------------------|-----|-----------|
| (19) JAネットバンク月額利用料 | | |
| ① 個人向けJAネットバンク月額利用料 | 1契約 | 無料 |
| ② 法人JAネットバンク月額利用料 | | |
| 基本サービス(照会・振込サービス) | 1契約 | 1,100円 |
| 基本サービス+伝送サービス | 1契約 | 3,300円 |
| (20) JAデータ伝送サービス月額利用料 | | |
| ① 基本サービス | 1契約 | 5,500円/月 |
| ② 基本サービス+通知サービス | 1契約 | 11,000円/月 |

2. 貯金ネット関係

| キャッシュカード種類 | お取引種類・ご利用時間 | 単位 | 金額 |
|--|-------------|-----------------|---------|
| 当JA・県内JA発行のキャッシュカード | 平日 | お引出 8:00~21:00 | 1件 無料 |
| | | ご入金 8:00~21:00 | 1件 無料 |
| | 土日祝 | お引出 9:00~19:00 | 1件 無料 |
| | | ご入金 9:00~19:00 | 1件 無料 |
| 県外JA発行のキャッシュカード | 平日 | お引出 8:00~21:00 | 1件 無料 |
| | | ご入金 8:00~21:00 | 1件 無料 |
| | 土日祝 | お引出 9:00~17:00 | 1件 無料 |
| | | ご入金 9:00~17:00 | 1件 無料 |
| JFマリンバンク発行のキャッシュカード | 平日 | お引出 8:00~21:00 | 1件 無料 |
| | 土日祝 | お引出 9:00~17:00 | 1件 無料 |
| 提携金融機関発行のキャッシュカード (三菱東京UFJ銀行・ゆうちょ銀行を除く) | 平日 | お引出 8:00~8:45 | 1件 220円 |
| | | 8:45~18:00 | 1件 110円 |
| | 土日祝 | お引出 18:00~21:00 | 1件 220円 |
| | | 9:00~17:00 | 1件 220円 |
| 三菱東京UFJ銀行発行のキャッシュカード | 平日 | お引出 8:00~8:45 | 1件 110円 |
| | | 8:45~18:00 | 1件 無料 |
| | 土日祝 | お引出 18:00~21:00 | 1件 110円 |
| | | 9:00~17:00 | 1件 110円 |
| ゆうちょ銀行発行のキャッシュカード | 平日 | お引出 8:00~8:45 | 1件 220円 |
| | | 8:45~18:00 | 1件 110円 |
| | 土日祝 | お引出 18:00~21:00 | 1件 220円 |
| | | 9:00~17:00 | 1件 220円 |

3. 為替関係

| | 当組合 同一店 | 当組合 本店 | 系統 金融機関 | 他金融機関 | |
|--|-----------------------------------|--------------------|------------|-----------------------------|------|
| 窓口利用 | | | | 文書扱 | 電信扱 |
| | 3万円未満 | 1件 220円 | 220円 | 330円 | 660円 |
| | 3万円以上 | 1件 440円 | 440円 | 550円 | 880円 |
| 機械利用(注1) | 3万円未満 | 1件 110円 | 110円 | 110円 | 440円 |
| | 3万円以上 | 1件 330円 | 330円 | 330円 | 660円 |
| | ATM利用 | | | | |
| | 3万円未満 | 1件 110円 | 110円 | 110円 | 330円 |
| | 3万円以上 | 1件 220円 | 220円 | 330円 | 440円 |
| 個人向けインターネット バンク利用 | | | | | |
| | 3万円未満 | 1件 無料 | 無料 | 110円 | 275円 |
| | 3万円以上 | 1件 無料 | 無料 | 330円 | 440円 |
| | 法人向けインターネット バンク利用(振込、総合 振込) | | | | |
| | 3万円未満 | 1件 無料 | 無料 | 110円 | 275円 |
| | 3万円以上 | 1件 無料 | 無料 | 330円 | 440円 |
| 代金取立手数料 | 1通 | ① 交換所で取立を行うもの 440円 | | ② 交換所を通さず郵便等で取立を行うもの 1,100円 | |
| その他の諸手数料 | | | | | |
| ① 振込の訂正または組戻料 | | 880円/件 | | | |
| ② 取立手形組戻料 | | 1,100円/件 | | | |
| ③ 取立手形店頭呈示料 | | 1,100円/件 | | | |
| ただし、所定手数料を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴収する。 | | | | | |
| ④ 不渡手形返却料 | | 1,100円/件 | | | |
| ⑤ 地方税の収納機関への振込 | | | | | |
| 当JA管内の市町村税等の文書が替手数料は無料。また、管轄外の市町村税等の文書が替手数料は県内・県外問わず公金(税)は無料とし、水道料、各種保険料等は振込先金融機関に応じた手数料とする(納付書1枚につき1件)。ただし、全期分もしくは複数期分を一括納付する場合は1件分の手数料とする。 | | | | | |

(注1) 機械利用とはMT(磁気テープ)・FD・CD・DVDによる振込み

および、定時自動送金、端末自動送信「総合振込」による振込みです。

JA魚沼



共済事業

JA共済では、皆さまの生涯にわたる幸せづくりを、きめ細かい保障プランで力強くサポートします。

長期共済

| 共済の種類 | 特色 |
|-----------------|--|
| 終身共済 | 一生涯にわたって万一の保障を確保できます。多彩な特約で保障を充実させることができ、残されたご家族の暮らしをしっかりと支えます。 |
| 一時払終身共済(平28.10) | 一生涯にわたってお亡くなりになられたときの保障を確保できます。簡単な告知でお申込みいただけます。 |
| 引受緩和型終身共済 | 健康に不安がある方も、簡単な告知で一生涯にわたってお亡くなりになられたときの保障を確保できます。※身体状態等によっては、お引受けできない場合があります。 |
| 養老生命共済 | 貯蓄しながら備えられる万一の保障です。満期時には、まとまった満期共済金をお受け取りいただけます。 |
| 一時払養老生命共済 | 将来に向けて確実に資金づくりができ、お亡くなりになられたときの保障もあわせて確保できます。簡単な告知でお申込みいただけます。 |
| 定期生命共済 | お手頃な共済掛金で、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。 |
| 医療共済 | 日帰り入院からまとまった一時金を受取れ、入院費用への備えやその前後の通院・在宅医療などにも活用できます。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランにあわせて保障内容を自由に選ぶことができます。 |
| 引受緩和型医療共済 | 健康に不安がある方も、簡単な告知で一生涯にわたって病気やケガの保障を確保できます。持病の悪化・再発もしっかり保障します。※身体状態等によっては、お引受けできない場合があります。 |
| がん共済 | 上皮内がんを含むさまざまな【がん】や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。ご意向にあわせて保障内容を自由に設計できます。 |
| 特定重度疾病共済 | 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、「心・血管疾患」や「脳血管疾患」さらに「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。 |
| 生活障害共済 | 病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。公的な制度に連動したわかりやすい保障で、ニーズにあわせてプランを選べます。 |
| 介護共済 | 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。 |
| 一時払介護共済 | まとまった資金を活用し、一生涯にわたって介護の保障を確保できます。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。お亡くなりになられたときには、死亡給付金をお受け取りいただけます。 |
| 認知症共済 | 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害まで幅広く保障します。認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。 |
| 予定利率変動型年金共済 | 積立感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。予定利率の見直しにより年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。※予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。 |
| 子ども共済 | お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障です。高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。 |
| 建物更生共済 | 火災はもちろん、地震や台風などの自然災害による損害にも備えられる建物や家財家具の保障です。掛け捨てではなく、保障期間満了時に満期共済金をお受け取りいただけます。 |

1. 上記の表で万一とは、死亡・所定の第一級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当した時をいいます。
2. 先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(一定の施設基準があります)。
3. 医療共済、がん共済は保障が80歳までのプランもございます。

短期共済

| | |
|-----------|--|
| 火災共済 | 住まいと家財の損害を幅広く保障します。 |
| 自動車共済 | 相手方への保障、ご自身とご家族の保障、お車の保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーします。他にも、レッカー・ロードサービスや夜間休日現場急行サービスなど、各種サービスも充実しています。 |
| 自賠責共済 | 人身事故の被害者保護のため、法律で全ての自動車に加入が義務づけられている共済です。※農耕作業用小型特殊自動車を除きます。 |
| 農業者賠償責任共済 | 農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。 |
| 傷害共済 | 日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障します。 |
| 賠償責任共済 | 日常生活・業務中に起因する事故により賠償責任を負い、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保障します。 |
| 団体定期生命共済 | 団体の福利厚生制度として万一のときを保障します。 |
| 団体建物火災共済 | 団体の建物・動産の損害を総合的に保障します。 |

この資料は概要を説明したものです。詳しくはお近くのJA魚沼窓口または担当者にお問い合わせください。

農業関連事業

販売事業

生産者から消費者へ、新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された米、野菜等から選りすぐったものを、全国の消費者に直接お届けしています。また、雪室倉庫・精米センターを活用した『魚沼産コシヒカリ』は消費者より大変ご好評をいただいています。

さらに、「地産地消」の取り組みとして、農産物直売所を通して消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

購買事業

営農センターでは、農産物の種子、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

農機センターでは、農業者が安心して使える農業機械の販売やトラクター、コンバインの始業前点検、故障に対する迅速な修理等を行っています。

車両センターでは、自動車の販売や修理を行い、組合員の営農や生活に貢献できるよう低コスト、安心・安全のサービス提供に努めています。

管内に給油所、エネルギーセンター、燃料配送センター、LPガスセンターを設置し、自動車燃料の供給を行うとともに、営農・生活に欠かせない灯油・軽油・LPガスの配送を行っています。

利用事業

カントリーエレベーター、ライスセンター、園芸出荷施設、水稻育苗施設、堆肥センター等を設置し、生産者の作業効率化、生産コストの低減、有利販売のための共同利用事業を実施しています。

営農指導相談

営農経済渉外員(TAC)を配置し、出向く営農指導体制をとり、各種支援対策の活用周知と相談機能の充実に努めています。

生活関連事業

生活活動

女性組織「JA魚沼女性部」を中心に、地域との結び付きを深め、食の安心・安全、食文化の伝承など次世代につなぐ活動の展開や、家族の健全な生活を守るため、食生活の見直しや人間ドック等の健康管理活動の実施、自主的なサークル活動の支援を行っています。

系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

破綻未然防止システムは、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

魚沼農業協同組合

1.貸借対照表

(単位:百万円)

| 科目 | 令和6年度 (令和7年1月31日) | 令和7年度 (令和8年1月31日) | 科目 | 令和6年度 (令和7年1月31日) | 令和7年度 (令和8年1月31日) |
|---------------|----------------------|----------------------|------------------|----------------------|----------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 1. 信用事業資産 | 324,138 | 324,473 | 1. 信用事業負債 | 326,630 | 329,544 |
| (1) 現金 | 2,160 | 2,326 | (1) 貯金 | 325,558 | 328,513 |
| (2) 預金 | 256,880 | 246,647 | (2) 借入金 | 328 | 323 |
| 系統預金 | 256,759 | 246,514 | (3) その他信用事業負債 | 741 | 706 |
| 系統外預金 | 120 | 133 | 未払費用 | 133 | 342 |
| (3) 有価証券 | 17,373 | 22,795 | その他負債 | 607 | 363 |
| 国債 | 9,328 | 11,794 | (4) 債務保証 | 1 | 1 |
| 地方債 | 989 | 898 | 2. 共済事業負債 | 1,153 | 1,367 |
| 政府保証債 | 81 | 69 | (1) 共済資金 | 578 | 794 |
| 社債 | 6,973 | 10,034 | (2) 未経過共済付加収入 | 570 | 553 |
| (4) 貸出金 | 46,617 | 51,239 | (3) その他共済事業負債 | 5 | 19 |
| (5) その他信用事業資産 | 1,376 | 1,666 | 3. 経済事業負債 | 1,149 | 1,945 |
| 未収収益 | 1,354 | 1,626 | (1) 経済事業未払金 | 612 | 935 |
| その他資産 | 21 | 40 | (2) 経済受託債務 | 490 | 949 |
| (6) 債務保証見返 | 1 | 1 | (3) その他経済事業負債 | 45 | 61 |
| (7) 貸倒引当金 | △ 271 | △ 205 | 4. 雑負債 | 1,208 | 1,265 |
| 2. 共済事業資産 | 0 | 0 | (1) 未払法人税等 | 76 | 44 |
| (1) その他共済事業資産 | 0 | 0 | (2) 資産除去債務 | 317 | 316 |
| (2) 貸倒引当金 | 0 | 0 | (3) その他の負債 | 814 | 904 |
| 3. 経済事業資産 | 5,309 | 7,827 | 5. 諸引当金 | 1,221 | 1,086 |
| (1) 受取手形 | 14 | 27 | (1) 賞与引当金 | 96 | 94 |
| (2) 経済事業未収金 | 1,782 | 1,937 | (2) 退職給付引当金 | 659 | 601 |
| (3) 経済受託債権 | 2,625 | 4,728 | (3) 役員退職慰労引当金 | 6 | 13 |
| (4) 棚卸資産 | 856 | 895 | (4) 特例業務負担金引当金 | 458 | 377 |
| 購入品 | 740 | 766 | 負債の部合計 | 331,362 | 335,210 |
| 販売品 | 6 | 13 | (純資産の部) | | |
| 加工品 | 108 | 111 | 1. 組合員資本 | 26,142 | 26,202 |
| その他の棚卸資産 | 1 | 3 | (1) 出資金 | 7,595 | 7,406 |
| (5) その他経済事業資産 | 212 | 346 | (2) 利益剰余金 | 18,626 | 18,876 |
| (6) 貸倒引当金 | △ 182 | △ 106 | 利益準備金 | 7,789 | 7,889 |
| 4. 雑資産 | 693 | 653 | その他利益剰余金 | 10,837 | 10,987 |
| (1) 雑資産 | 693 | 653 | リスク管理積立金 | 4,126 | 5,650 |
| (2) 貸倒引当金 | △ 0 | △ 0 | 施設整備積立金 | 800 | - |
| 5. 固定資産 | 9,782 | 9,128 | 営農事業推進積立金 | 690 | - |
| (1) 有形固定資産 | 9,731 | 9,071 | 福祉事業推進積立金 | 200 | - |
| 建物 | 19,603 | 19,305 | 経済施設整備積立金 | 180 | - |
| 機械装置 | 3,908 | 3,893 | 営農施設整備積立金 | 73 | - |
| 土地 | 3,831 | 3,785 | 園芸振興基金 | 67 | - |
| 建設仮勘定 | 5 | 0 | 農業者応援積立金 | 2 | - |
| その他の有形固定資産 | 4,384 | 4,322 | 税効果調整積立金 | 293 | 421 |
| 減価償却累計額 | △ 22,002 | △ 22,234 | その他積立金 | 466 | - |
| (2) 無形固定資産 | 51 | 57 | 特別積立金 | 3,473 | 3,940 |
| 6. 外部出資 | 15,594 | 15,575 | 当期末処分剰余金 | 464 | 975 |
| 系統出資 | 14,763 | 14,744 | (うち当期剰余金) | (419) | (436) |
| 系統外出資 | 488 | 488 | (3) 処分未済持分 | △ 79 | △ 80 |
| 子会社等出資 | 342 | 342 | 2. 評価・換算差額等 | △ 1,537 | △ 3,347 |
| 7. 繰延税金資産 | 448 | 406 | (1) その他有価証券評価差額金 | △ 1,537 | △ 3,347 |
| 資産の部合計 | 355,967 | 358,065 | 純資産の部合計 | 24,605 | 22,855 |
| | | | 負債および純資産の部合計 | 355,967 | 358,065 |

2. 損益計算書

魚沼農業協同組合
(単位:百万円)

| 科目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| | 自令和6年2月1日 至令和7年1月31日 | 自令和7年2月1日 至令和8年1月31日 |
| 1. 事業総利益 | 6,561 | 6,974 |
| 事業収益 | 15,872 | 17,256 |
| 事業費用 | 9,311 | 10,281 |
| (1) 信用事業収益 | 2,598 | 3,015 |
| 資金運用収益 | 2,379 | 2,793 |
| (うち預金利息) | (1,357) | (1,690) |
| (うち有価証券利息) | (140) | (224) |
| (うち貸出金利息) | (559) | (606) |
| (うちその他受入利息) | (321) | (272) |
| 役務取引等収益 | 133 | 146 |
| その他経常収益 | 85 | 76 |
| (2) 信用事業費用 | 627 | 1,009 |
| 資金調達費用 | 135 | 583 |
| (うち貯金利息) | (128) | (574) |
| (うち給付補填備金繰入) | (3) | (3) |
| (うち借入金利息) | (0) | (0) |
| (うちその他支払利息) | (3) | (4) |
| 役務取引等費用 | 39 | 39 |
| その他経常費用 | 452 | 386 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (9) | (△ 34) |
| 信用事業総利益 | 1,970 | 2,006 |
| (3) 共済事業収益 | 1,467 | 1,490 |
| 共済付加収入 | 1,382 | 1,379 |
| その他収益 | 84 | 111 |
| (4) 共済事業費用 | 55 | 69 |
| 共済推進費 | 13 | 33 |
| 共済保全費 | 5 | 5 |
| その他費用 | 36 | 30 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 0) | (△ 0) |
| 共済事業総利益 | 1,411 | 1,421 |
| (5) 購買事業収益 | 9,063 | 9,632 |
| 購買品供給高 | 7,197 | 7,728 |
| 購買手数料収入 | 799 | 813 |
| 修理サービス料 | 780 | 827 |
| その他収益 | 286 | 263 |
| (6) 購買事業費用 | 6,799 | 7,051 |
| 購買品供給原価 | 6,157 | 6,540 |
| 購買品供給費 | 169 | 132 |
| 修理サービス費 | 32 | 50 |
| その他費用 | 439 | 328 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 7) | (△ 57) |
| 購買事業総利益 | 2,264 | 2,581 |
| (7) 販売事業収益 | 931 | 878 |
| 販売品販売高 | 140 | 154 |
| 販売手数料 | 515 | 462 |
| その他収益 | 275 | 261 |
| (8) 販売事業費用 | 410 | 411 |
| 販売品販売原価 | 110 | 117 |
| 販売費 | 196 | 223 |
| その他費用 | 103 | 70 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (2) | (0) |
| 販売事業総利益 | 521 | 466 |
| (9) 保管事業収益 | 174 | 181 |
| (10) 保管事業費用 | 52 | 23 |
| 保管事業総利益 | 121 | 158 |

| 科目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 自令和6年2月1日 至令和7年1月31日 | 自令和7年2月1日 至令和8年1月31日 |
| (11) 加工事業収益 | 737 | 994 |
| (12) 加工事業費用 | 620 | 825 |
| 加工事業総利益 | 116 | 169 |
| (13) 利用事業収益 | 1,042 | 1,009 |
| (14) 利用事業費用 | 720 | 697 |
| 利用事業総利益 | 321 | 311 |
| (15) その他事業収益 | 6 | 6 |
| (16) その他事業費用 | 7 | 7 |
| その他事業総利益 | △ 0 | △ 0 |
| (17) 指導事業収入 | 40 | 47 |
| (18) 指導事業支出 | 208 | 186 |
| 指導事業収支差額 | △ 167 | △ 139 |
| 2. 事業管理費 | 6,064 | 6,491 |
| (1) 人件費 | 4,390 | 4,574 |
| (2) 業務費 | 305 | 306 |
| (3) 諸税負担金 | 170 | 187 |
| (4) 施設費 | 1,168 | 1,414 |
| (5) その他事業管理費 | 29 | 8 |
| 事業利益 | 496 | 483 |
| 3. 事業外収益 | 355 | 291 |
| (1) 受取雑利息 | 3 | 11 |
| (2) 受取出資配当金 | 212 | 150 |
| (3) 賃貸料 | 76 | 69 |
| (4) 償却債権取立益 | 0 | 0 |
| (5) 雑収入 | 62 | 58 |
| 4. 事業外費用 | 76 | 56 |
| (1) 支払雑利息 | 0 | - |
| (2) 貸倒損失 | 0 | 0 |
| (3) 寄付金 | 1 | 0 |
| (4) 賃貸資産関連費用 | 39 | 37 |
| (5) 雑損失 | 36 | 18 |
| 経常利益 | 774 | 718 |
| 5. 特別利益 | 10 | 271 |
| (1) 固定資産処分益 | 1 | 71 |
| (2) 一般補助金 | 9 | 199 |
| 6. 特別損失 | 264 | 436 |
| (1) 固定資産処分損 | 5 | 4 |
| (2) 固定資産圧縮損 | 9 | 173 |
| (3) 固定資産減損損失 | 247 | 189 |
| (4) 外部出資減損損失 | 1 | - |
| (5) カントリー品買事故取戻金償却補填金 | - | 69 |
| 税引前当期利益 | 520 | 553 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 120 | 75 |
| 法人税等調整額 | △ 18 | 42 |
| 法人税等合計 | 101 | 117 |
| 当期剰余金 | 419 | 436 |
| 当期首繰越剰余金 | - | 244 |
| 農業者応援積立金取崩額 | 45 | - |
| リスク管理積立金取崩額 | - | 250 |
| 税効果調整積立金取崩額 | - | 44 |
| 当期末処分剰余金 | 464 | 975 |

3. 注記表

令和6年度

令和7年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式等: 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・ 購買品(農機車両の製品)
個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・ 購買品(農機車両の部品)
売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・ 上記を除く購買品
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・ 販売品
最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・ 加工品(主食販売・原材料等)
最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・ その他の棚卸資産
最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式等: 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・ 購買品(農機車両の製品)
個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・ 購買品(農機車両の部品)
売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・ 上記を除く購買品
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・ 販売品
最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・ 加工品(主食販売・原材料等)
最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・ その他の棚卸資産
最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担

担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

イ) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末において特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

(5)収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

イ) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末において特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

(5)収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、味噌・もち等の加工食品や飲料を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によります。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨て、また、百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は「-」で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・味噌・もち等の加工食品を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によります。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円単位で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 466 百万円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、事業計画および経営計画等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 247 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして認識される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画および経営計画等を基礎とし、割引率等については、一定の仮定を設定して計算しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 454 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(9)法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日)等を当事業年度から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 421 百万円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、事業計画および経営計画等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 189 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして認識される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画および経営計画等を基礎とし、割引率等については、一定の仮定を設定して計算しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 312 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は7,099百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

| | | | |
|----|----------|------------|----------|
| 建物 | 4,221百万円 | 機械装置 | 1,870百万円 |
| 土地 | 319百万円 | その他の有形固定資産 | 687百万円 |

(2)担保に供している資産

定期預金5,000百万円を為替決済取引の担保に、また、定期預金2百万円を町立津南病院収納事務取扱に係る担保に、さらに、定期預金500千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3)子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 450百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 474百万円

(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

経営管理委員、理事および監事に対する
金銭債権の総額 26百万円
経営管理委員、理事および監事に対する
金銭債務はありません。

(5)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) i から iv までに掲げるものの額およびその合計額

| 区 分 | | 金 額 |
|------|--------------------|--------|
| 信用事業 | 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 144百万円 |
| | 危険債権 | 461百万円 |
| | 三月以上延滞債権 | -円 |
| | 貸出条件緩和債権 | 77百万円 |
| | 合計 | 684百万円 |

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記表に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は6,317百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

| | | | |
|----|----------|------------|----------|
| 建物 | 3,991百万円 | 機械装置 | 1,401百万円 |
| 土地 | 259百万円 | その他の有形固定資産 | 665百万円 |

(2)担保に供している資産

定期預金5,000百万円を為替決済取引の担保に、また、定期預金2百万円を町立津南病院収納事務取扱に係る担保にそれぞれ供しています。

(3)子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 441百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 421百万円

(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

経営管理委員、理事および監事に対する
金銭債権の総額 62百万円
経営管理委員、理事および監事に対する
金銭債務はありません。

(5)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) i から iv までに掲げるものの額およびその合計額

| 区 分 | | 金 額 |
|------|--------------------|--------|
| 信用事業 | 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 122百万円 |
| | 危険債権 | 274百万円 |
| | 三月以上延滞債権 | -円 |
| | 貸出条件緩和債権 | 81百万円 |
| | 合計 | 478百万円 |

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記表に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1)子会社等との取引高の総額

| | |
|------------------|---------|
| ①子会社等との取引による収益総額 | 106 百万円 |
| うち事業取引高 | 80 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 25 百万円 |
| ②子会社等との取引による費用総額 | 234 百万円 |
| うち事業取引高 | 14 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 220 百万円 |

(2)減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、各支店および経済施設(車両センター、給油所、葬祭センター、ファミリーマート)については店舗ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産のキャッシュ・フローの生成に寄与するため、JA全体の共用資産としています。

②減損損失を認識した資産または資産グループおよび減損損失の金額

(単位:百万円)

| 場 所 | 減損損失の金額 | うち土地 | うち建物等 償却資産 |
|-------------------------|---------|------|---------------|
| ①十日町車両センター・オートプラザ | 73 | 49 | 24 |
| ②中里車両センター | 14 | — | 14 |
| ③松代車両センター | 5 | 1 | 3 |
| ④松之山車両センター | 2 | 0 | 1 |
| ⑤十日町車体整備センター | 12 | 12 | — |
| ⑥川西給油所 | 0 | — | 0 |
| ⑦なかさと給油所 | 0 | — | 0 |
| ⑧松之山給油所 | 0 | 0 | — |
| ⑨津南車両センター | 3 | 0 | 3 |
| ⑩大割野給油所 | 14 | 3 | 10 |
| ⑪セルフ片貝給油所 | 2 | — | 2 |
| ⑫小出車両センター | 1 | — | 1 |
| ⑬広瀬車両センター | 8 | 8 | 0 |
| ⑭セルフ堀之内給油所 | 13 | 9 | 3 |
| ⑮セルフ須原給油所 | 12 | 6 | 5 |
| ⑯入広瀬給油所 | 0 | — | 0 |
| ⑰セルフ広瀬給油所 | 26 | 4 | 22 |
| ⑱セルフ川口給油所 | 1 | 1 | 0 |
| ⑲旧Aコープ 片貝店 (遊休資産) | 3 | 3 | — |
| ⑳旧Aコープ 小出店・小出町支店 (遊休資産) | 48 | 43 | 5 |
| ㉑旧Aコープ 藪神店 (遊休資産) | 2 | 1 | 0 |
| 合 計 | 247 | 146 | 101 |

(1)子会社等との取引高の総額

| | |
|------------------|---------|
| ①子会社等との取引による収益総額 | 133 百万円 |
| うち事業取引高 | 105 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 27 百万円 |
| ②子会社等との取引による費用総額 | 249 百万円 |
| うち事業取引高 | 15 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 233 百万円 |

(2)減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、各支店および経済施設(車両センター、給油所)については店舗ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産・賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。(プラザ店については支店の収益を補完する機能が認められる限りにおいて、支店と一体の資産としています。)(給油所にLPGや配送拠点が含まれているなど、物理的な一体性、職員が兼務をしている状況等が認められる施設は一体の資産としています。)

本店については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産のキャッシュ・フローの生成に寄与するためJA全体の共用資産としています。

農業関連施設等については、旧JAの管轄を超えた利用は限定的であることから、旧JA管轄地域の共用資産としています。

②減損損失を認識した資産または資産グループおよび減損損失の金額

(単位:百万円)

| 場 所 | 減損損失の金額 | うち土地 | うち建物等 償却資産 |
|-------------------------|---------|------|---------------|
| ①水沢プラザ店 | 11 | 3 | 7 |
| ②十日町車両センター・オートプラザ | 34 | 0 | 33 |
| ③中里車両センター | 0 | — | 0 |
| ④松代車両センター | 47 | 1 | 46 |
| ⑤十日町車体整備センター | 0 | 0 | 0 |
| ⑥川西給油所 | 0 | — | 0 |
| ⑦津南車両センター | 0 | 0 | 0 |
| ⑧大割野給油所 | 1 | 0 | 0 |
| ⑨千田プラザ店 | 42 | 19 | 23 |
| ⑩小千谷南部プラザ店 | 15 | 12 | 3 |
| ⑪東小千谷プラザ店 | 7 | — | 7 |
| ⑫四ツ子プラザ店 | 14 | 1 | 12 |
| ⑬小出車両センター | 3 | — | 3 |
| ⑭広瀬車両センター | 3 | 0 | 3 |
| ⑮セルフ広瀬給油所 | 0 | — | 0 |
| ⑯セルフ川口給油所 | 0 | 0 | — |
| ⑰しんざ風の谷(賃貸資産) | 0 | 0 | — |
| ⑱株式会社ポト仙田(賃貸資産) | 1 | 1 | — |
| ⑲つばめタクシー(株)(賃貸資産) | 0 | 0 | — |
| ⑳岩沢アチコナーゼ(賃貸資産) | 0 | 0 | — |
| ㉑屋敷旧葬祭倉庫跡地(賃貸資産) | 0 | 0 | — |
| ㉒旧Aコープ片貝店(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉓農業倉庫敷地(松之山天水島)(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉔橘作業場(十日町市仁田)(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉕担保地(十日町市田戸辛)(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉖旧ドライブイン(津南町下船渡甲)(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉗焼松桑園(津南町下船渡甲)(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| 合 計 | 189 | 43 | 145 |

③減損損失の認識に至った経緯

ア) 当期の営業活動から生ずる損益がマイナスの見込みであり、かつ将来キャッシュ・フローによる帳簿価額の回収が見込めないため、帳簿価額を回収可能額(正味売却価額と将来キャッシュ・フローのいずれか大きい方)まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【①～⑱】

イ) 賃貸契約の解除により、当該資産が遊休化するため、帳簿価額を回収可能額(正味売却価額)まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【⑲～㉑】

④回収可能価額の算定方法

セルフ堀之内給油所の固定資産の回収可能価額については、使用価値を採用しており、適用した割引率は2.6%です。

上記以外の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

イ) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③減損損失の認識に至った経緯

ア) プラザ店において、利用実態の低迷および取次業務廃止による体制の変更に伴い、基幹支店との相互補完性が薄くなり、かつ将来キャッシュ・フローによる帳簿価額の回収が見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【①・⑨～⑫】

イ) 経済施設における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの見込みであり、かつ将来キャッシュ・フローによる帳簿価額の回収が見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【②～⑧・⑬～⑯】

ウ) 賃貸資産については、土地の評価額の下落により、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【⑰～㉑】

エ) 遊休資産については、土地の評価額の下落により、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【㉒～㉗】

④回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

イ) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針および総合リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合では保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%下落したものと想定した場合には、経済価値が192百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------|---------|------|
| 預金 | 256,880 | 256,340 | △540 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 17,373 | 17,373 | — |
| 貸出金 | 46,617 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △271 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 46,346 | 46,321 | △25 |
| 資産計 | 320,600 | 320,035 | △565 |

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針および総合リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合では保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.4%下落したものと想定した場合には、経済価値が281百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------|---------|--------|
| 預金 | 246,647 | 246,261 | △386 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 22,795 | 22,795 | — |
| 貸出金 | 51,239 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △205 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 51,034 | 49,710 | △1,323 |
| 資産計 | 320,478 | 318,768 | △1,710 |

| | | | |
|-----|---------|---------|------|
| 貯金 | 325,558 | 324,651 | △906 |
| 負債計 | 325,558 | 324,651 | △906 |

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下「OIS」という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

相場価格が入手できない場合は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(単位:百万円)

| | |
|------|----------|
| | 貸借対照表計上額 |
| 外部出資 | 15,594 |

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|---------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 預金 | 256,880 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | 430 | 200 | 600 | 300 | 1,700 | 15,900 |
| 貸出金 (*1,2,3) | 5,606 | 3,835 | 3,623 | 3,333 | 2,994 | 27,051 |
| 合計 | 262,917 | 4,035 | 4,223 | 3,633 | 4,694 | 42,951 |

(※1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)994百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

| | | | |
|-----|---------|---------|--------|
| 貯金 | 328,513 | 327,212 | △1,300 |
| 負債計 | 328,513 | 327,212 | △1,300 |

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下「OIS」という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

相場価格が入手できない場合は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(単位:百万円)

| | |
|------|----------|
| | 貸借対照表計上額 |
| 外部出資 | 15,575 |

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|---------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 預金 | 246,647 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | 200 | 600 | 2,400 | 1,700 | 2,000 | 19,800 |
| 貸出金 (*1,2,3) | 5,758 | 4,261 | 4,049 | 3,773 | 4,436 | 28,871 |
| 合計 | 252,605 | 4,861 | 6,449 | 5,473 | 6,436 | 48,671 |

(※1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)976百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 126 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
 (※3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 47 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(※) | 289,970 | 15,339 | 15,383 | 2,178 | 2,166 | 520 |

(※)要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

| | 種類 | 貸借対照 表計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 差額 (※) |
|--|-------|--------------|----------------|-----------|
| 貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を 超えるもの | 国債 | 209 | 199 | 10 |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 政府保証債 | - | - | - |
| | 社債 | 302 | 302 | 0 |
| | 小計 | 512 | 501 | 10 |
| 貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を 超えないもの | 国債 | 9,119 | 10,288 | △1,169 |
| | 地方債 | 989 | 1,099 | △109 |
| | 政府保証債 | 81 | 99 | △18 |
| | 社債 | 6,671 | 6,920 | △249 |
| | 小計 | 16,861 | 18,409 | △1,547 |
| 合計 | | 17,373 | 18,910 | △1,537 |

(※)なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

7. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度および全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-----------|
| 期首における退職給付債務 | 4,197 百万円 |
| 勤務費用 | 241 百万円 |
| 利息費用 | 20 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △132 百万円 |
| 原則法移行に伴う影響額 | △176 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △309 百万円 |
| 過去勤務費用の発生額 | △160 百万円 |
| 期末における退職給付債務 | 3,680 百万円 |

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|-----------|
| 特定退職共済制度 | |
| 期首における年金資産 | 3,170 百万円 |
| 期待運用収益 | 22 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △0 百万円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 191 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △239 百万円 |
| 期末における年金資産 | 3,144 百万円 |

(※2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 64 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 25 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(※) | 296,337 | 14,966 | 12,742 | 1,824 | 2,199 | 441 |

(※)要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

| | 種類 | 貸借対照 表計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 差額 (※) |
|--|-------|--------------|----------------|-----------|
| 貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を 超えるもの | 国債 | 203 | 199 | 4 |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 政府保証債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | 小計 | 203 | 199 | 4 |
| 貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を 超えないもの | 国債 | 11,590 | 14,168 | △2,577 |
| | 地方債 | 898 | 1,099 | △201 |
| | 政府保証債 | 69 | 99 | △30 |
| | 社債 | 10,034 | 10,575 | △541 |
| | 小計 | 22,592 | 25,943 | △3,351 |
| 合計 | | 22,795 | 26,143 | △3,347 |

(※)なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

7. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度および全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-----------|
| 期首における退職給付債務 | 3,680 百万円 |
| 勤務費用 | 224 百万円 |
| 利息費用 | 38 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △222 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △278 百万円 |
| 期末における退職給付債務 | 3,441 百万円 |

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|-----------|
| 特定退職共済制度 | |
| 期首における年金資産 | 3,144 百万円 |
| 期待運用収益 | 24 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 4 百万円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 177 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △219 百万円 |
| 期末における年金資産 | 3,131 百万円 |

| | |
|----------------|---------|
| 確定給付型年金制度 | |
| 期首における年金資産 | 127 百万円 |
| 期待運用収益 | 1 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △5 百万円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 7 百万円 |
| 退職給付の支払額 | －円 |
| 期末における年金資産 | 130 百万円 |

④退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-------------|------------|
| 退職給付債務 | 3,680 百万円 |
| 特定退職金共済制度 | △3,144 百万円 |
| 確定給付型年金制度 | △130 百万円 |
| 未積立退職給付債務 | 404 百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | 128 百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 126 百万円 |
| 貸借対照表計上額純額 | 659 百万円 |
| 退職給付引当金 | 659 百万円 |

⑤退職給付費用およびその内訳項目の金額

| | |
|----------------|----------|
| 勤務費用 | 241 百万円 |
| 利息費用 | 20 百万円 |
| 期待運用収益 | △24 百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | －円 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △32 百万円 |
| 原則法移行に伴う影響額 | △176 百万円 |
| 合計 | 28 百万円 |

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

| | |
|-----------|------|
| 特定退職共済制度 | |
| 債権 | 69% |
| 年金保険投資 | 25% |
| 現金および預金 | 6% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |
| 確定給付型年金制度 | |
| 一般勘定 | 100% |
| 合計 | 100% |

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|---------------|-------------|
| 割引率 | 0.28%～3.28% |
| 長期期待運用収益率 | |
| 特定退職共済制度 | 0.71% |
| 確定給付型年金制度 | 1.42% |
| 数理係数上の差異の処理年数 | 5 年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 5 年 |

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は 57 百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。

令和 7 年 1 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、458 百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

8. 税効果会計に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| 確定給付型年金制度 | |
| 期首における年金資産 | 130 百万円 |
| 期待運用収益 | 1 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △0 百万円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 6 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △5 百万円 |
| 期末における年金資産 | 132 百万円 |

④退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-------------|------------|
| 退職給付債務 | 3,441 百万円 |
| 特定退職金共済制度 | △3,131 百万円 |
| 確定給付型年金制度 | △132 百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | 96 百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 327 百万円 |
| 退職給付引当金 | 601 百万円 |

⑤退職給付費用およびその内訳項目の金額

| | |
|----------------|---------|
| 勤務費用 | 224 百万円 |
| 利息費用 | 38 百万円 |
| 期待運用収益 | △26 百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △25 百万円 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △32 百万円 |
| 合計 | 179 百万円 |

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

| | |
|-----------|------|
| 特定退職共済制度 | |
| 債権 | 73% |
| 年金保険投資 | 24% |
| 現金および預金 | 3% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |
| 確定給付型年金制度 | |
| 一般勘定 | 100% |
| 合計 | 100% |

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|---------------|-------------|
| 割引率 | 0.59%～5.02% |
| 長期期待運用収益率 | |
| 特定退職共済制度 | 0.76% |
| 確定給付型年金制度 | 1.48% |
| 数理係数上の差異の処理年数 | 5 年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 5 年 |

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は 80 百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。

令和 8 年 1 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、377 百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|---------------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金 | 182 百万円 |
| 特例業務負担金引当金 | 126 百万円 |
| 貸倒引当金 | 84 百万円 |
| 資産除去債務 | 87 百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 425 百万円 |
| 賞与引当金 | 26 百万円 |
| 固定資産償却超過 | 188 百万円 |
| 無形固定資産償却否認 | 17 百万円 |
| 減損損失 | 199 百万円 |
| 未払期末手当損金否認 | 31 百万円 |
| その他 | 22 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,392 百万円 |
| 評価性引当額 | △926 百万円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 466 百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △17 百万円 |
| 繰延税金負債合計 (B) | △17 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 448 百万円 |

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.33% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △5.67% |
| 住民税均等割等 | 2.54% |
| 評価性引当額の増減 | △3.87% |
| 税額控除 | △1.24% |
| 事業分量配当金 | △2.52% |
| その他 | △0.69% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 19.54% |

9. 合併に関する注記

令和5年9月15日、合併予備契約を締結し、9月30日の臨時総代会の合併決議を経て、令和6年2月1日付にて、越後おぢや農業協同組合、北魚沼農業協同組合、十日町農業協同組合および津南町農業協同組合において、新設合併を行っております。

(1)合併の目的

農業・JAを巡る情勢は、魚沼地区管内の人口減少に加え、組合員の高齢化や後継者不足等により、JAの事業運営を支えてきた正組合員の減少や販売農家数の減少傾向が続いている。さらに、金融情勢などの影響を受けて各JAの経営も悪化の傾向を示している。

このような情勢の中で、JA自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現を目指すために、将来にわたり安定した事業活動を継続できる基盤をつくることが課題となっている。

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|---------------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| その他有価証券評価差額金 | 925 百万円 |
| 減損損失 | 221 百万円 |
| 固定資産償却超過 | 201 百万円 |
| 退職給付引当金 | 170 百万円 |
| 特例業務負担金引当金 | 106 百万円 |
| 資産除去債務 | 89 百万円 |
| 未払期末手当損金否認 | 39 百万円 |
| 貸倒引当金 | 38 百万円 |
| 賞与引当金 | 26 百万円 |
| 無形固定資産償却否認 | 17 百万円 |
| その他 | 25 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,862 百万円 |
| 評価性引当額 | △1,441 百万円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 421 百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △15 百万円 |
| 繰延税金負債合計 (B) | △15 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 406 百万円 |

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.92% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.78% |
| 住民税均等割等 | 2.39% |
| 評価性引当額の増減 | △1.13% |
| 税額控除 | △0.72% |
| 事業分量配当金 | △3.65% |
| 税率変更による影響額 | △1.30% |
| その他 | △0.20% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 21.18% |

(3)税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が7百万円増加し、法人税等調整額は7百万円減少しております。

組合員の期待に応え得る事業体制を築き上げるために、現在のJAの枠組みを超えた取り組みが必要である。魚沼地区の4つのJAの力を合わせてこれらの問題を乗り越え、農業・地域・JAを取り巻く環境・情勢変化にしっかりと対応する必要がある。

そのため、これまで以上に組合員・地域に貢献することで、頼りにされるJAを構築していくことを目的に、魚沼地区4JAは合併による経営基盤の強化を行う。

(2)合併を通じて実現を目指すこと

- ・魚沼産コシヒカリ・園芸農畜産物のさらなる販売強化
(魚沼地区ブランドの強化)
- ・機能の集約や一元化、共通化の取組や物流の広域最適化
(コスト低減と効率化)
- ・将来にわたりサービスを継続し、地域の活性化への貢献
(いつでも親身に相談)

(3)合併の方法

越後おぢや農業協同組合、北魚沼農業協同組合、十日町農業協同組合および津南町農業協同組合は、合併して新組合を設立し、各組合は解散する新設合併方式としました。

(4)合併後の組合の名称

魚沼農業協同組合

(5)出資金1口あたりの金額

500円

10. 収益認識に関する注記

(1)収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

当組合は、小千谷地区の葬祭事業を㈱ライフサービス魚沼に譲渡する契約を締結し、当該契約に基づき令和8年2月1日に前述の事業部門を譲渡しました。

譲渡した理由や概要については下記のとおりです。

I 事業譲渡の概要

(1)事業譲渡先の企業の名称

㈱ライフサービス魚沼

(2)譲渡した事業の内容

葬祭事業

(3)譲渡した主な理由

①意思決定の迅速化、②同業他社との競争力強化、③自己完結型の経営体質の構築、④新規顧客の獲得強化、⑤労務管理体制の効率化、⑥職員の意識改革と収益管理の向上

(4)事業譲渡日

令和8年2月1日

(5)法的形式を含む取引の概要

事業譲渡方式とし、当該事業部門に従事していた職員はそのまま転籍することとし、また、固定資産については譲渡せず、譲渡先会社に賃貸する。

II 実施した会計処理の概要

(1)移転した事業にかかる資産および負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

葬祭在庫 1百万円

(2)譲渡した事業が含まれていた区分の名称

利用事業

(3)当該事業年度の損益計算書に計上されている譲渡した事業にかかる損益(事業総利益)の概算額

葬祭事業 77百万円

10. 収益認識に関する注記

(1)収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～8年、割引率は0%～1.9%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|------------|--------------|
| 期首残高 | 315 百万円 |
| 時の経過による調整額 | <u>1 百万円</u> |
| 期末残高 | 317 百万円 |

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上していないもの

当組合は、一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～7年、割引率は0%～1.9%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|------------|---------------|
| 期首残高 | 317 百万円 |
| 資産取得による増加額 | 3 百万円 |
| 時の経過による調整額 | 0 百万円 |
| 資産処分による減少額 | <u>△4 百万円</u> |
| 期末残高 | 316 百万円 |

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上していないもの

当組合は、一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------------|--------|-------|
| 1 当期末処分剰余金 | 464 | 975 |
| 2 任意積立金取崩額 | 10,372 | 180 |
| (1) リスク管理積立金 | 4,126 | - |
| (2) 施設整備積立金 | 800 | - |
| (3) 営農事業推進積立金 | 690 | - |
| (4) 福祉事業推進積立金 | 200 | - |
| (5) 経済施設整備積立金 | 180 | - |
| (6) 営農施設整備積立金 | 73 | - |
| (7) 園芸振興基金 | 67 | - |
| (8) 農業者応援積立金 | 2 | - |
| (9) 税効果調整積立金 | 293 | - |
| (10) その他積立金 | 466 | - |
| (11) 特別積立金 | 3,473 | 180 |
| 計 | 10,837 | 1,155 |
| 3 剰余金処分額 | 10,592 | 566 |
| (1) 利益準備金 | 100 | 100 |
| (2) 任意積立金 | 10,306 | 180 |
| (うちリスク管理積立金) | 5,900 | - |
| (うち税効果調整積立金) | 466 | - |
| (うち特別積立金) | 3,940 | - |
| (うち特別積立金) | - | 180 |
| (3) 出資配当金 | 112 | 220 |
| (4) 事業分量配当金 | 73 | 66 |
| 4 次期繰越剰余金 | 244 | 589 |

1 出資配当率は、次のとおりです。ただし、年度内の増資及び新加入については日割り計算をしています。 令和6年度 年1.5% 令和7年度 年3.0%

2 事業分量配当の基準は次のとおりです。

令和6年産米販売 30kgあたり

主食用米（コシヒカリ・こしいぶき・こがねもち等） 100円

水田活用米（加工用・輸出用・飼料用・米粉用） 50円

※消費税を加算して配当

令和7年産米販売 30kgあたり

主食用米（コシヒカリ・こしいぶき・こがねもち等） 100円

水田活用米（加工用・輸出用・飼料用・米粉用） 50円

※消費税を加算して配当

3 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越額が含まれています。 令和6年度 25百万円 令和7年度 22百万円

4 目的積立金の明細は、次項「【参考】目的積立金について」に記載しています。

【参考】目的積立金について

○ 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりである。

| 名 称 | リスク管理積立金 |
|-------|--|
| 目 的 | 総合事業を行っている農業協同組合として、発生可能性がある貸出金等不良債権処理、有価証券運用のリスク負担、金融商品の金利リスク、施設等の整備（取得・修繕・解体等）に伴い発生する多額の出費、遵守が求められる会計諸施策（退職給付会計、固定資産の減損損失等）の適用に関するリスク及び農畜産物の販売流通リスク等に対応し、経営の健全性を維持し、損失発生へのてん補に備えるための積立について定めることを目的とする。 |
| 積立基準 | この積立金の毎事業年度の積立基準は、剰余金処分により目的積立金として、当期剰余金の10%以上を目標額に達するまで積立てるものとする。 |
| 目 標 額 | 80億円 |
| 取崩基準 | 次の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして、以下の限度額により取崩すことができる。 1 不良債権の処理 貸出金、未収金等の不良債権を処理（直接償却及び間接償却）することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当年度の発生額を限度に取崩す。 2 有価証券の処理 有価証券の処分損及び評価損を計上することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該有価証券の運用に対する損益の通算差額を限度に取崩す。 3 預け金の損失等 預け金で損失を計上し、当該損失額を処理することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取崩す。 4 外部出資の損失 外部出資について損失引当金計上または減損損失及び譲渡損失を計上する事により、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取崩す。 5 固定資産の減損損失、資産除去債務 固定資産で減損損失、資産除去債務を計上し、当該損失額を処理することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取崩す。 6 退職給付費用 退職給付債務計算にあたって、金利低下等により割引率が低下し数理計算上の差異額を処理することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該処理額を限度に取崩す。 7 金利上昇による経済価値の減少 急激な金利上昇により金融資産及び金融負債の経済価値が変動し、一時的に資金運用収支が逆転することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取崩す。 8 施設等の整備 施設等の整備（取得・修繕・解体等）により、多額の支出を要した場合、当該支出額を限度に取崩す。 9 農畜産物販売流通に関する偶発的な発生費用 販売・流通に関して偶発的に発生した農産物等（加工品含む）の回収、廃棄、補償費用や販売先の経営破綻等による販売代金の回収不能による損失費用及び市場価格の変動により生ずる損失費用により、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取崩す。 前各項のほか、前各項に準ずる各事業部門等が内包する多種多様なリスクや会計制度の変更等により、その年度に発生する費用等が多額である場合、当該損失額及び処理額・発生額を限度に取崩すことができる。 |

| 名 称 | 税効果調整積立金 |
|------|--|
| 目 的 | 農協法に定める自己資本の充実の状況を判断する基準である自己資本比率を維持向上させ、もって信用事業を中心とした本組合の事業が円滑に運営されるための基盤強化に資するため、税効果会計により発生する税効果調整額の積立について定める。 |
| 積立基準 | この積立金の積立基準は、毎事業年度末税効果会計により発生した税効果相当額とし、次により計算した額とする。 毎事業年度積立金 = ア - イ ア：当年度末における税務上の一次差異の金額 × 法定実効税率 イ：前年度末積立金 |
| 取崩基準 | 次の場合に取崩す。 1 事業年度末において、積立基準の計算式で、イの額がアの額を上回った場合（当年度末の税効果相当額が前年度の税効果相当額を下回り、繰延税金資産を取崩す場合）は、当該上回った金額を取崩す。 2 事業年度末に欠損金があり、特別積立金を取崩して補填した後、なお残額がある場合に、当該金額を取崩す。 |

| 名 称 | 農業者応援事業積立金 |
|-------|--|
| 目 的 | 魚沼地域の農業振興と農を通じた実りある地域づくりのため、意欲ある管内農業者の「農業所得増大・農業生産の拡大」に向けた取り組みを促進・支援することで、農業経営の安定と後継者の育成に資することを目的として定める。 |
| 積立基準 | この積立金の原資は、特別積立金の一括積み替えにより行う。 |
| 目 標 額 | 1億8千万円 |
| 取崩基準 | この積立金の取崩しは決算期日とし、目的を達成するために、農業者のために行う農業支援について必要額を取崩すことができる。 この積立金を取崩す場合は、経営管理委員会の決議による。 この積立金を目的以外に取崩す場合は、総代会の決議による。 |

5. 部門別損益計算書

(令和6年度)

(単位：百万円)

| 区 分 | 合 計 | 信用 事業 | 共済 事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 共通管理費等 |
|-------------------------------------|-----------|----------|----------|------------|-------------|------------|-----------|
| 事業収益 ① | 21,302 | 2,600 | 1,467 | 9,062 | 8,138 | 33 | |
| 事業費用 ② | 14,740 | 619 | 56 | 7,235 | 6,637 | 190 | |
| 事業総利益 ③ (①-②) | 6,561 | 1,980 | 1,410 | 1,826 | 1,500 | △ 157 | |
| 事業管理費④ | 6,064 | 1,239 | 715 | 2,061 | 1,726 | 322 | |
| （うち減価償却費⑤） | (550) | (88) | (38) | (345) | (64) | (14) | |
| （うち人件費 ⑤'） | (4,390) | (881) | (558) | (1,377) | (1,321) | (252) | |
| ※うち共通管理費⑥ | | 332 | 177 | 550 | 504 | 120 | △ 1,684 |
| （うち減価償却費⑦） | | (31) | (17) | (15) | (14) | (4) | (△ 82) |
| （うち人件費 ⑦'） | | (107) | (50) | (333) | (302) | (71) | (△ 865) |
| 事業利益⑧ (③-④) | 496 | 740 | 695 | △ 257 | △ 193 | △ 479 | |
| 事業外収益⑨ | 355 | 159 | 85 | 53 | 47 | 8 | |
| ※うち共通分⑩ | | 35 | 21 | 48 | 47 | 8 | △ 160 |
| 事業外費用⑪ | 76 | 14 | 9 | 26 | 22 | 4 | |
| ※うち共通分⑫ | | 14 | 8 | 25 | 22 | 4 | △ 75 |
| 経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪) | 774 | 886 | 770 | △ 230 | △ 167 | △ 475 | |
| 特別利益⑭ | 10 | 0 | 0 | 5 | 5 | 0 | |
| ※うち共通分⑮ | | 0 | 0 | 5 | 5 | 0 | △ 9 |
| 特別損失⑯ | 264 | 11 | 6 | 27 | 214 | 3 | |
| ※うち共通分⑰ | | 11 | 6 | 23 | 122 | 3 | △ 168 |
| 税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯) | 520 | 874 | 763 | 252 | △ 376 | △ 479 | |
| 営農指導事業分 配賦額⑲ | | 61 | 8 | 341 | 68 | △ 479 | |
| 営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益⑳ (⑱-⑲) | 520 | 812 | 754 | △ 594 | △ 444 | | |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1 事業収益および事業費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。
また、収益認識会計基準は考慮していないため、損益計算書とは一致しません。

2 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 人頭割
- (2) 営農指導事業 場所数による均等割

3 配賦割合（2の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

| 区 分 | 信用 事業 | 共済 事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 合 計 |
|--------|----------|----------|------------|-------------|------------|---------|
| 共通管理費等 | 19.76% | 10.52% | 32.67% | 29.92% | 7.13% | 100.00% |
| 営農指導事業 | 12.80% | 1.78% | 71.22% | 14.20% | 0.00% | 100.00% |

(令和7年度)

(単位：百万円)

| 区 分 | 合 計 | 信用 事業 | 共済 事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 共通管理費等 |
|-------------------------------------|-----------|----------|----------|------------|-------------|------------|-----------|
| 事業収益 ① | 22,754 | 3,015 | 1,490 | 9,608 | 8,599 | 40 | |
| 事業費用 ② | 15,779 | 1,009 | 69 | 7,655 | 6,870 | 174 | |
| 事業総利益 ③ (①-②) | 6,974 | 2,006 | 1,421 | 1,953 | 1,728 | △ 157 | |
| 事業管理費④ | 6,491 | 1,351 | 845 | 2,184 | 1,770 | 338 | |
| (うち減価償却費⑤) | (509) | (77) | (36) | (322) | (59) | (13) | |
| (うち人件費 ⑤') | (4,574) | (977) | (673) | (1,379) | (1,278) | (265) | |
| ※うち共通管理費⑥ | | 455 | 264 | 604 | 506 | 108 | △ 1,684 |
| (うち減価償却費⑦) | | (41) | (23) | (23) | (16) | (6) | (△ 82) |
| (うち人件費 ⑦') | | (197) | (114) | (323) | (308) | (46) | (△ 865) |
| 事業利益⑧ (③-④) | 483 | 654 | 575 | △ 257 | △ 193 | △ 479 | |
| 事業外収益⑨ | 291 | 95 | 80 | 61 | 45 | 8 | |
| ※うち共通分⑩ | | 25 | 16 | 42 | 42 | 7 | △ 160 |
| 事業外費用⑪ | 56 | 9 | 6 | 17 | 20 | 2 | |
| ※うち共通分⑫ | | 9 | 6 | 16 | 19 | 2 | △ 75 |
| 経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪) | 718 | 740 | 648 | △ 230 | △ 167 | △ 475 | |
| 特別利益⑭ | 271 | 0 | 0 | 217 | 26 | 3 | |
| ※うち共通分⑮ | | 0 | 0 | 23 | 20 | 3 | △ 9 |
| 特別損失⑯ | 436 | 49 | 0 | 242 | 122 | 20 | |
| ※うち共通分⑰ | | 49 | 0 | 2 | 28 | 20 | △ 168 |
| 税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯) | 553 | 704 | 656 | △ 252 | △ 376 | △ 479 | |
| 営農指導事業分 配賦額⑲ | | 80 | 19 | 323 | 60 | △ 479 | |
| 営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益⑳ (⑱-⑲) | 553 | 623 | 637 | △ 594 | △ 444 | | |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1 事業収益および事業費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。
また、収益認識会計基準は考慮していないため、損益計算書とは一致しません。

2 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 人頭割
(2) 営農指導事業 場所数による均等割

3 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

| 区 分 | 信用 事業 | 共済 事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 | 合 計 |
|--------|----------|----------|------------|-------------|------------|---------|
| 共通管理費等 | 24.74% | 12.82% | 29.00% | 25.61% | 7.83% | 100.00% |
| 営農指導事業 | 16.65% | 4.03% | 66.60% | 12.72% | 0.00% | 100.00% |

6. 財務諸表の正確性等に係る確認書

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年2月1日から令和8年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年 5月 31日

魚沼農業協同組合

代表理事理事長 大平 透

7. 会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II. 損益の状況

1. 最近の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%、千口)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|---------|---------|
| 経常収益 | 21,302 | 22,754 |
| 信用事業収益 | 2,600 | 3,015 |
| 共済事業収益 | 1,467 | 1,490 |
| 農業関連事業収益 | 9,062 | 9,608 |
| 生活その他事業収益 | 8,138 | 8,599 |
| 営農指導事業収益 | 33 | 40 |
| 経常利益 | 774 | 719 |
| 当期剰余金 | 419 | 437 |
| 出資 | 7,595 | 7,406 |
| 出資口数 | 15,190 | 14,812 |
| 純資産額 | 24,605 | 22,855 |
| 総資産額 | 355,967 | 358,065 |
| 貯金等残高 | 325,558 | 328,513 |
| 貸出金残高 | 46,617 | 51,239 |
| 有価証券残高 | 17,373 | 22,795 |
| 剰余金配当金額 | 185 | 286 |
| 出資配当額 | 112 | 220 |
| 事業利用分量配当額 | 73 | 66 |
| 職員数 | 895 | 862 |
| 単体自己資本比率 | 20.43% | 21.37% |

- (注) 1. 経常収益は、各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 増減 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 資金運用収支 | 2,243 | 2,209 | △ 34 |
| 役員取引等収支 | 94 | 106 | 12 |
| その他信用事業収支 | △ 366 | △ 310 | 56 |
| 信用事業粗利益 (信用事業粗利益率) | 2,337 (0.72) | 2,006 (0.62) | △ 331 △ 0.10 |
| 事業粗利益 (事業粗利益率) | 7,073 (4.37) | 7,229 (1.95) | 156 △ 2.42 |
| 事業純益 | 912 | 665 | △ 247 |
| 実質事業純益 | 1,009 | 737 | △ 272 |
| コア事業純益 | 1,009 | 737 | △ 272 |
| コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。) | 1,009 | 737 | △ 272 |

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

| | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
|-----------|---------|-------|------|---------|-------|------|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 276,345 | 2,379 | 0.86 | 277,283 | 2,793 | 1.01 |
| うち預金 | 258,765 | 1,357 | 0.52 | 246,538 | 1,690 | 0.69 |
| うち有価証券 | 16,243 | 140 | 0.86 | 26,108 | 224 | 0.86 |
| うち貸出金 | 47,158 | 559 | 1.19 | 49,592 | 606 | 1.22 |
| 資金調達勘定 | 325,648 | 135 | 0.04 | 328,955 | 583 | 0.18 |
| うち貯金・定期積金 | 324,927 | 132 | 0.04 | 323,627 | 578 | 0.18 |
| うち譲渡性貯金 | - | - | - | - | - | - |
| うち借入金 | 364 | 0 | 0.20 | 323 | 0 | 0.00 |
| 総資金利ざや | - | - | 0.54 | - | - | 0.83 |

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等の奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----------------|-------|-------|
| 受 取 利 息 | 144 | 414 |
| うち 預 金 | 101 | 332 |
| うち 貸 出 金 | 18 | 46 |
| うち 有 価 証 券 | 46 | 83 |
| 支 払 利 息 | 110 | 447 |
| うち 貯 金・定 期 積 金 | 111 | 446 |
| うち 譲 渡 性 貯 金 | - | - |
| うち 借 入 金 | 0 | - |
| 差 引 | 34 | △ 33 |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ. 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|------------------|------------------|
| 流 動 性 貯 金 | 174,696 (53.76) | 179,662 (55.52) |
| 定 期 性 貯 金 | 150,103 (46.20) | 143,197 (44.25) |
| そ の 他 貯 金 | 127 (0.04) | 767 (0.24) |
| 計 | 324,927 (100.00) | 323,627 (100.00) |
| 譲 渡 性 貯 金 | - (-) | - (-) |
| 合 計 | 324,927 (100.00) | 323,627 (100.00) |

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金+定期積金

3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----------------|------------------|------------------|
| 定 期 貯 金 | 142,553 (100.00) | 140,292 (100.00) |
| うち 固 定 金 利 定 期 | 142,521 (99.98) | 140,265 (99.98) |
| うち 変 動 金 利 定 期 | 31 (0.02) | 27 (0.02) |

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|--------|--------|
| 手形貸付 | 381 | 341 |
| 証書貸付 | 45,299 | 48,131 |
| 当座貸越 | 1,252 | 1,119 |
| 割引手形 | - | - |
| 金融機関貸付 | 225 | - |
| 合計 | 47,158 | 49,592 |

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|----------------|----------------|
| 固定金利貸出 | 33,685 (72.26) | 37,319 (72.83) |
| 変動金利貸出 | 11,528 (24.73) | 12,591 (24.57) |
| その他 | 1,404 (3.01) | 1,328 (2.59) |
| 合計 | 46,617 (100.0) | 51,239 (100.0) |

(注) 1. ()内は構成比です。

2. 「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分が困難なものです。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|--------|--------|
| 貯金・定期積金等 | 749 | 635 |
| 有価証券 | - | - |
| 動産 | - | - |
| 不動産 | 427 | 341 |
| その他担保物 | 42 | 40 |
| 計 | 1,218 | 1,018 |
| 農業信用基金協会保証 | 27,634 | 27,726 |
| その他保証 | 7,509 | 7,712 |
| 計 | 35,143 | 35,438 |
| 信用 | 10,255 | 10,255 |
| 合計 | 46,617 | 51,239 |

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|-------|-------|
| 貯金等 | 1 | - |
| 有価証券 | - | - |
| 動産 | - | - |
| 不動産 | - | - |
| その他担保物 | - | - |
| 計 | 1 | - |
| 信用 | - | - |
| 合計 | 1 | - |

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円)

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|------|--------|----------|--------|----------|
| 設備資金 | 39,971 | (85.74) | 42,904 | (83.73) |
| 運転資金 | 6,646 | (14.26) | 8,335 | (16.27) |
| 合計 | 46,617 | (100.00) | 51,239 | (100.00) |

(注) ()内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|--------------|--------|----------|--------|----------|
| 農業 | 5,530 | (11.86) | 5,508 | (10.75) |
| 林業 | 86 | (0.18) | 82 | (0.16) |
| 水産業 | - | (-) | - | (-) |
| 製造業 | 3,741 | (8.03) | 3,645 | (7.12) |
| 鉱業 | 100 | (0.22) | 95 | (0.20) |
| 建設業 | 5,002 | (10.73) | 4,862 | (9.49) |
| 不動産業 | 219 | (0.47) | 371 | (0.72) |
| 電気・ガス・熱供給・水道 | 465 | (1.00) | 472 | (0.92) |
| 運輸・通信業 | 1,001 | (2.15) | 993 | (1.94) |
| 金融・保険業 | 435 | (0.93) | 422 | (0.82) |
| 卸売・小売業・飲食店 | 1,485 | (3.19) | 1,472 | (2.87) |
| サービス業 | 7,058 | (15.14) | 7,137 | (13.93) |
| 地方公共団体 | 6,823 | (14.64) | 10,667 | (20.82) |
| 非営利法人 | - | (-) | - | (-) |
| その他 | 14,665 | (31.46) | 15,509 | (30.27) |
| うち個人 | 14,159 | (30.37) | 14,241 | (27.79) |
| うち法人 | 506 | (1.09) | 1,267 | (2.47) |
| 合計 | 46,617 | (100.00) | 51,239 | (100.01) |

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----------|-------|-------|
| 農 業 | 3,827 | 3,867 |
| 穀 作 | 1,467 | 1,545 |
| 野菜・園芸 | 373 | 271 |
| 果樹・樹園農業 | 3 | 4 |
| 工芸作物 | 0 | 0 |
| 養豚・肉牛・酪農 | 62 | 67 |
| 養鶏・養卵 | - | - |
| 養蚕 | 2 | 2 |
| その他農業 | 1,918 | 1,977 |
| 農業関連団体等 | - | - |
| 合 計 | 3,827 | 3,867 |

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、前記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|-------|
| プロパー資金 | 3,224 | 3,271 |
| 農業制度資金 | 602 | 596 |
| 農業近代化資金 | 107 | 103 |
| その他制度資金 | 495 | 492 |
| 合 計 | 3,827 | 3,867 |

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行なうことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|-------|-------|
| 日本政策金融公庫資金 | - | - |
| その他 | - | - |
| 合 計 | - | - |

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況(法定)

(単位:百万円)

| 債権区分 | | 債権額 | 保全額 | | | |
|-------------------|-------|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和6年度 | 144 | 32 | 32 | 80 | 144 |
| | 令和7年度 | 122 | 27 | 38 | 56 | 122 |
| 危険債権 | 令和6年度 | 461 | 109 | 252 | 100 | 461 |
| | 令和7年度 | 274 | 76 | 117 | 79 | 274 |
| 要管理債権 | 令和6年度 | 77 | 19 | - | - | 19 |
| | 令和7年度 | 81 | 18 | - | - | 18 |
| 三月以上延滞債権 | 令和6年度 | - | - | - | - | - |
| | 令和7年度 | - | - | - | - | - |
| 貸出条件緩和債権 | 令和6年度 | 77 | 19 | - | - | 19 |
| | 令和7年度 | 81 | 18 | - | - | 18 |
| 小計 | 令和6年度 | 684 | 161 | 284 | 180 | 626 |
| | 令和7年度 | 478 | 122 | 156 | 136 | 415 |
| 正常債権 | 令和6年度 | 45,986 | | | | |
| | 令和7年度 | 50,832 | | | | |
| 合計 | 令和6年度 | 46,670 | | | | |
| | 令和7年度 | 51,310 | | | | |

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

| | 区 分 | 期 残 | 首 期 高 増 加 額 | 期 中 減 少 額 | | 期 末 残 高 |
|-------|---------------|-----|----------------|-----------|-------|------------|
| | | | | 目 的 使 用 | そ の 他 | |
| 令和6年度 | 一 般 貸 倒 引 当 金 | 88 | 91 | - | 88 | 91 |
| | 個 別 貸 倒 引 当 金 | 173 | 180 | - | 173 | 180 |
| | 合 計 | 262 | 271 | - | 262 | 271 |
| 令和7年度 | 一 般 貸 倒 引 当 金 | 91 | 69 | - | 91 | 69 |
| | 個 別 貸 倒 引 当 金 | 180 | 136 | 26 | 153 | 136 |
| | 合 計 | 271 | 205 | 26 | 244 | 205 |

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|
| 貸 出 金 償 却 額 | - | - |

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

| 種 類 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|
| | | 仕 向 | 被仕向 | 仕 向 | 被仕向 |
| 送金・振込為替 | 件 数 | 147,411 | 583,213 | 145,384 | 576,209 |
| | 金 額 | 90,033 | 118,459 | 95,692 | 131,708 |
| 代金取立為替 | 件 数 | 8 | - | 10 | 1 |
| | 金 額 | 17 | - | 44 | 2 |
| 雑 為 替 | 件 数 | 3,810 | 2,159 | 3,514 | 1,901 |
| | 金 額 | 2,965 | 582 | 2,905 | 468 |
| 合 計 | 件 数 | 151,229 | 585,372 | 148,908 | 578,111 |
| | 金 額 | 93,016 | 119,042 | 98,643 | 132,178 |

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高 (単位:百万円)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|--------|--------|
| 国債 | 9,551 | 12,311 |
| 地方債 | 1,099 | 1,099 |
| 政府保証債 | 99 | 99 |
| 金融債 | - | - |
| 短期社債 | - | - |
| 社債 | 5,492 | 8,693 |
| 株式 | - | - |
| その他証券 | - | - |
| 合計 | 16,243 | 22,205 |

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

令和6年度 (単位:百万円)

| 種類 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合計 |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|----------------|--------|
| 国債 | - | - | 200 | - | 500 | 10,000 | - | 10,700 |
| 地方債 | - | - | - | 100 | 100 | 900 | - | 1,100 |
| 政府保証債 | - | - | - | - | - | 100 | - | 100 |
| 金融債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 短期社債 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 社債 | 430 | 800 | 1,800 | 2,600 | 800 | 800 | - | 7,230 |
| 株式 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他証券 | - | - | - | - | - | - | - | - |

令和7年度

(単位:百万円)

| 種類 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合計 |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|----------------|--------|
| 国債 | - | - | 200 | 400 | 3,300 | 11,000 | - | 14,900 |
| 地方債 | - | - | 100 | - | 100 | 900 | - | 1,100 |
| 政府保証債 | - | - | - | - | - | 100 | - | 100 |
| 金融債 | - | - | 200 | - | - | - | - | 200 |
| 短期社債 | - | - | - | - | - | - | - | 0 |
| 社債 | 200 | 3,000 | 3,200 | 2,500 | 1,500 | - | - | 10,400 |
| 株式 | - | - | - | - | - | - | - | 0 |
| その他証券 | - | - | - | - | - | - | - | 0 |

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

(単位：百万円)

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|----------|----------|-----------------|----------|-----------------|
| | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 売買目的有価証券 | - | - | - | - |

【その他有価証券】

(単位：百万円)

| | 種 類 | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
|----------------------|--------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - | - | - | - |
| | 債権 | 512 | 501 | 10 | 203 | 199 | 4 |
| | 国債 | 209 | 199 | 10 | 203 | 199 | 4 |
| | 地方債 | - | - | - | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社債 | 302 | 302 | - | - | - | - |
| | その他の証券 | - | - | - | - | - | - |
| | 小計 | 512 | 501 | 10 | 203 | 199 | 4 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - | - | - | - |
| | 債権 | 16,861 | 18,409 | △ 1,547 | 22,592 | 25,943 | △ 3,351 |
| | 国債 | 9,119 | 10,288 | △ 1,169 | 11,590 | 14,168 | △ 2,577 |
| | 地方債 | 989 | 1,099 | △ 109 | 898 | 1,099 | △ 201 |
| | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社債 | 6,752 | 7,019 | △ 267 | 10,103 | 10,674 | △ 572 |
| | その他の証券 | - | - | - | - | - | - |
| | 小計 | 16,861 | 18,409 | △ 1,547 | 22,592 | 25,943 | △ 3,351 |
| 合 計 | 17,373 | 18,910 | △ 1,537 | 22,795 | 26,143 | △ 3,347 | |

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高(ファンドラップ含む)

(単位:百万円)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------------------|-------|-------|
| 投資信託残高 (ファンドラップ含む) | 227 | 318 |

(注)投資信託残高(ファンドラップ含む)は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------------|-------|-------|
| 残高有り投資信託 口座数 | 255 | 318 |

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

| 種 類 | 令和6年度 | | 令和7年度 | | |
|-------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 生 命 系 | 終身共済 | 37,775 | 264,066 | 37,211 | 249,407 |
| | 定期生命共済 | 1,269 | 11,592 | 1,329 | 12,178 |
| | 養老生命共済 | 9,993 | 63,602 | 8,653 | 53,722 |
| | うち こども共済 | 5,431 | 25,293 | 5,088 | 22,140 |
| | 医療共済 | 23,382 | 7,670 | 23,067 | 6,825 |
| | がん共済 | 6,000 | 998 | 6,437 | 907 |
| | 定期医療共済 | 495 | 1,093 | 467 | 1,060 |
| | 介護共済 | 3,116 | 6,103 | 3,305 | 6,879 |
| | 認知症共済 | 491 | | 540 | |
| | 生活障害共済 | 2,584 | | 2,795 | |
| | 特定重度疾病共済 | 2,125 | | 2,264 | |
| | 年金共済 | 13,432 | 50 | 13,075 | 50 |
| | 建物更生共済 | 32,088 | 500,945 | 30,873 | 488,094 |
| 合 計 | 132,750 | 856,123 | 130,016 | 819,125 | |

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

| 種 類 | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|--------|--------|--------------|--------|--------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 医療共済 | 23,382 | 90 1,515 | 23,067 | 79 1,731 |
| がん共済 | 6,000 | 32 | 6,437 | 27 139 |
| 定期医療共済 | 495 | 2 | 467 | 2 |
| 合 計 | 29,877 | 125 1,515 | 29,971 | 109 1,870 |

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計金額を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

| 種 類 | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|---------------|-------|--------|-------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 介護共済 | 3,116 | 8,850 | 3,305 | 10,106 |
| 認知症共済 | 491 | 808 | 540 | 869 |
| 生活障害共済(一時金型) | 2,057 | 12,588 | 2,221 | 13,394 |
| 生活障害共済(定期年金型) | 527 | 467 | 574 | 495 |
| 特定重度疾病共済 | 2,125 | 2,534 | 2,264 | 2,661 |
| 合 計 | 8,316 | 25,249 | 8,904 | 27,527 |

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

| 種 類 | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 年金開始前 | 9,529 | 5,005 | 9,123 | 4,737 |
| 年金開始後 | 3,903 | 2,052 | 3,952 | 2,128 |
| 合 計 | 13,432 | 7,058 | 13,075 | 6,866 |

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

| 種 類 | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
|----------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| | 件数 | 金額 | 掛金 | 件数 | 金額 | 掛金 |
| 火災共済 | 5,041 | 66,129 | 64 | 4,916 | 65,158 | 63 |
| 自動車共済 | 30,885 | | 1,247 | 30,548 | | 1,243 |
| 傷害共済 | 9,900 | 40,883 | 12 | 16,518 | 60,986 | 12 |
| 団体定期生命共済 | - | - | - | - | - | - |
| 定額定期生命共済 | 11 | 44 | 0 | 10 | 40 | 0 |
| 賠償責任共済 | 719 | | 2 | 674 | | 2 |
| 自賠責共済 | 7,553 | | 126 | 7,452 | | 125 |
| 合 計 | 54,109 | | 1,453 | 60,118 | | 1,447 |

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済金額ごとに保証金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 買取購買品

(単位:百万円)

| 種 類 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|------------------|-------------|--------|-------|--------|-------|
| | | 供給高 | 手数料 | 供給高 | 手数料 |
| 生 産 資 材 | 肥 料 | 1,343 | 230 | 1,322 | 232 |
| | 農 薬 | 938 | 131 | 921 | 156 |
| | 飼 料 | 1,038 | 26 | 988 | 24 |
| | 農 業 機 械 | 1,367 | 255 | 1,890 | 519 |
| | 自 動 車 | 1,921 | 276 | 2,636 | 823 |
| | 燃 料 | 4,450 | 578 | 4,860 | 774 |
| | そ の 他 | 1,507 | 142 | 1,659 | 139 |
| 計 | | 12,568 | 1,642 | 14,279 | 2,669 |
| 生 活 資 材 | 食 品 | 238 | 67 | 116 | 28 |
| | 衣 料 品 | 5 | 1 | 13 | 2 |
| | 耐 久 消 費 財 | 2 | 0 | 3 | 0 |
| | 日 用 保 健 雑 貨 | 74 | 6 | 104 | 16 |
| | ガ ス 施 設 | 336 | 121 | 342 | 122 |
| | そ の 他 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 658 | 197 | 582 | 169 |
| 合 計 | | 13,226 | 1,839 | 14,862 | 2,839 |

(注) 供給高は総額で記載されており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位:百万円)

| 種 類 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|-----------|--|--------|-----|--------|-----|
| | | 取扱高 | 手数料 | 取扱高 | 手数料 |
| 米 | | 7,903 | 284 | 9,475 | 225 |
| 種 粳・そば・大豆 | | 192 | 5 | 277 | 5 |
| 園 芸 | | 1,239 | 34 | 1,174 | 32 |
| 花 卉 | | 1,787 | 48 | 1,718 | 49 |
| 畜 産 | | 2,507 | 27 | 2,496 | 26 |
| き の こ | | 6,132 | 84 | 6,760 | 91 |
| 直 売 所 | | 179 | 31 | 188 | 31 |
| 合 計 | | 19,942 | 515 | 22,091 | 462 |

(注) 当該取扱高は総額で記載されており、損益計算書において純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|
| | 販売高 | 手数料 | 販売高 | 手数料 |
| 直 営 直 売 所 | 133 | 26 | 148 | 33 |
| そ の 他 | 7 | 2 | 6 | 2 |
| 合 計 | 140 | 29 | 155 | 36 |

(注) 当該販売高は総額で記載されており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位:百万円)

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----|-------|-------|
| 収益 | 174 | 181 |
| 費用 | 52 | 23 |
| 差引 | 121 | 158 |

(4) 加工事業取扱実績

(単位:百万円)

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----|-------|-------|
| 収益 | 737 | 997 |
| 費用 | 621 | 827 |
| 差引 | 116 | 169 |

(5) 利用事業取扱実績

(単位:百万円)

| 項目 | | 金額 | |
|-------|----|-------|-------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 錦鯉市場 | 収益 | 8 | 7 |
| | 費用 | 6 | 4 |
| | 差引 | 1 | 2 |
| RC・CE | 収益 | 216 | 231 |
| | 費用 | 116 | 138 |
| | 差引 | 100 | 92 |
| 育苗・温湯 | 収益 | 348 | 339 |
| | 費用 | 268 | 273 |
| | 差引 | 80 | 66 |
| 葬祭 | 収益 | 245 | 223 |
| | 費用 | 163 | 145 |
| | 差引 | 82 | 77 |
| その他利用 | 収益 | 222 | 209 |
| | 費用 | 166 | 137 |
| | 差引 | 56 | 72 |

4. 生活その他事業取扱実績

(単位:百万円)

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----|-------|-------|
| 収益 | 6 | 6 |
| 費用 | 7 | 7 |
| 差引 | △0 | △0 |

5. 指導事業

(単位:百万円)

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----|-------|-------|
| 収益 | 40 | 47 |
| 費用 | 208 | 191 |
| 差引 | △ 167 | △ 144 |

IV. 経営指標

1. 利益率

(単位：%)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|-------|-------|
| 総資産経常利益率 | 0.10 | 0.22 |
| 資本経常利益率 | 2.99 | 3.26 |
| 総資産当期純利益率 | 0.06 | 0.12 |
| 資本当期純利益率 | 1.62 | 1.84 |

1. 総資産経常利益率＝経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益/純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

| | | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|---------|-------|-------|
| 貯貸率 | 期 末 | 14.32 | 15.60 |
| | 期 中 平 均 | 14.51 | 15.32 |
| 貯証率 | 期 末 | 5.34 | 6.94 |
| | 期 中 平 均 | 5.00 | 6.86 |

1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高/貯金残高×100
2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高/貯金平均残高×100
3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高/貯金残高×100
4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V. 自己資本の充実状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 前期末 | 当期末 |
|--|--------|--------|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額 | 25,916 | 25,956 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 7,406 | 7,595 |
| うち、再評価積立金の額 | - | - |
| うち、利益剰余金の額 | 18,876 | 18,626 |
| うち、外部流出予定額(△) | 286 | 185 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △81 | △80 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 72 | 96 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 72 | 96 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | - |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ) | 25,988 | 26,053 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額 | 41 | 37 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 41 | 37 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - |
| 前払年金費用の額 | - | - |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - |

(単位：百万円、%)

| 項目 | 前期末 | 当期末 |
|---|---------|---------|
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | 37 | 41 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ） | 26,016 | 25,947 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 114,541 | 117,127 |
| 資産（オン・バランス項目） | 114,539 | 115,726 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△） | | - |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | - | - |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | - | - |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | - | - |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | - |
| オフ・バランス項目 | 59 | 1,400 |
| CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額 | - | - |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | - | - |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | | - |
| 勘定間の振替分 | | - |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 12,784 | 4,247 |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | |
| フロア調整額 | | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | |
| リスク・アセット等の額の合計額（ニ） | 127,325 | 121,375 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率（（ハ）／（ニ）） | 20.43% | 21.37% |

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2025年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 項目 | 令和6年度 | | |
|---|---------------------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャーの 期末残高 | リスク・アセット額 a | 所用自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 2,160 | - | - |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 10,507 | - | - |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | 7,935 | - | - |
| 地方公共団体金融機構向け | 401 | 40 | 1 |
| 我が国の政府関係機関向け | 300 | 30 | 1 |
| 地方三公社向け | 200 | 40 | 1 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 258,048 | 51,609 | 2,064 |
| 法人等向け | 7,308 | 3,128 | 12 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 9,377 | 7,033 | 281 |
| 抵当権付住宅ローン | 736 | 257 | 10 |
| 不動産取得等事業向け | 407 | 407 | 16 |
| 三月以上延滞等 | 58 | 67 | 2 |
| 取立未済手形 | 2 | 0 | 0 |
| 信用保証協会等保証付 | 28,062 | 2,806 | 112 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | - | - | - |
| 共済約款貸付 | - | - | - |
| 出資等 | 2,298 | 2,298 | 91 |
| (うち出資等のエクスポージャー) | 2,298 | 2,298 | 91 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | - | - | - |
| 上記以外 | 29,775 | 50,438 | 2,017 |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | - | - | - |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー) | 13,295 | 33,237 | 1,329 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 480 | 1,200 | 48 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー) | - | - | - |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | - | - | - |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 16,000 | 16,000 | 640 |
| 証券化 | - | - | - |
| (うちSTC要件適用分) | - | - | - |
| (うち非STC適用分) | - | - | - |
| 再証券化 | - | - | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | - | - | - |
| (うちルックスルー方式) | - | - | - |
| (うちマンドート方式) | - | - | - |
| (うち蓋然性方式(250%)) | - | - | - |
| (うち蓋然性方式7(400%)) | - | - | - |
| (うちフォールバック方式) | - | - | - |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | - | - | - |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | - | - | - |
| 上記以外 | - | - | - |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 357,574 | 114,539 | 4,581 |
| CVAリスク相当額÷8% | - | - | - |
| 中央精算機関関連エクスポージャー | - | - | - |
| 合計(信用リスク・アセットの額) | 357,574 | 114,539 | 4,581 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | | 所用自己資本額 |
| (基礎的手法) | a | | b=a×4% |
| | 12,784 | | 511 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)計 | | 所用自己資本額 |
| | a | | b=a×4% |
| | 127,325 | | 5,093 |

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

| 令和7年度 | | | |
|---|---------------------------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャーの 期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 1,656 | - | - |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 14,395 | - | - |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | 11,791 | - | - |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | - | - |
| 国際開発銀行向け | - | - | - |
| 地方公共団体金融機構向け | 401 | 40 | 1 |
| 我が国の政府関係機関向け | 300 | 20 | - |
| 地方三公社向け | 901 | 140 | 5 |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 248,734 | 49,757 | 1,990 |
| (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け) | 400 | 80 | 3 |
| カバード・ボンド向け | - | - | - |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) | 9,108 | 2,884 | 115 |
| (うち特定貸付債権向け) | - | - | - |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 5,346 | 3,585 | 143 |
| (うちトランザクター向け) | 92 | 41 | 1 |
| 不動産関連向け | 7,211 | 2,647 | 105 |
| (うち自己居住用不動産等向け) | 6,696 | 2,196 | 87 |
| (うち賃貸用不動産向け) | 178 | 205 | 8 |
| (うち事業用不動産関連向け) | 133 | 143 | 5 |
| (うちその他不動産関連向け) | 203 | 102 | 4 |
| (うちADC向け) | - | - | - |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | - | - | - |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。) | 235 | 300 | 12 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 33 | 33 | 1 |
| 取立未済手形 | 36 | 7 | - |
| 信用保証協会等による保証付 | 27,738 | 2,773 | 110 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | - | - | - |
| 株式等 | 2,280 | 2,280 | 91 |
| 共済約款貸付 | - | - | - |
| 上記以外 | 32,091 | 52,657 | 2,106 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | - | - | - |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | - | - | - |
| (うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー) | 13,295 | 33,237 | 1,329 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 442 | 1,107 | 44 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー) | - | - | - |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー) | - | - | - |
| (うち右記以外のエクスポージャー) | 18,353 | 18,311 | 732 |
| 証券化 | - | - | - |
| (うちSTC要件適用分) | - | - | - |
| (うち非STC要件適用分) | - | - | - |
| 再証券化 | - | - | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | - | - | - |
| (うちルック・スルー方式) | - | - | - |
| (うちマニフェット方式) | - | - | - |
| (うち蓋然性方式250%) | - | - | - |
| (うち蓋然性方式400%) | - | - | - |
| (うちフォールバック方式1250%) | - | - | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | - | - | - |
| 標準的手法を運用するエクスポージャー計 | - | - | - |
| CVAリスク相当額÷8%(簡便法) | - | - | - |
| 中央清算期間関連エクスポージャー | - | - | - |
| 合計(信用リスク・アセットの額) | 362,263 | 117,127 | 4,685 |
| マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞ | マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a | 0 | 所要自己資本額 b=a×4% |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞ | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 4,247 | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 所要自己資本額 | リスク・アセット等 (分母)合計額 a | 121,375 | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | | | 4,855 |

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

| | 2025年度 |
|-------------------------------|--------|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 4,247 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 | 169 |
| BI | 2,831 |
| BIC | 339 |

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング(S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch) |

※「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|---------------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府および中央銀行 | | 日本貿易保険 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー | R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch | |
| 金融機関向けエクスポージャー | R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー | R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch | |

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

| | | 令和6年度 | | | | 令和7年度 | | | |
|----------|----------------|----------------------|--------|--------|----------------|----------------------|--------|--------|------------|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 延滞エクスポージャー |
| 法人 | 農業 | 1,753 | 1,578 | - | 88 | 1,681 | 1,585 | - | 151 |
| | 林業 | 75 | 67 | - | 88 | 52 | 47 | - | 14 |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | 17 | 17 | - | - | 1,574 | 155 | 1,406 | 25 |
| | 鉱業 | 1 | 1 | - | - | 1 | 1 | - | - |
| | 建設・不動産業 | 978 | 266 | 701 | - | 1,310 | 407 | 902 | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,066 | 37 | 1,029 | - | 1,505 | 22 | 1,482 | - |
| | 運輸・通信業 | 1,502 | - | 1,501 | - | 2,605 | - | 2,604 | - |
| | 金融・保険業 | 271,744 | - | - | - | 263,975 | - | 2,211 | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 978 | 494 | 100 | 1 | 4,093 | 689 | 2,091 | 44 |
| | 日本政府・地方公共団体 | 18,442 | 6,833 | 11,609 | - | 26,888 | 11,390 | 15,497 | - |
| | 上記以外 | 6,399 | 981 | - | 18 | 1,232 | 675 | - | - |
| 個人 | 39,556 | 36,395 | - | 162 | 38,254 | 38,216 | - | 272 | |
| その他 | 15,424 | - | - | - | 20,421 | 8 | - | - | |
| 業種別残高計 | | 342,516 | 46,675 | 18,946 | 269 | 363,595 | 53,202 | 26,196 | 0 |
| | 1年以下 | 259,837 | 1,357 | 0 | / | 249,565 | 1,331 | 199 | / |
| | 1年超3年以下 | 2,391 | 1,588 | 803 | / | 4,647 | 1,639 | 3,008 | / |
| | 3年超5年以下 | 4,999 | 2,994 | 2,005 | / | 9,615 | 5,918 | 3,696 | / |
| | 5年超7年以下 | 7,575 | 4,884 | 2,690 | / | 6,842 | 3,790 | 3,052 | / |
| | 7年超10年以下 | 7,460 | 6,049 | 1,411 | / | 10,116 | 6,330 | 3,785 | / |
| | 10年超 | 40,396 | 28,791 | 11,605 | / | 38,581 | 2,419 | 0 | / |
| 残存期間別残高計 | | 357,940 | 46,673 | 18,946 | / | 363,595 | 53,202 | 26,196 | / |
| 平均残高計 | | 337,835 | 47,164 | 16,310 | / | 567 | 567 | 0 | / |

(注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金の他、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

| 区分 | 令和6年度 | | | | | 令和7年度 | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 94 | 96 | 0 | 94 | 96 | 96 | 72 | 0 | 96 | 72 |
| 個別貸倒引当金 | 368 | 357 | 1 | 368 | 357 | 357 | 239 | 44 | 312 | 239 |

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

| 区分 | 令和6年度 | | | | | | 令和7年度 | | | | | | |
|------|--------------------|-----------|-------|-----|----------|-----------|----------|-----------|-------|-----|----------|-----------|---|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | | |
| 法人 | 農業 | 9 | 136 | - | - | 136 | - | 136 | 106 | 14 | 122 | 106 | - |
| | 林業 | - | 12 | - | - | 12 | - | 12 | 14 | - | 12 | 14 | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | - | 9 | - | - | 9 | - | 9 | 9 | - | 9 | 9 | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 電気・ガス・熱 供給・水道業 | 14 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 卸売・小売・飲 食・サービス業 | 92 | 1 | - | - | 1 | - | 1 | 14 | - | 1 | 14 | - |
| | 上記以外 | - | 23 | - | - | 23 | - | 23 | 1 | 17 | 6 | 1 | 1 |
| | 個人 | 238 | 174 | - | - | 174 | - | 174 | 92 | 12 | 162 | 92 | - |
| 業種別計 | 368 | 357 | - | 368 | 357 | - | 357 | 239 | 44 | 313 | 239 | 1 | |

(注)当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行なっているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

令和7年度

(単位:百万円)

| 項目 | リスク・ウェイト(%) | CCF・信用リスク削減 効果適用前 | | CCF・信用リスク削減 効果適用後 | | | リスク・ウェイト の加重平均 値 |
|---|-------------|----------------------|-----------------|----------------------|-----------------|------------------|------------------------|
| | | オン・バランス 資産項目 | オフ・バランス 資産項目 | オン・バランス 資産項目 | オフ・バランス 資産項目 | 信用リスク・ア セットの額 | |
| | | A | B | C | D | E | |
| 現金 | 0 | 1,656 | - | 1,656 | - | 0 | 0 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 0 | 14,395 | - | 14,395 | - | 0 | 0 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 0~150 | - | - | - | - | - | - |
| 国際決済銀行等向け | 0 | - | - | - | - | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | 0 | 11,791 | - | 11,791 | - | 0 | 0 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 20~150 | - | - | - | - | - | - |
| 国際開発銀行向け | 0~150 | - | - | - | - | - | - |
| 地方公共団体金融機構向け | 10~20 | 401 | - | 401 | - | 40 | 10 |
| 我が国の政府関係機関向け | 10~20 | 300 | - | 300 | - | 20 | 7 |
| 地方三公社向け | 20 | 901 | - | 901 | - | 140 | 16 |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 20~150 | 248,734 | - | 248,734 | - | 49,757 | 20 |
| (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け) | 20~150 | 400 | - | 400 | - | 80 | 20 |
| カバード・ボンド向け | 10~100 | - | - | - | - | - | - |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) | 20~150 | 9,108 | - | 9,108 | - | 2,884 | 32 |
| (うち特定貸付債権向け) | 20~150 | - | - | - | - | - | - |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 45~100 | 4,110 | 18,517 | 3,482 | 1,863 | 3,585 | 67 |
| (うちトランザクター向け) | 45 | - | 920 | - | 92 | 41 | 45 |
| 不動産関連向け | 20~150 | 7,304 | - | 7,211 | - | 2,647 | 37 |
| (うち自己居住用不動産等向け) | 20~75 | 6,784 | - | 6,696 | - | 2,196 | 33 |
| (うち賃貸用不動産向け) | 30~150 | 178 | - | 178 | - | 205 | 115 |
| (うち事業用不動産関連向け) | 70~150 | 138 | - | 13 | - | 143 | 108 |
| (うちその他不動産関連向け) | 60 | 204 | - | 203 | - | 102 | 50 |
| (うちADC向け) | 100~150 | - | - | - | - | - | - |
| 劣後債券及びその他資本性証券等 | 150 | - | - | - | - | - | - |
| 延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。) | 50~150 | 219 | 237 | 217 | 17 | 300 | 128 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 100 | 33 | - | 33 | - | 33 | 100 |
| 取立未済手形 | 20 | 36 | - | 36 | - | 7 | 20 |
| 信用保証協会等による保証付 | 0~10 | 28,144 | 38 | 27,734 | 3 | 2,773 | 10 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | 10 | - | - | - | - | - | - |
| 株式等 | 250~400 | 2,280 | - | 2,280 | - | 2,280 | 100 |
| 共済約款貸付 | 0 | - | - | - | - | - | - |
| 上記以外 | 100~1250 | 32,049 | 0 | 32,049 | 0 | 52,657 | 164 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | 1250 | - | - | - | - | - | - |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | 250~400 | - | - | - | - | - | - |

| | | | | | | | |
|--|-----|--------|---|--------|---|---------|-----|
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー) | 250 | 13,295 | - | 13,295 | - | 33,237 | 250 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 250 | 442 | - | 442 | - | 1,107 | 250 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー) | 250 | - | - | - | - | - | - |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー) | 150 | - | - | - | - | - | - |
| (うち右記以外のエクスポージャー) | 100 | 18,311 | 0 | 18,311 | 0 | 18,311 | 100 |
| 証券化 | - | - | - | - | - | - | - |
| (うちSTC要件適用分) | - | 0 | 0 | - | - | - | - |
| (短期STC要件適用分) | - | 0 | 0 | - | - | - | - |
| (うち不良債権証券化適用分) | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うちSTC・不良債権証券化適用対象外分) | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 再証券化 | - | - | - | - | - | - | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | - | - | - | - | - | - | - |
| 未決済取引 | - | - | - | - | - | - | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計(信用リスク・アセットの額) | - | - | - | - | - | 117,217 | - |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和7年度

(単位：百万円)

| | 信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後) | | | | | | | 合計 | | | | | |
|--------------------------|-------------------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 0% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | | | | | | | |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 14,395 | - | - | - | - | - | - | 14,395 | | | | | |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | | |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | | |
| | 0% | 10% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 | | | | | |
| 我が国の地方公共団体向け | 11,791 | - | - | - | - | - | 0 | 11,791 | | | | | |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | | |
| 地方公共団体金融機構向け | - | 401 | - | - | - | - | 0 | 401 | | | | | |
| 我が国の政府関係機関向け | 99 | 200 | - | - | - | - | 0 | 300 | | | | | |
| 地方三公社向け | 200 | - | 700 | - | - | - | 0 | 901 | | | | | |
| | 0% | 20% | 30% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 | | | | | |
| 国際開発銀行向け | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | | |
| | 20% | 30% | 40% | 50% | 75% | 100% | 150% | その他 | 合計 | | | | |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 248,634 | 100 | - | - | - | - | - | 0 | 248,734 | | | | |
| (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け) | 400 | - | - | - | - | - | - | 0 | 400 | | | | |
| | 10% | 15% | 20% | 25% | 35% | 50% | 100% | その他 | 合計 | | | | |
| カバード・ボンド向け | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | |
| | 20% | 50% | 75% | 80% | 85% | 100% | 130% | 150% | その他 | 合計 | | | |
| 法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) | 5,587 | 3,508 | - | - | - | 12 | - | - | 0 | 9,108 | | | |
| (うち特定貸付債権向け) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | |
| | 100% | 150% | 250% | 400% | その他 | 合計 | | | | | | | |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | - | - | - | - | - | - | | | | | | | |
| 株式等 | - | - | 2,280 | - | 0 | 2,280 | | | | | | | |
| | 45% | 75% | 100% | その他 | 合計 | | | | | | | | |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 92 | 2,240 | 318 | 2,695 | 5,346 | | | | | | | | |
| (うちトランザクター向け) | 92 | - | - | 0 | 92 | | | | | | | | |
| | 20% | 25% | 30% | 31.25% | 35% | 37.50% | 40% | 50% | 62.50% | 70% | 75% | その他 | 合計 |
| 不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け | 847 | - | - | - | 862 | - | - | 85 | - | - | 1,135 | 3,765 | 6,696 |
| | 30% | 35% | 43.75% | 45% | 56.25% | 60% | 75% | 93.75% | 105% | 150% | その他 | 合計 | |
| 不動産関連向けうち賃貸用不動産向け | - | - | - | - | - | 5 | - | - | - | 128 | 44 | 0 | 178 |

| | 70% | 90% | 110% | 112.50% | 150% | その他 | 合計 | | |
|-----------------------------------|-------|-----|--------|---------|------|-----|------|-----|--------|
| 不動産関連向け うち事業用不動産 関連向け | 7 | - | 126 | - | - | - | 133 | | |
| | 60% | | その他 | | | 合計 | | | |
| 不動産関連向け うちその他不動産 関連向け | 153 | | 50 | | | 203 | | | |
| | 100% | | 150% | | その他 | | 合計 | | |
| 不動産関連向け うちADC向け | - | | - | | - | | - | | |
| | 50% | | 100% | | 150% | | その他 | 合計 | |
| 延滞等向け（自己 居住用不動産等向 けを除く。） | 25 | | 49 | | 158 | | 2 | 235 | |
| 自己居住用不動産 等向けエクスポー ジチャーに係る延滞 | - | | 33 | | - | | 0 | 33 | |
| | 0% | | 10% | | 20% | | 100% | その他 | 合計 |
| 現金 | 1,656 | | - | | - | | - | 0 | 1,656 |
| 取立未済手形 | - | | - | | 36 | | - | 0 | 36 |
| 信用保証協会等 による保証付 | 0 | | 27,720 | | 0 | | 0 | 17 | 27,738 |
| 株式会社地域経済 活性化支援機構等 による保証付 | - | | - | | - | | - | - | - |
| 共済約款貸付 | - | | - | | - | | - | - | - |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

| | | 令和6年度 | | |
|----------------|---------------|-------|---------|---------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウェイト0% | - | 20,602 | 20,602 |
| | リスク・ウェイト2% | - | - | - |
| | リスク・ウェイト4% | - | - | - |
| | リスク・ウェイト10% | - | 28,199 | 28,199 |
| | リスク・ウェイト20% | 3,096 | 258,050 | 261,146 |
| | リスク・ウェイト35% | - | 568 | 568 |
| | リスク・ウェイト50% | 3,338 | 217 | 3,555 |
| | リスク・ウェイト75% | - | 2,925 | 2,925 |
| | リスク・ウェイト100% | - | 19,552 | 19,552 |
| | リスク・ウェイト150% | - | 39 | 39 |
| | リスク・ウェイト250% | - | 13,775 | 13,775 |
| | その他 | - | 37 | 37 |
| | リスク・ウェイト1250% | | - | - |
| 計 | | 6,434 | 343,966 | 350,401 |

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としていません。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

| リスク・ウェイト区分 | 令和7年度 | | | |
|------------|------------------------------|-----------------|------------------|--|
| | CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー | | CCFの加重平均値 (%) | 資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後) |
| | オン・バランス 資産項目 | オフ・バランス 資産項目 | | |
| 40%未満 | 318,712 | 0 | 10% | 317,641 |
| 40%～70% | 4,600 | 0 | 10% | 4,692 |
| 75% | 1,662 | 17,223 | 10% | 3,375 |
| 80% | - | - | 10% | - |
| 85% | 1,332 | - | - | 1,301 |
| 90%～100% | 380 | 372 | 10% | 414 |
| 105%～130% | 259 | - | - | 254 |
| 150% | 191 | 134 | 10% | 203 |
| 250% | 2,280 | - | - | 2,280 |
| 400% | - | - | - | - |
| 1250% | - | - | - | - |
| その他 | 0 | 0 | 10% | 10 |
| 合計 | 329,420 | 18,793 | 10% | 330,172 |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以

上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

| | 令和6年度 | | |
|------------------------|----------|-------|--------------|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | - | 0 | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | 99 | - |
| 地方三公社向け | - | 200 | - |
| 金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け | - | - | - |
| 法人等向け | 1 | 0 | - |
| 中小企業等向けおよび個人向け | 86 | 5,669 | - |
| 抵当権付住宅ローン | - | 174 | - |
| 不動産取得等事業向け | - | - | - |
| 三月以上延滞等 | - | - | - |
| 証券化 | - | - | - |
| 中央精算機関関連 | - | - | - |
| 上記以外 | - | 75 | - |
| 合 計 | 87 | 6,220 | - |

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取引未済手形・未決済取引・その他資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位:百万円)

| | 令和7年度 | | |
|--------------------------|----------|-------|--------------|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | - | 0 | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | 99 | - |
| 地方三公社向け | - | 200 | - |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | - | - | - |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) | 0 | 0 | - |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 62 | 1,318 | - |
| 自己居住用不動産等向け | - | 4,696 | - |
| 賃貸用不動産向け | - | - | - |
| 事業用不動産関連向け | - | - | - |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。) | - | - | - |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | - | - | - |
| 証券化 | - | 0 | - |
| 中央清算機関関連 | - | - | - |
| 上記以外 | - | 50 | - |
| 合 計 | 63 | 6,364 | - |

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVAリスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

(2) 当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当JAでは、オペレーショナル・リスクを事務リスク・システムリスク・その他のリスクに区分し、それぞれ関係部署が関連規程に基づいて所管し、総合リスク管理委員会において管理しています。

(2) BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

(3) ILMの算出方法

ILM（内部損失係数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JA事業の効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意志決定を行なっています。運用部門は理事会で決定した運用方針および総合リスク管理委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | - | - | - | - |
| 非上場 | 15,594 | 15,594 | 15,575 | 15,575 |
| 合計 | 15,594 | 15,594 | 15,575 | 15,575 |

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

| 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| - | - | - | - | - | - |

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位:百万円)

| 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社の評価損益等）

(単位:百万円)

| 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------------------------|-------|-------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | - | - |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | - | - |

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスク算定手法の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、総合リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

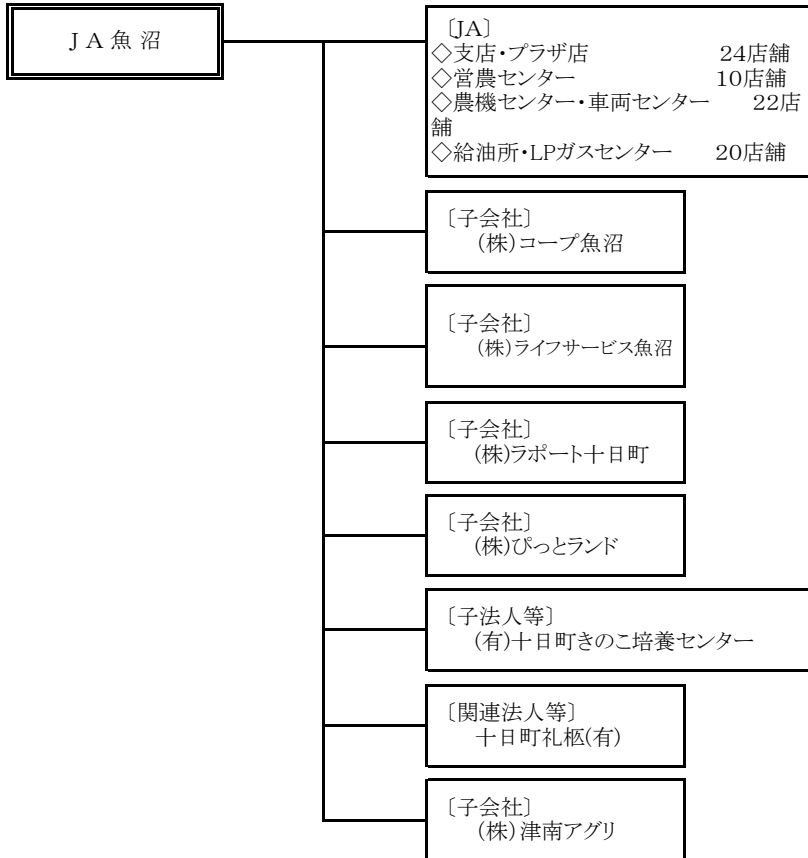
| IRRBB:金利リスク | | | | | |
|-------------|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 項番 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
| | | Δ EVE | Δ NII | Δ EVE | Δ NII |
| | | 前期末 | | 当期末 | |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1,062 | 190 | 1,307 | 168 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 1,333 | | 1,485 | |
| 4 | フラット化 | 0 | | 0 | |
| 5 | 短期金利上昇 | 0 | | 0 | |
| 6 | 短期金利低下 | 512 | | 263 | |
| 7 | 最大値 | 1,333 | 190 | 1,485 | 168 |
| 8 | 自己資本の額 | | 26,016 | | 25,947 |

VI. 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

JA魚沼グループは、当JA、子会社5社、関連法人等2社で構成されています。このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は5社です。また、金融業務を営む関連法人等はありません。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社につき連結の範囲に含まれる会社に相違はありません。



(2) 子会社等の状況

(単位: 百万円、%)

| 会社名 | 業務内容 | 主たる事務所の所在地 | 設立年月日 | 資本金 | 当JAの議決権比率 | 他の子会社等の議決権比率 |
|-----------------|-----------------------|-----------------|-----------|-----|-----------|--------------|
| (株)コープ魚沼 | 食料品及び日用品雑貨の販売等 | 魚沼市並柳1550番地 | 平成16.7.22 | 50 | 100% | 0% |
| (株)ライフサービス魚沼 | 冠婚葬祭に関する物品販売、賃貸、斡旋等 | 魚沼市中原258番地3 | 平成16.9.21 | 50 | 100% | 0% |
| (株)レポート十日町 | 葬祭業及び総合宴会会場 | 十日町市本町二丁目350番地 | 昭和47.8.2 | 100 | 100% | 0% |
| (株)ぴっとランド | 車両・農機・家電修理販売、燃料、給油、設備 | 十日町市下島416番地1 | 平成14.9.1 | 10 | 100% | 0% |
| (有)十日町きこの培養センター | きのこ種菌培養販売 | 十日町市四日町2309番地 | 平成7.12.20 | 5 | 40% | 0% |
| 十日町礼柩(有) | 霊柩車の運行 | 十日町市妻有町東1-4-10 | 平成4.9.25 | 10 | 0% | 45% |
| (株)津南アグリ | 農産物の生産および販売 | 津南町大字下船渡戊125番地1 | 令和2.2.3 | 9 | 99% | 0% |

(3) 連結事業の概況

① 事業の概況

令和7年度の当JAの連結決算は、子会社5社を連結しております。連結決算の内容は、経常利益752百万円、連結当期剰余金519百万円、連結純資産23,441百万円、連結総資産358,766百万円で、連結自己資本比率は22.10%となりました。

② 連結子会社の事業概況

株式会社コープ魚沼

令和7年度は、店舗事業では3月に魚沼市のプレミアム商品券の発売があり、多くの方々よりご利用いただきました。秋には北魚沼地区の「大農業祭」への出店、初めての小千谷地区「農林まつり」への出店を行い、地域を繋ぐ活動を行うことが出来ました。また、堀之内地区での「御神送り・御神迎え」に合わせた「テント市」を、6年振りに開催し好評をいただきました。これらにより売上高は計画対比97.4%、前年対比97.0%となりました。

生活事業におきましては、カタログショッピングが大変好評であり、昨年を上回る実績を上げることが出来ました。長年開催してきました「ジュエリー展」につきましては、諸般の事情により最後となりましたが、多くの方々からご来場いただくことができました。これらにより生活事業の売上高は計画対比102.8%、前年対比89.4%の実績となりました。

以上より令和7年度決算では、売上合計731,840千円、計画対比100.9%、前年対比95.8%。売上総利益は180百万円、前年対比98.3%、3百万円減少、事業総利益は200百万円、前年対比97.9%、4百万円の減少となりました。販売費・管理費は204百万円、計画対比99.6%、前年対比98.2%となり、差引営業損失では3百万円、当期純損失では5百万円となりました。

株式会社ライフサービス魚沼

令和7年度は、多様化する葬儀形態に対応するために、資格取得や各種研修会等への参加を通じて社員のスキルアップに取り組みました。また、葬儀後のケアとして各種法要、仏壇・墓石・位牌等の営業推進にも取り組みました。そして、当社のPRイベントとして11月に人形供養祭を開催し、多くの方々からご来場いただきました。また、令和8年2月からのおぢや葬祭事業譲受を踏まえ、双方で協議・検討を重ねてきました。

事業実績については、葬儀施行260件、法要施行79件、慶事施行24件の実績となりました。

なお、令和7年度における当社の魚沼市内における葬儀施行率は47.4%となり、前年(42.8%)より施行率を向上させることが出来ました。

これらの結果、事業全体の売上高は303百万円(計画対比94.4%、前年対比99.0%)、営業利益は4百万円の実績となりました。

株式会社ラポート十日町

令和7年度は、「お客様の気持ちを大切に作る創業精神をもとに、高い目標に挑戦し、地域社会に貢献する」を基本方針に掲げ取り組んでまいりました。第一四半期の葬儀大量受注により、葬儀、お斎、花店の取扱高増加によりラポート主力事業は計画を達成しました。また、業績の回復に伴い、福利厚生の実施を行うとともに、通夜棟6施設の有効活用によりお客様から高い評価をいただきました。

婚礼宴会調理部門では、2ヵ月毎の料理内容の変更を実践したことと、和洋中の専門調理師による料理が「美味しくなった」とお客様からの評判も高かったことがラポートブランドの向上に貢献しました。

葬祭部門では、ドライアイス製造販売が好調で、葬祭売上高に大きく貢献しました。また、通夜棟6施設の充実により、お客様をお断りすることなく葬儀を受注できたことは今後の葬祭事業に大きく貢献するものと期待できます。

らぽーとランド花店では葬祭部門との協力による花祭壇が多くの方からご支持いただき、お客様からは「ラポートにしかできない、素晴らしい祭壇」と高評価をいただきました。

結果、全体の取扱高は計画対比112.1%(前年対比91.1%)、税引前当期純利益は計画対比331.3%(前年対比215.9%)となり、税引後当期利益は92百万円と黒字実績となりました。

株式会社津南アグリ

令和7年度より経営改善を目指し、収穫作業が秋に集中している作物の見直しを行うために、「キャベツ」の生産を縮小、雪室貯蔵による冬季販売試験と「すいか」の試験栽培に取り組みました。また「雪下にんじん」の次期生産をやめ、「ねぎ苗」「ブロッコリー苗」の供給に取り組むこととしました。

受託作業では、「畑地不耕作管理」や「ひまわり畑栽培管理」、実証圃等の受入を継続しながら、空き時間を活用してJA集出荷作業の請負を増加し、畑地への堆肥散布受託を行うこととしました。また、JAからの職員の出向受入は行わず、社員を中心とした生産活動を行う体制を構築し、経営改善に取り組みました。

しかしながら、消雪の遅れによる「アスパラガス」の収量減少や高温による秋野菜の収穫量減少等により販売代金が落ち込みました。さらに、受託作業の堆肥散布が未着手となったこと、JA集出荷作業の請負は計画通り行うことができなかったこと、計画外でのにんじん収穫機の買取があったこと、荷造運賃・手数料が計画を上回ったことから、税引前当期利益は赤字となりました。

厳しい経営内容でしたが、労務費は前年度より大きく減少することができ、費用総額ではほぼ計画に近い実績を出すことができました。

③ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

令和7年度は該当ありません。

(4) 最近の連結ベースの主要な経営指標

(単位:百万円、%)

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------------|---------|---------|
| 連結経常収益(事業収益) | 18,286 | 19,061 |
| 信用事業収益 | 2,591 | 2,787 |
| 共済事業収益 | 1,466 | 1,489 |
| 農業関連事業収益 | 12,233 | 12,565 |
| その他の収益 | 1,994 | 2,218 |
| 連結経常利益 | 782 | 752 |
| 連結当期剰余金 | 415 | 519 |
| 連結総資産額 | 356,539 | 358,766 |
| 連結純資産額 | 25,078 | 23,411 |
| 連結自己資本比率 | 20.41% | 22.10% |

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

| 【資産の部】 | | (単位：百万円) | |
|-------------------|----------------------|----------------------|--|
| 科 目 | 令和6年度 (令和7年1月31日) | 令和7年度 (令和8年1月31日) | |
| 1. 信用事業資産 | 323,757 | 324,099 | |
| (1) 現金及び預金 | 259,047 | 248,986 | |
| (2) 有価証券 | 17,373 | 22,795 | |
| (3) 貸出金 | 46,234 | 50,858 | |
| (4) その他信用事業資産 | 1,370 | 1,661 | |
| (5) 債務保証見返 | 1 | 1 | |
| (6) 貸倒引当金 | △ 269 | △ 204 | |
| 2. 共済事業資産 | - | - | |
| (1) その他共済事業資産 | - | - | |
| (2) 貸倒引当金 | - | - | |
| 3. 経済事業資産 | 5,398 | 7,896 | |
| (1) 受取手形及び経済事業未収金 | 1,834 | 1,985 | |
| (2) 棚卸資産 | 907 | 943 | |
| (3) その他経済事業資産 | 2,840 | 5,074 | |
| (4) 貸倒引当金 | △ 183 | △ 107 | |
| 4. 雑資産 | 699 | 668 | |
| (1) その他の雑資産 | 699 | 668 | |
| (2) 貸倒引当金 | - | - | |
| 5. 固定資産 | 10,916 | 10,354 | |
| (1) 有形固定資産 | 10,852 | 10,287 | |
| 建物 | 21,983 | 21,695 | |
| 機械装置 | 3,960 | 3,946 | |
| 土地 | 4,008 | 3,962 | |
| 賃貸資産 | 1,416 | 1,537 | |
| 建設仮勘定 | 5 | - | |
| その他有形固定資産 | 5,003 | 4,928 | |
| 減価償却累計額 | △ 25,526 | △ 25,784 | |
| (2) 無形固定資産 | 64 | 66 | |
| 賃貸資産 | - | - | |
| その他無形固定資産 | 64 | 66 | |
| 6. 外部出資 | 15,256 | 15,231 | |
| (1) 外部出資 | 15,256 | 15,231 | |
| (2) 外部出資等損失引当金 | - | - | |
| 7. 繰延税金資産 | 466 | 493 | |
| 8. 繰延資産 | 25 | 21 | |
| 資産の部合計 | 356,521 | 358,766 | |

| 【負債・純資産の部】 | | (単位：百万円) | |
|------------------------|----------------------|----------------------|--|
| 科 目 | 令和6年度 (令和7年1月31日) | 令和7年度 (令和8年1月31日) | |
| 1. 信用事業負債 | 326,286 | 329,243 | |
| (1) 貯金 | 325,220 | 328,217 | |
| (2) 借入金 | 328 | 323 | |
| (3) その他信用事業負債 | 735 | 700 | |
| (4) 債務保証 | 1 | 1 | |
| 2. 共済事業負債 | 1,153 | 1,367 | |
| (1) 共済資金 | 578 | 794 | |
| (2) その他共済事業負債 | 575 | 572 | |
| 3. 経済事業負債 | 1,260 | 2,110 | |
| (1) 支払手形及び 経済事業未払金 | 664 | 991 | |
| (2) その他経済事業負債 | 596 | 1,119 | |
| 4. 設備借入金 | - | - | |
| 5. 雑負債 | 1,370 | 1,386 | |
| 6. 諸引当金 | 1,372 | 1,246 | |
| (1) 賞与引当金 | 101 | 96 | |
| (2) 退職給付に係る負債 | 775 | 731 | |
| (3) 役員退職慰労引当金 | 12 | 19 | |
| (4) 特例業務負担金引当金 | 482 | 398 | |
| 負債合計 | 331,441 | 335,354 | |
| 1. 組合員資本 | 26,615 | 26,758 | |
| (1) 出資金 | 7,595 | 7,406 | |
| (2) 利益剰余金 | 19,101 | 19,434 | |
| (3) 処分未済持分 | △ 79 | △ 80 | |
| (4) 子会社の所有する 親組合出資金 | △ 1 | △ 1 | |
| 2. 評価差額金 | △ 1,537 | △ 3,347 | |
| (1) その他有価証券 評価差額金 | △ 1,537 | △ 3,347 | |
| 3. 少数株主持分 | - | - | |
| 純資産合計 | 25,078 | 23,411 | |
| 負債および純資産の部合計 | 356,521 | 358,766 | |

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | (自令和6年2月1日 至令和7年1月31日) | (自令和7年2月1日 至令和8年1月31日) |
| 1. 事業総利益 | 7,398 | 7,772 |
| (1) 信用事業収益 | 2,591 | 3,008 |
| 資金運用収益 | 2,373 | 2,787 |
| (うち預金利息) | (1,357) | (1,690) |
| (うち有価証券利息) | (140) | (224) |
| (うち貸出金利息) | (554) | (600) |
| (うちその他受入利息) | (321) | (272) |
| 役務取引等収益 | 133 | 145 |
| その他経常収益 | 84 | 76 |
| (2) 信用事業費用 | 627 | 1,007 |
| 資金調達費用 | 135 | 583 |
| (うち貯金利息) | (128) | (574) |
| (うち給付補填備金繰入) | (3) | (3) |
| (うち借入金利息) | (-) | (-) |
| (うちその他支払利息) | (3) | (4) |
| 役務取引等費用 | 39 | 39 |
| その他経常費用 | 451 | 384 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (△ 7) | (35) |
| 信用事業総利益 | 1,964 | 2,001 |
| (3) 共済事業収益 | 1,466 | 1,489 |
| 共済付加収入 | 1,382 | 1,378 |
| その他の収益 | 84 | 111 |
| (4) 共済事業費用 | 55 | 69 |
| 共済推進費及び共済保全費 | 19 | 38 |
| その他の費用 | 36 | 30 |
| 共済事業総利益 | 1,411 | 1,420 |
| (5) 購買事業収益 | 11,310 | 11,695 |
| 購買品供給高 | 9,444 | 9,790 |
| 購買手数料 | 799 | 813 |
| その他の収益 | 1,066 | 1,090 |
| (6) 購買事業費用 | 8,192 | 8,248 |
| 購買品供給原価 | 7,554 | 7,737 |
| 購買供給費 | 169 | 132 |
| その他の費用 | 467 | 377 |
| 購買事業総利益 | 3,118 | 3,447 |
| (7) 販売事業収益 | 922 | 870 |
| 販売品販売高 | 138 | 148 |
| 販売手数料 | 512 | 460 |
| その他の収益 | 272 | 261 |
| (8) 販売事業費用 | 408 | 473 |
| 販売品販売原価 | 108 | 112 |
| 販売費 | 196 | 291 |
| その他の費用 | 103 | 70 |
| 販売事業総利益 | 514 | 397 |

| 科 目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | (自令和6年2月1日 至令和7年1月31日) | (自令和7年2月1日 至令和8年1月31日) |
| (9) その他事業収益 | 1,994 | 2,218 |
| (10) その他事業費用 | 1,604 | 1,711 |
| その他事業総利益 | 390 | 506 |
| 2. 事業管理費 | 6,841 | 7,230 |
| (1) 人件費 | 5,021 | 5,244 |
| (2) その他事業管理費 | 1,819 | 1,985 |
| 事業利益 | 557 | 542 |
| 3. 事業外収益 | 342 | 271 |
| (1) 受取雑利息 | 3 | 11 |
| (2) 受取出資配当金 | 212 | 150 |
| (3) 持分法による投資益 | - | - |
| (4) その他の事業外収益 | 126 | 108 |
| 4. 事業外費用 | 117 | 61 |
| (1) 支払雑利息 | 7 | 4 |
| (2) その他の事業外費用 | 109 | 56 |
| 経常利益 | 782 | 752 |
| 5. 特別利益 | 14 | 291 |
| (1) 固定資産処分益 | - | 71 |
| (2) その他の特別利益 | 13 | - |
| (3) 一般補助金 | - | 219 |
| 6. 特別損失 | 270 | 459 |
| (1) 固定資産処分損 | 5 | 4 |
| (2) 固定資産圧縮損 | - | 193 |
| (3) 減損損失 | 251 | 191 |
| (4) その他の特別損失 | 13 | 69 |
| 税金等調整前当期利益 | 527 | 584 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 131 | 91 |
| 法人税等調整額 | △ 19 | △ 26 |
| 法人税等合計 | 111 | 65 |
| 当期利益 | 415 | 519 |
| 非支配株主に帰属する当期利益 | - | - |
| 当期剰余金 | 415 | 519 |

(7)連結キャッシュ・フロー計算書

〔間接法により表示する場合〕

(単位:百万円)

| 科 目 | 令和6年度 | | 令和7年度 | | |
|------------------------|-------|------------------------------|-------|------------------------------|---|
| | (| 自 令和6年 2月 1日 至 令和7年 1月31日 |) (| 自 令和7年 2月 1日 至 令和8年 1月31日 |) |
| 1. 事業活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 税引前当期利益(又は税引前当期損失) | | 527 | | 584 | |
| 減価償却費 | | 605 | | 562 | |
| 減損損失 | | 251 | | 191 | |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | | △8 | | △141 | |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | | △49 | | △3 | |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少) | | △224 | | △43 | |
| その他引当金等の増減額 (△は減少) | | △53 | | - | |
| 信用事業資金運用収益 | | △2,361 | | △2,760 | |
| 信用事業資金調達費用 | | 135 | | 583 | |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | | △216 | | △162 | |
| 支払雑利息 | | - | | - | |
| 有価証券関係損益 (△は益) | | △17 | | △68 | |
| 固定資産売却損益 (△は益) | | 4 | | - | |
| 持分法による投資損益 | | - | | - | |
| 資産除去債務関連費用 | | 1 | | - | |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減) | | | | | |
| 貸出金の純増 (△) 減 | | 82 | | △4,622 | |
| 預金の純増 (△) 減 | | 8,623 | | 18,953 | |
| 貯金の純増減 (△) | | △4,975 | | 2,954 | |
| 信用事業借入金の純増減 (△) | | △40 | | △4 | |
| その他信用事業資産の増 (△) 減 | | 92 | | △357 | |
| その他信用事業負債の増減 (△) | | 28 | | △249 | |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減) | | | | | |
| 共済資金の純増減 (△) | | 63 | | 216 | |
| 未経過共済付加収入の純増減 (△) | | △11 | | △16 | |
| その他共済事業資産の増 (△) 減 | | - | | - | |
| その他共済事業負債の増減 (△) | | - | | 14 | |
| (経済事業活動による資産及び負債の増減) | | | | | |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減 | | △172 | | △166 | |
| 経済受託債権の純増 (△) 減 | | 740 | | △2,544 | |
| 棚卸資産の純増 (△) 減 | | △53 | | △36 | |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△) | | △183 | | △69 | |
| 経済受託債務の純増減 (△) | | 310 | | 77 | |
| その他経済事業資産の増 (△) 減 | | 5 | | - | |
| その他経済事業負債の増減 (△) | | △31 | | 12 | |
| (その他の資産及び負債の増減) | | | | | |
| その他資産の増 (△) 減 | | 103 | | △100 | |
| その他負債の増減 (△) | | 202 | | 16 | |
| 未払消費税の増減額 (△は減少) | | △20 | | 50 | |
| 信用事業資金運用による収入 | | 916 | | 2,489 | |
| 信用事業資金調達による支出 | | △45 | | △368 | |
| 共済借入金利息による支出 | | - | | - | |
| 事業分量配当金の支払額 | | △47 | | △81 | |
| 小 計 | | 4,181 | | 14,876 | |

| 科 目 | 令和6年度 | | 令和7年度 | | |
|-------------------------|-------|------------------------------|-------|---|------------------------------|
| | (| 自 令和6年 2月 1日 至 令和7年 1月31日 |) | (| 自 令和7年 2月 1日 至 令和8年 1月31日 |
| 雑利息及び出資配当金の受取額 | | 216 | | | 163 |
| 雑利息の支払額 | | △12 | | | △10 |
| 法人税等の支払額 | | △118 | | | △118 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | | 4,266 | | | 14,910 |
| 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | | - |
| 有価証券の取得による支出 | | △4,110 | | | 3,565 |
| 有価証券の売却による収入 | | 100 | | | △537 |
| 固定資産の取得による支出 | | △1,158 | | | 116 |
| 固定資産の売却による収入 | | 1 | | | 219 |
| 補助金の受入による収入 | | 9 | | | - |
| 外部出資による支出 | | - | | | 18 |
| 外部出資の売却等による収入 | | - | | | - |
| | | | | | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △5,157 | | | △3,760 |
| 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 出資の増額による収入 | | 98 | | | 110 |
| 出資の払戻しによる支出 | | △216 | | | △299 |
| 持分の取得による支出 | | △70 | | | - |
| 持分の譲渡による収入 | | 50 | | | - |
| 出資配当金の支払額 | | △344 | | | △113 |
| 少数株主への配当金支払額 | | - | | | - |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △482 | | | △303 |
| 4. 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | - | | | - |
| 5. 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額） | | △1,373 | | | 10,847 |
| 6. 現金及び現金同等物の期首残高 | | 5,834 | | | 4,460 |
| 7. 現金及び現金同等物の期末残高 | | 4,460 | | | 15,307 |

(8)連結注記表

令和6年度

令和7年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法

- ①子会社株式および関連会社株式:移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - ・時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等:移動平均法による原価法
- ③出資金:取得原価法 ※株式会社びっとランドにおいて

(2)棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・購買品(農機車両の製品)
 - 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・購買品(農機車両の部品)
 - 売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・上記を除く購買品
 - 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・販売品

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

連結子会社は、下記の5社であります。

- 株式会社コープ魚沼
- 株式会社ライフサービス魚沼
- 株式会社ラポート十日町
- 株式会社びっとランド
- 株式会社津南アグリ

(2)持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の関連法人等
当該事項はありません。
- ②持分法非適用の関連法人等※1
有限会社十日町きのこ培養センター
十日町礼枢有限会社
※1 持分法非適用の関連法人2社については、当組合の連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3)連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しています。

(4)剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計の利益処分について連結会計年度中において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうちの当座預金、普通預金および通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法

- ①子会社株式および関連会社株式:移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - ・時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない様式等:移動平均法による原価法
- ③出資金:取得原価法 ※株式会社びっとランドにおいて

(2)棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・購買品(農機車両の製品)
 - 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・購買品(農機車両の部品)
 - 売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・上記を除く購買品
 - 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ・販売品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・加工品(主食販売・原材料等)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・その他の棚卸資産

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・加工品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・その他の棚卸資産

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。賃貸資産については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が

査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

イ) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末において特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

(5)収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・味噌・もち等の加工食品や飲料を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用

査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

イ) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末において特例業務負担金の将来負担見込額を計上しています。

(5)収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、精米・味噌・もち等の加工食品や飲料を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等を設置して、共同で利用する事業であ

する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によります。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は「-」で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算に係る収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

り、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によります。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7)決算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円単位で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算に係る収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(9)法人税、住民税及び事業税等

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当事業年度から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 484百万円(繰延税金負債との相殺前)
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
課税所得の見積りについては、事業計画および経営計画等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 249百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして認識される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画および経営計画等を基礎とし、割引率等については、一定の仮定を設定して計算しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 453百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア) 算定方法
「1重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。
イ) 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
ウ) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 508百万円(繰延税金負債との相殺前)
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
課税所得の見積りについては、事業計画および経営計画等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 191百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画および経営計画等を基礎とし、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 311百万円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア) 算定方法
「1重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。
イ) 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
ウ) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は7,099百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

| | | | |
|----|----------|------------|----------|
| 建物 | 4,221百万円 | 機械装置 | 1,870百万円 |
| 土地 | 319百万円 | その他の有形固定資産 | 687百万円 |

(2)担保に供している資産

定期預金5,000百万円を為替決済取引の担保に、また、定期預金2百万円を町立津南病院収納事務取扱に係る担保に、さらに、定期預金0百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3)子会社等に対する金銭債権および金銭債務

| | |
|-----------------|--------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 450百万円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 474百万円 |

(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

該当ありません。

(5)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) i からivまでに掲げるものの額およびその合計額

(単位:百万円)

| 区 分 | | 金 額 |
|------|--------------------|-----|
| 信用事業 | 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 144 |
| | 危険債権 | 461 |
| | 三月以上延滞債権 | - |
| | 貸出条件緩和債権 | 77 |
| | 合計 | 684 |

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記表に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、各支店および経済施設(車両センター、給油所、葬祭センター、ファミリーマート)については店舗ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は6,337百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

| | | | |
|----|----------|------------|----------|
| 建物 | 3,991百万円 | 機械装置 | 1,422百万円 |
| 土地 | 259百万円 | その他の有形固定資産 | 665百万円 |

(2)担保に供している資産

定期預金5,000百万円を為替決済取引の担保に、また、定期預金2百万円を町立津南病院収納事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額

| | |
|---------------------------|--------|
| 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権の総額 | 62百万円 |
| 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債務は | ありません。 |

(4)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) i からivまでに掲げるものの額およびその合計額

(単位:百万円)

| 区 分 | | 金 額 |
|------|--------------------|-----|
| 信用事業 | 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 122 |
| | 危険債権 | 274 |
| | 三月以上延滞債権 | - |
| | 貸出条件緩和債権 | 81 |
| | 合計 | 478 |

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。)です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記表に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、各支店および経済施設(車両センター、給油所)については店舗ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。(プラザ店については支店の収益を補完す

本店については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産のキャッシュ・フローの生成に寄与するため、JA全体の共用資産としています。

②減損損失を認識した資産または資産グループおよび減損損失の金額

(単位:百万円)

| 場 所 | 減損損失の金額 | うち土地 | うち建物等償却資産 |
|-----------------------|---------|------|-----------|
| ①十日町車両センター・オートプラザ* | 73 | 49 | 24 |
| ②中里車両センター | 14 | — | 14 |
| ③松代車両センター | 5 | 1 | 3 |
| ④松之山車両センター | 2 | 0 | 1 |
| ⑤十日町車体整備センター | 12 | 12 | — |
| ⑥川西給油所 | 0 | — | 0 |
| ⑦なかさと給油所 | 0 | — | 0 |
| ⑧松之山給油所 | 0 | 0 | — |
| ⑨津南車両センター | 3 | 0 | 3 |
| ⑩大割野給油所 | 14 | 3 | 10 |
| ⑪セルフ片貝給油所 | 2 | — | 2 |
| ⑫小出車両センター | 1 | — | 1 |
| ⑬広瀬車両センター | 8 | 8 | 0 |
| ⑭セルフ堀之内給油所 | 13 | 9 | 3 |
| ⑮セルフ須原給油所 | 12 | 6 | 5 |
| ⑯入広瀬給油所 | 0 | — | 0 |
| ⑰セルフ広瀬給油所 | 26 | 4 | 22 |
| ⑱セルフ川口給油所 | 1 | 1 | 0 |
| ⑲旧Aコープ片貝店(遊休資産) | 3 | 3 | — |
| ⑳旧Aコープ小出店・小出町支店(遊休資産) | 48 | 43 | 5 |
| ㉑旧Aコープ藪神店(遊休資産) | 2 | 1 | 0 |
| ㉒(株津南アグリ) | 1 | — | 1 |
| 合 計 | 249 | 146 | 103 |

③減損損失の認識に至った経緯

- ア) 当期の営業活動から生ずる損益がマイナスの見込みであり、かつ将来キャッシュ・フローによる帳簿価額の回収が見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【①～⑱、㉒】
- イ) 賃貸契約の解除により、当該資産が遊休化するため、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額)まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【⑲～㉑】

る機能が認められる限りにおいて、支店と一体の資産としています。) (給油所にLPGや配送拠点が含まれているなど、物理的な一体性、職員が兼務をしている状況等が認められる施設は一体の資産としています。)

本店については独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産のキャッシュ・フローの生成に寄与するためJA全体の共用資産としています。

農業関連施設等については、旧JAの管轄を超えた利用は限定的であることから、旧JA管轄地域の共用資産としています。

②減損損失を認識した資産または資産グループおよび減損損失の金額

(単位:百万円)

| 場 所 | 減損損失の金額 | うち土地 | うち建物等償却資産 |
|-------------------------|---------|------|-----------|
| ①水沢プラザ*店 | 11 | 3 | 7 |
| ②十日町車両センター・オートプラザ* | 34 | 0 | 33 |
| ③中里車両センター | 0 | — | 0 |
| ④松代車両センター | 47 | 1 | 46 |
| ⑤十日町車体整備センター | 0 | 0 | 0 |
| ⑥川西給油所 | 0 | — | 0 |
| ⑦津南車両センター | 0 | 0 | 0 |
| ⑧大割野給油所 | 1 | 0 | 0 |
| ⑨千田プラザ*店 | 42 | 19 | 23 |
| ⑩小千谷南部プラザ*店 | 15 | 12 | 3 |
| ⑪東小千谷プラザ*店 | 7 | — | 7 |
| ⑫四ツ子プラザ*店 | 14 | 1 | 12 |
| ⑬小出車両センター | 3 | — | 3 |
| ⑭広瀬車両センター | 3 | 0 | 3 |
| ⑮セルフ広瀬給油所 | 0 | — | 0 |
| ⑯セルフ川口給油所 | 0 | 0 | — |
| ⑰しんぞ風の谷(賃貸資産) | 0 | 0 | — |
| ⑱(株あいポート仙田(賃貸資産)) | 1 | 1 | — |
| ⑲つばめタクシー(株(賃貸資産)) | 0 | 0 | — |
| ⑳岩沢アチコナーゼ(賃貸資産) | 0 | 0 | — |
| ㉑屋敷旧葬祭倉庫跡地(賃貸資産) | 0 | 0 | — |
| ㉒旧Aコープ片貝店(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉓農業倉庫敷地(松之山天水島)(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉔橘作業場(十日町市仁田)(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉕担保地(十日町市田戸辛)(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉖旧ドライブイン(津南町下船渡甲)(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉗焼松桑園(津南町下船渡甲)(遊休資産) | 0 | 0 | — |
| ㉘(株コープ魚沼(器具備品)) | 0 | — | 0 |
| ㉙(株津南アグリ(機械装置)) | 1 | — | 1 |
| 合 計 | 191 | 43 | 147 |

③減損損失の認識に至った経緯

- ア) プラザ店において、利用実態の低迷および取次業務廃止による体制の変更に伴い、基幹支店との相互補完性が薄くなり、かつ将来キャッシュ・フローによる帳簿価額の回収が見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【①・⑨～⑱】
- イ) 経済施設および子会社施設における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの見込みであり、かつ将来キャッシュ・フローによる帳簿価額の回収が見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【②～⑧・⑬～⑯・㉘・㉙】
- ウ) 賃貸資産については、土地の評価額の下落により、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回

④回収可能価額の算定方法

セルフ堀之内給油所の固定資産の回収可能価額については、使用価値を採用しており、適用した割引率は2.6%です。

上記以外の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

イ) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針および総合リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【⑰～⑳】

エ) 遊休資産については、土地の評価額の下落により、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。【㉒～㉔】

④回収可能価額の算定方法

上記以外の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

イ) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針および総合リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%下落したものと想定した場合には、経済価値が192百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------|---------|------|
| 預金 | 256,880 | 256,340 | △540 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 17,373 | 17,373 | — |
| 貸出金 | 46,234 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △269 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 45,964 | 46,320 | 355 |
| 資産計 | 320,219 | 320,034 | △184 |
| 貯金 | 325,220 | 324,313 | △906 |
| 負債計 | 325,220 | 324,313 | △906 |

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.4%下落したものと想定した場合には、経済価値が281百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等については、次表に含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|----------|---------|--------|
| 預金 | 246,651 | 246,261 | △389 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 22,795 | 22,795 | — |
| 貸出金 | 50,858 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △204 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 50,654 | 49,710 | △943 |
| 資産計 | 320,101 | 318,768 | △1,333 |
| 貯金 | 328,217 | 326,917 | △1,300 |
| 負債計 | 328,217 | 326,917 | △1,300 |

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預

金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下「OIS」という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

相場価格が入手できない場合は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(単位:百万円)

| | |
|------|----------|
| | 貸借対照表計上額 |
| 外部出資 | 15,256 |

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|---------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 預金 | 256,880 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | 430 | 200 | 600 | 300 | 1,700 | 15,900 |
| 貸出金 (*1,2,3) | 5,605 | 3,808 | 3,623 | 3,333 | 2,948 | 26,741 |
| 合計 | 262,916 | 4,008 | 4,223 | 3,633 | 4,648 | 42,641 |

(*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)994百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等126百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件47百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下「OIS」という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ) 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

相場価格が入手できない場合は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、時価を把握することが極めて困難であるため、時価開示の対象としていません。

(単位:百万円)

| | |
|------|----------|
| | 貸借対照表計上額 |
| 外部出資 | 15,231 |

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|---------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 預金 | 246,641 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | 200 | 600 | 2,400 | 1,700 | 2,000 | 19,800 |
| 貸出金 (*1,2,3) | 5,706 | 4,256 | 4,049 | 3,736 | 4,436 | 28,583 |
| 合計 | 252,557 | 4,856 | 6,449 | 5,436 | 6,436 | 48,383 |

(*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)926百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等64百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件25百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(*) | 296,042 | 14,966 | 12,742 | 1,824 | 2,199 | 441 |

(*)要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 差額(*) |
|--|-------|--------------|----------------|--------|
| 貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの | 国債 | 209 | 199 | 10 |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 政府保証債 | - | - | - |
| | 社債 | 302 | 302 | 0 |
| | 小計 | 512 | 501 | 10 |
| 貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えないもの | 国債 | 9,119 | 10,288 | △1,169 |
| | 地方債 | 989 | 1,099 | △109 |
| | 政府保証債 | 81 | 99 | △18 |
| | 社債 | 6,671 | 6,920 | △249 |
| | 小計 | 16,861 | 18,409 | △1,547 |
| 合計 | | 17,373 | 18,910 | △1,537 |

(*)なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

7. 退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度および全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(親法人)

| | |
|--------------|----------|
| 期首における退職給付債務 | 4,197百万円 |
| 勤務費用 | 241百万円 |
| 利息費用 | 20百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △132百万円 |
| 原則法移行に伴う影響額 | △176百万円 |
| 退職給付の支払額 | △309百万円 |
| 過去勤務費用の発生額 | △160百万円 |
| 期末における退職給付債務 | 3,680百万円 |

(3)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(子法人)

| | |
|----------------|--------|
| 期首における退職給付引当金 | 99百万円 |
| 退職給付費用 | 28百万円 |
| 退職給付の支払額 | △2百万円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △9百万円 |
| 期末における退職給付引当金 | 115百万円 |

(4)年金資産の期首残高と期末残高の調整表(親法人)

| | |
|------------|------------|
| 特定退職共済制度 | 組合と子会社の合計額 |
| 期首における年金資産 | 3,170百万円 |

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(*) | 296,042 | 14,966 | 12,742 | 1,824 | 2,199 | 441 |

(*)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 差額(*) |
|--|-------|--------------|----------------|--------|
| 貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの | 国債 | 203 | 199 | 4 |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 政府保証債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | 小計 | 203 | 199 | 4 |
| 貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えないもの | 国債 | 11,590 | 14,168 | △2,577 |
| | 地方債 | 898 | 1,099 | △201 |
| | 政府保証債 | 69 | 99 | △30 |
| | 社債 | 10,034 | 10,575 | △541 |
| | 小計 | 22,592 | 25,943 | △3,351 |
| 合計 | | 22,795 | 26,143 | △3,347 |

(*)なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

8. 退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度および全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(親法人)

| | |
|--------------|----------|
| 期首における退職給付債務 | 3,680百万円 |
| 勤務費用 | 224百万円 |
| 利息費用 | 38百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △222百万円 |
| 退職給付の支払額 | △278百万円 |
| 期末における退職給付債務 | 3,441百万円 |

(3)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表(子会社)

| | |
|----------------|--------|
| 期首における退職給付引当金 | 115百万円 |
| 退職給付費用 | 26百万円 |
| 退職給付の支払額 | △3百万円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △7百万円 |
| 期末における退職給付引当金 | 130百万円 |

(4)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------|------------|
| 特定退職共済制度 | 組合と子会社の合計額 |
| 期首における年金資産 | 3,144百万円 |
| 期待運用収益 | 24百万円 |

| | |
|----------------|-----------|
| 期待運用収益 | 22 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 0 百万円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 191 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △229 百万円 |
| 期末における年金資産 | 3,144 百万円 |
| 確定給付型年金制度 | |
| 期首における年金資産 | 127 百万円 |
| 期待運用収益 | 1 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △5 百万円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 7 百万円 |
| 退職給付の支払額 | －円 |
| 期末における年金資産 | 130 百万円 |

(5) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表(親法人)

| | |
|-------------|------------|
| 退職給付債務 | 3,680 百万円 |
| 特定退職金共済制度 | △3,144 百万円 |
| 確定給付型年金制度 | △130 百万円 |
| 未積立退職給付債務 | 404 百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | 128 百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 126 百万円 |
| 貸借対照表計上額純額 | 659 百万円 |
| 退職給付引当金 | 659 百万円 |

(6) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表(子法人)

| | |
|-----------|---------|
| 退職給付債務 | 248 百万円 |
| 特定退職金共済制度 | △51 百万円 |
| 未積立退職給付債務 | △81 百万円 |
| 退職給付引当金 | 115 百万円 |

(7) 退職給付費用およびその内訳項目の金額(親法人)

| | |
|----------------|----------|
| 勤務費用 | 241 百万円 |
| 利息費用 | 20 百万円 |
| 期待運用収益 | △24 百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | －円 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △32 百万円 |
| 原則法移行に伴う影響額 | △176 百万円 |
| 合計 | 28 百万円 |

(8) 簡便法で計算した退職給付費用(子会社)

| | |
|--------|--------|
| 退職給付費用 | 28 百万円 |
|--------|--------|

(9) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

| | |
|-----------|------|
| 特定退職金制度 | |
| 債権 | 69% |
| 年金保険投資 | 25% |
| 現金および預金 | 6% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |
| 確定給付型年金制度 | |
| 一般勘定 | 100% |
| 合計 | 100% |

(10) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するために、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産

| | |
|----------------|-----------|
| 数理計算上の差異の発生額 | 4 百万円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 177 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △219 百万円 |
| 期末における年金資産 | 3,131 百万円 |
| 確定給付型年金制度 | |
| 期首における年金資産 | 130 百万円 |
| 期待運用収益 | 1 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △0 百万円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 6 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △5 百万円 |
| 期末における年金資産 | 132 百万円 |

(5) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表(親法人)

| | |
|-------------|------------|
| 退職給付債務 | 3,441 百万円 |
| 特定退職金共済制度 | △3,131 百万円 |
| 確定給付型年金制度 | △132 百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | 96 百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 327 百万円 |
| 退職給付引当金 | 601 百万円 |

(6) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表(子会社)

| | |
|-----------|----------|
| 退職給付債務 | 270 百万円 |
| 特定退職金共済制度 | △140 百万円 |
| 未積立退職給付債務 | －円 |
| 退職給付引当金 | 130 百万円 |

(7) 退職給付費用およびその内訳項目の金額(親法人)

| | |
|----------------|---------|
| 勤務費用 | 224 百万円 |
| 利息費用 | 38 百万円 |
| 期待運用収益 | △26 百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △25 百万円 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △32 百万円 |
| 合計 | 179 百万円 |

(8) 簡便法で計算した退職給付費用(子会社)

| | |
|--------|--------|
| 退職給付費用 | 26 百万円 |
|--------|--------|

(9) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

| | |
|-----------|------|
| 特定退職金制度 | |
| 債権 | 73% |
| 年金保険投資 | 24% |
| 現金および預金 | 3% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |
| 確定給付型年金制度 | |
| 一般勘定 | 100% |
| 合計 | 100% |

(11) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するために、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産

からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(11) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|---------------|------------|
| 割引率 | 0.28～3.28% |
| 長期期待運用収益率 | |
| 特定退職共済制度 | 0.71% |
| 確定給付型年金制度 | 1.42% |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 5年 |

(12) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は65百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。

令和7年1月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、482百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|--------------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 其他有価証券評価差額金 | 425百万円 |
| 固定資産償却超過 | 291百万円 |
| 減損損失 | 199百万円 |
| 退職給付引当金 | 194百万円 |
| 特例業務負担金引当金 | 135百万円 |
| 資産除去債務 | 87百万円 |
| 貸倒引当金 | 84百万円 |
| 未払期末手当損金否認 | 31百万円 |
| 賞与引当金 | 28百万円 |
| 無形固定資産償却否認 | 17百万円 |
| その他 | 26百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,523百万円 |
| 評価性引当額 | △1,038百万円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 484百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △18百万円 |
| 繰延税金負債合計(B) | △18百万円 |
| 繰延税金資産の純額(A) + (B) | 466百万円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.33% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △5.61% |
| 住民税均等割等 | 2.69% |
| 評価性引当額の増減 | △3.61% |
| 税額控除 | △1.22% |
| 事業分量配当金 | △2.49% |
| その他 | 0.39% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 21.15% |

からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(11) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|---------------|------------|
| 割引率 | 0.59～5.02% |
| 長期期待運用収益率 | |
| 特定退職共済制度 | 0.76% |
| 確定給付型年金制度 | 1.48% |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 5年 |

(12) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は80百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。

令和8年1月31日における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は398百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|--------------------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 固定資産償却超過 | 273百万円 |
| 減損損失 | 219百万円 |
| 退職給付引当金 | 202百万円 |
| 特例業務負担金引当金 | 110百万円 |
| 資産除去債務 | 89百万円 |
| 未払期末手当損金否認 | 47百万円 |
| 貸倒引当金 | 37百万円 |
| 賞与引当金 | 26百万円 |
| 無形固定資産償却否認 | 18百万円 |
| 社会保険料未払 | 4百万円 |
| その他 | 20百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,050百万円 |
| 評価性引当額 | △542百万円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 508百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △15百万円 |
| 繰延税金負債合計(B) | △15百万円 |
| 繰延税金資産の純額(A) + (B) | 493百万円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.83% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.58% |
| 住民税均等割等 | 2.34% |
| 評価性引当額の増減 | △9.77% |
| 税額控除 | △0.68% |
| 事業分量配当金 | 3.45% |
| 税率変更による影響額 | △1.51% |
| その他 | △1.69% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 11.12% |

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

令和5年9月15日、合併予備契約を締結し、9月30日の臨時総代会の合併決議を経て、令和6年2月1日付にて、越後おぢや農業協同組合、北魚沼農業協同組合、十日町農業協同組合および津南町農業協同組合において、新設合併を行っております。

(1) 合併の目的

農業・JAを巡る情勢は、魚沼地区管内の人口減少に加え、組合員の高齢化や後継者不足等により、JAの事業運営を支えてきた正組合員の減少や販売農家数の減少傾向が続いている。さらに、金融情勢などの影響を受けて各JAの経営も悪化の傾向を示しています。

このような情勢の中で、JA自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現を目指すために、将来にわたり安定した事業活動を継続できる基盤をつくるのが課題となっています。

組合員の期待に応え得る事業体制を築き上げるために、現在のJAの枠組みを超えた取り組みが必要です。魚沼地区の4つのJAの力を合わせてこれらの問題を乗り越え、農業・地域・JAを取り巻く環境・情勢変化にしっかりと対応していかなければなりません。

そのため、これまで以上に組合員・地域に貢献することで、頼りにされるJAを構築していくことを目的に、魚沼地区4JAは合併による経営基盤の強化を行いました。

(2) 合併を通じて実現を目指すこと

- ・魚沼産コシヒカリ・園芸農畜産物のさらなる販売強化(魚沼地区ブランドの強化)
- ・機能の集約や一元化、共通化の取組や物流の広域最適化(コスト低減と効率化)
- ・将来にわたりサービスを継続し、地域の活性化への貢献(いつでも親身に相談)

(3) 合併の方法

越後おぢや農業協同組合、北魚沼農業協同組合、十日町農業協同組合および津南町農業協同組合は、合併して新組合を設立し、各組合は解散する新設合併方式としました。

(4) 合併後の組合の名称

魚沼農業協同組合

(5) 出資金1口あたりの金額

500円

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が8百万円増加し、法人税等調整額は8百万円減少しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の借地の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は0年～8年、割引率は0%～1.9%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|------------|---------|
| 期首残高 | 321 百万円 |
| 時の経過による調整額 | 1 百万円 |
| 期末残高 | 322 百万円 |

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上していないもの

当組合は、一部の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で

11. 重要な後発事象に関する注記

当組合は、小千谷地区の葬祭事業を㈱ライフサービス魚沼に譲渡する契約を締結し、当該契約に基づき令和8年2月1日に前述の事業部門を譲渡しました。

譲渡した理由や概要については下記のとおりです。

I 事業譲渡の概要

(1) 事業譲渡先の企業の名称

㈱ライフサービス魚沼

(2) 譲渡した事業の内容

葬祭事業

(3) 譲渡した主な理由

①意思決定の迅速化、②同業他社との競争力強化、③自己完結型の経営体質の構築、④新規顧客の獲得強化、⑤労務管理体制の効率化、⑥職員の意識改革と収益管理の向上

(4) 事業譲渡日

令和8年2月1日

(5) 法的形式を含む取引の概要

事業譲渡方式とし、当該事業部門に従事していた職員はそのまま転籍することとし、また、固定資産については譲渡せず、譲渡先会社に賃貸する。

II 実施した会計処理の概要

(1) 移転した事業にかかる資産および負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

葬祭在庫 1 百万円

(2) 譲渡した事業が含まれていた区分の名称

利用事業

(3) 当該事業年度の損益計算書に計上されている譲渡した事業にかかる損益(事業総利益)の概算額

葬祭事業 77 百万円

12. 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は0年～7年、割引率は0%～1.9%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|------------|---------|
| 期首残高 | 322 百万円 |
| 時の経過による調整額 | △0 百万円 |
| 期末残高 | 321 百万円 |

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表上に計上していないもの

当組合は、一部の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で

除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

13. キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金および現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」の中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に標記されている科目の金額との関係

| | |
|-------------------|--------------|
| 現金及び預金勘定 | 248,986 百万円 |
| 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 | △233,679 百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 15,307 百万円 |

(9) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------------|--------|--------|
| (資本剰余金の部) | | |
| 1. 資本剰余金期首残高 | - | - |
| 2. 資本剰余金増加高 | - | - |
| 3. 資本剰余金減少高 | - | - |
| 4. 資本剰余金期末残高 | - | - |
| | | |
| (利益剰余金の部) | | |
| 1. 利益剰余金期首残高 | 19,079 | 19,101 |
| 2. 利益剰余金増加高 | 415 | 519 |
| 当期剰余金 | 415 | 519 |
| 3. 利益剰余金減少高 | 393 | 185 |
| 配当金 | 393 | 185 |
| 4. 利益剰余金期末残高 | 19,101 | 19,434 |

(10) 農協法に基づく開示債権(法定)

(単位 : 百万円)

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------------------|-------|-------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 144 | 122 |
| 危険債権 | 461 | 274 |
| 要管理債権額 | 77 | 81 |
| 三月以上延滞債権額 | - | - |
| 貸出条件緩和債権額 | 77 | 81 |
| 小 計 | 684 | 478 |
| 正常債権額 | - | - |
| 合 計 | 684 | 478 |

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

| | | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|------|---------|---------|
| 信用事業 | 事業収益 | 2,591 | 2,787 |
| | 経常利益 | 885 | 810 |
| | 資産の額 | 323,757 | 324,099 |
| 共済事業 | 事業収益 | 1,466 | 1,489 |
| | 経常利益 | 772 | 667 |
| | 資産の額 | 0 | 0 |
| 農業関連事業 | 事業収益 | 12,233 | 9,608 |
| | 経常利益 | △ 231 | △ 244 |
| | 資産の額 | | |
| その他事業 | 事業収益 | 1,994 | 2,218 |
| | 経常利益 | △ 644 | △ 484 |
| | 資産の額 | | 0 |
| 計 | 事業収益 | 18,286 | 19,282 |
| | 経常利益 | 782 | 752 |
| | 資産の額 | 356,521 | 358,766 |

2. 連結自己資本の充実の状況

◇ 連結自己資本比率の状況

令和8年1月末における連結自己資本比率は、22.10%となりました。

連結自己資本は、組合員の出資のほか、回転出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
|-------------------|-----------|
| 発行主体 | 魚沼農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 26,675百万円 |

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--|--------|--------|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 26,429 | 26,604 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 7,593 | 7,536 |
| うち、再評価積立金の額 | - | - |
| うち、利益剰余金の額 | 19,101 | 19,434 |
| うち、外部流出予定額(△) | 185 | 286 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △79 | △80 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 94 | 71 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 94 | 71 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | - |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ) | 26,523 | 26,675 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 45 | 44 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 45 | 44 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - |
| 前払年金費用の額 | - | - |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | - | - |

(単位：百万円、%)

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---------|---------|
| 特定項目に係る15%基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | 45 | 44 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ） | 26,478 | 26,631 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 115,112 | 116,209 |
| 資産（オン・バランス項目） | 115,111 | 114,808 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△） | | - |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | - | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | - | |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | - | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | |
| オフ・バランス項目 | 1 | 1,400 |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | - | - |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | - | - |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | | - |
| 勘定間の振替分 | | - |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 14,611 | 4,247 |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | |
| フロア調整額 | | - |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | |
| リスク・アセット等の額の合計額（ニ） | 129,723 | 120,456 |
| 連結自己資本比率 | | |
| 連結自己資本比率（（ハ）／（ニ）） | 20.41% | 22.10% |

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2025年度は告示第205条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所用自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和6年度 | | |
|--|--------------------------------|----------------|----------------------------|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所用自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 2,160 | - | - |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 10,507 | - | - |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | 7,935 | - | - |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | - | - |
| 国際開発銀行向け | - | - | - |
| 地方公共団体金融機構向け | 401 | 40 | 1 |
| 我が国の政府関係機関向け | 300 | 20 | - |
| 地方三公社向け | 200 | 0 | 0 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 258,048 | 51,609 | 2,064 |
| 法人等向け | 7,358 | 3,128 | 125 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 9,426 | 3,618 | 144 |
| 抵当権付住宅ローン | 749 | 228 | 9 |
| 不動産取得等事業向け | 407 | 393 | 15 |
| 三月以上延滞等 | 270 | 65 | 2 |
| 取立未済手形 | 2 | - | - |
| 信用保証協会等保証付 | 28,063 | 2,759 | 110 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | - | - | - |
| 共済約款貸付 | - | - | - |
| 出資等 | 2,298 | 2,298 | 91 |
| （うち出資等のエクスポージャー） | 2,298 | 2,298 | 91 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | - | - | - |
| 上記以外 | 29,809 | 50,377 | 2,015 |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | - | - | - |
| （うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー） | 13,295 | 33,237 | 1,329 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 480 | 1,200 | 48 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー） | - | - | - |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー） | - | - | - |
| （うち上記以外のエクスポージャー） | 16,034 | 15,939 | 637 |
| 証券化 | - | - | - |
| （うちS T C 要件適用分） | - | - | - |
| （うち非S T C 適用分） | - | - | - |
| 再証券化 | - | - | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | - | - | - |
| （うちルックスルー方式） | - | - | - |
| （うちマンドート方式） | - | - | - |
| （うち蓋然性方式（250%）） | - | - | - |
| （うち蓋然性方式（400%）） | - | - | - |
| （うちフォールバック方式） | - | - | - |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | - | - | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△） | - | - | - |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | - | - | - |
| C V A リスク相当額÷8% | - | - | - |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | - | - | - |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | 357,940 | 114,541 | 4,581 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 （基礎的手法） | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 14,611 | 所用自己資本額 b=a×4% 584 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等（分母）計 a | 129,723 | 所用自己資本額 b=a×4% 5,188 |

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 項目 | 令和7年度 | | |
|---|----------------------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所用自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 1,656 | - | - |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 14,395 | - | - |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | 11,791 | - | - |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | - | - |
| 国際開発銀行向け | - | - | - |
| 地方公共団体金融機構向け | 401 | 40 | 1 |
| 我が国の政府関係機関向け | 300 | 20 | - |
| 地方三公社向け | 901 | 140 | 5 |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 248,734 | 49,757 | 1,990 |
| （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | 400 | 80 | 3 |
| カバード・ボンド向け | - | - | - |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 9,108 | 2,884 | 115 |
| （うち特定貸付債権向け） | - | - | - |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 3,482 | 3,585 | 143 |
| （うちトラザクター向け） | - | 41 | 1 |
| 不動産関連向け | 7,211 | 2,647 | 105 |
| （うち自己居住用不動産等向け） | 6,696 | 2,196 | 87 |
| （うち賃貸用不動産向け） | 178 | 205 | 8 |
| （うち事業用不動産関連向け） | 133 | 143 | 5 |
| （うちその他不動産関連向け） | 203 | 102 | 4 |
| （うちADC向け） | - | - | - |
| 劣後債券及びその他資本性証券等 | - | - | - |
| 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。） | 217 | 300 | 12 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 33 | 33 | 1 |
| 取立未済手形 | 36 | 7 | - |
| 信用保証協会等による保証付 | 27,734 | 2,773 | 110 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | - | - | - |
| 株式等 | 2,280 | 2,280 | 91 |
| 共済約款貸付 | - | - | - |
| 上記以外 | 32,049 | 52,657 | 2,106 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | - | - | - |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | - | - | - |
| （うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー） | 13,295 | 33,237 | 1,329 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 442 | 1,107 | 44 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー） | - | - | - |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー） | - | - | - |
| （うち上記以外のエクスポージャー） | 18,311 | 18,311 | 732 |
| 証券化 | - | - | - |
| （うちS T C 要件適用分） | - | - | - |
| （短期S T C 要件適用分） | - | - | - |
| （うち不良債権証券化適用分） | - | - | - |
| （うちS T C ・不良債権証券化適用対象外分） | - | - | - |
| 再証券化 | - | - | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | - | - | - |
| （うちルクスルー方式） | - | - | - |
| （うちマナゲート方式） | - | - | - |
| （うち蓋然性方式250%） | - | - | - |
| （うち蓋然性方式400%） | - | - | - |
| （うちフォールバック方式） | - | - | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△） | - | - | - |
| 標準的手法を運用するエクスポージャー計 | - | - | - |
| C V A リスク相当額÷8%（簡便法） | - | - | - |
| 中央清算期間関連エクスポージャー | - | - | - |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | 357,940 | 117,127 | 4,685 |
| マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 | マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | | 所用自己資本額 |
| <簡易方式又は標準的方式> | a | | b=a×4% |
| | | | 0 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | | 所用自己資本額 |
| <標準的計測手法> | a | | b=a×4% |
| | | 4,247 | 169 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等（分母）合計 | | 所要自己資本額 |
| | a | | b=a×4% |
| | | 120,456 | 4,818 |

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

（オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法））

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

| | 令和7年度 |
|-------------------------------|-------|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 4,247 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 | 169 |
| B I | 2,831 |
| B I C | 339 |

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法および手続きの概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続き等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 9）をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター（R&I） |
| 株式会社日本格付研究所（JCR） |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） |
| S & P グローバル・レーティング（S&P） |
| フィッチレーティングスリミテッド（Fitch） |

※「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|---------------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府および中央銀行 | | 日本貿易保険 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー | R&I、JCR、Moody's、 S&P、Fitch | |
| 金融機関向けエクスポージャー | R&I、JCR、Moody's、 S&P、Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー | R&I、JCR、Moody's、 S&P、Fitch | |

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

| | | 令和6年度 | | | | 令和7年度 | | | |
|----------|----------------|----------------------|--------|--------|----------------|----------------------|--------|--------|------------|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 延滞エクスポージャー |
| 法人 | 農業 | 1,753 | 1,578 | - | 88 | 1,681 | 1,585 | - | 151 |
| | 林業 | 75 | 67 | - | 88 | 52 | 47 | - | 14 |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | 17 | 17 | - | - | 1,574 | 155 | 1,406 | 25 |
| | 鉱業 | 1 | 1 | - | - | 1 | 1 | - | - |
| | 建設・不動産業 | 978 | 266 | 701 | - | 1,310 | 407 | 902 | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,066 | 37 | 1,029 | - | 1,505 | 22 | 1,482 | - |
| | 運輸・通信業 | 1,502 | - | 1,501 | - | 2,605 | - | 2,604 | - |
| | 金融・保険業 | 271,744 | - | - | - | 263,975 | - | 2,211 | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 978 | 494 | 100 | 1 | 4,093 | 689 | 2,091 | 44 |
| | 日本政府・地方公共団体 | 18,442 | 6,833 | 11,609 | - | 26,888 | 11,390 | 15,497 | - |
| | 上記以外 | 6,399 | 981 | - | 18 | 1,232 | 675 | - | - |
| | 個人 | 39,556 | 36,395 | - | 162 | 38,254 | 38,216 | - | 272 |
| その他 | 15,424 | - | - | - | 20,421 | 8 | - | - | |
| 業種別残高計 | | 342,516 | 46,675 | 18,946 | 269 | 363,595 | 53,202 | 26,196 | 0 |
| 1年以下 | | 259,837 | 1,357 | 0 | / | 249,565 | 1,331 | 199 | / |
| 1年超3年以下 | | 2,391 | 1,588 | 803 | / | 4,647 | 1,639 | 3,008 | / |
| 3年超5年以下 | | 4,999 | 2,994 | 2,005 | / | 9,615 | 5,918 | 3,696 | / |
| 5年超7年以下 | | 7,575 | 4,884 | 2,690 | / | 6,842 | 3,790 | 3,052 | / |
| 7年超10年以下 | | 7,460 | 6,049 | 1,411 | / | 10,116 | 6,330 | 3,785 | / |
| 10年超 | | 40,396 | 28,791 | 11,605 | / | 38,581 | 2,419 | 0 | / |
| 残存期間別残高計 | | 357,940 | 46,673 | 18,946 | / | 363,595 | 53,202 | 26,196 | / |
| 平均残高計 | | 337,835 | 47,164 | 16,310 | / | 567 | 567 | 0 | / |

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金の他、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

6. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

| 区分 | 令和6年度 | | | | | 令和7年度 | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 94 | 96 | 0 | 94 | 96 | 96 | 72 | 0 | 96 | 72 |
| 個別貸倒引当金 | 368 | 357 | 1 | 368 | 357 | 357 | 239 | 44 | 312 | 239 |

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 区分 | 令和6年度 | | | | | | 令和7年度 | | | | | | |
|------|----------------|-----------|-------|-----|----------|-----------|----------|-----------|-------|-----|----------|-----------|---|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | | |
| 法人 | 農業 | 9 | 136 | - | - | 136 | - | 136 | 106 | 14 | 122 | 106 | - |
| | 林業 | - | 12 | - | - | 12 | - | 12 | 14 | - | 12 | 14 | - |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 製造業 | - | 9 | - | - | 9 | - | 9 | 9 | - | 9 | 9 | - |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 建設・不動産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 14 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 金融・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 92 | 1 | - | - | 1 | - | 1 | 14 | - | 1 | 14 | - |
| | 上記以外 | - | 23 | - | - | 23 | - | 23 | 1 | 17 | 6 | 1 | 1 |
| | 個人 | 238 | 174 | - | - | 174 | - | 174 | 92 | 12 | 162 | 92 | - |
| 業種別計 | 368 | 357 | - | 368 | 357 | - | 357 | 239 | 44 | 313 | 239 | 1 | |

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行なっているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

令和7年度

(単位:百万円)

| 項目 | リスク・ウェイト(%) | CCF・信用リスク削減 効果適用前 | | CCF・信用リスク削減 効果適用後 | | | リスク・ウェイト の加重平均 値 |
|---|-------------|----------------------|-----------------|----------------------|-----------------|------------------|------------------------|
| | | オン・バランス 資産項目 | オフ・バランス 資産項目 | オン・バランス 資産項目 | オフ・バランス 資産項目 | 信用リスク・ア セットの額 | |
| | | A | B | C | D | E | |
| 現金 | 0 | 1,656 | - | 1,656 | - | 0 | 0 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 0 | 14,395 | - | 14,395 | - | 0 | 0 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 0～150 | - | - | - | - | - | - |
| 国際決済銀行等向け | 0 | - | - | - | - | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | 0 | 11,791 | - | 11,791 | - | 0 | 0 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 20～150 | - | - | - | - | - | - |
| 国際開発銀行向け | 0～150 | - | - | - | - | - | - |
| 地方公共団体金融機構向け | 10～20 | 401 | - | 401 | - | 40 | 10 |
| 我が国の政府関係機関向け | 10～20 | 300 | - | 300 | - | 20 | 7 |
| 地方三公社向け | 20 | 901 | - | 901 | - | 140 | 16 |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 20～150 | 248,734 | - | 248,734 | - | 49,757 | 20 |
| (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け) | 20～150 | 400 | - | 400 | - | 80 | 20 |
| カバード・ボンド向け | 10～100 | - | - | - | - | - | - |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) | 20～150 | 9,108 | - | 9,108 | - | 2,884 | 32 |
| (うち特定貸付債権向け) | 20～150 | - | - | - | - | - | - |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 45～100 | 4,110 | 18,517 | 3,482 | 1,863 | 3,585 | 67 |
| (うちトランザクター向け) | 45 | - | 920 | - | 92 | 41 | 45 |
| 不動産関連向け | 20～150 | 7,304 | - | 7,211 | - | 2,647 | 37 |
| (うち自己居住用不動産等向け) | 20～75 | 6,784 | - | 6,696 | - | 2,196 | 33 |
| (うち賃貸用不動産向け) | 30～150 | 178 | - | 178 | - | 205 | 115 |
| (うち事業用不動産関連向け) | 70～150 | 138 | - | 133 | - | 143 | 108 |
| (うちその他不動産関連向け) | 60 | 204 | - | 203 | - | 102 | 50 |
| (うちADC向け) | 100～150 | - | - | - | - | - | - |
| 劣後債券及びその他資本性証券等 | 150 | - | - | - | - | - | - |
| 延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。) | 50～150 | 219 | 237 | 217 | 17 | 300 | 128 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 100 | 33 | - | 33 | - | 33 | 100 |
| 取立未済手形 | 20 | 36 | - | 36 | - | 7 | 20 |
| 信用保証協会等による保証付 | 0～10 | 28,144 | 38 | 27,734 | 3 | 2,773 | 10 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | 10 | - | - | - | - | - | - |
| 株式等 | 250～400 | 2,280 | - | 2,280 | - | 2,280 | 100 |
| 共済約款貸付 | 0 | - | - | - | - | - | - |
| 上記以外 | 100～1250 | 32,049 | 0 | 32,049 | 0 | 52,657 | 164 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | 1250 | - | - | - | - | - | - |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | 250～400 | - | - | - | - | - | - |

| | | | | | | | |
|--|-----|--------|---|--------|---|---------|-----|
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー) | 250 | 13,295 | - | 13,295 | - | 33,237 | 250 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 250 | 442 | - | 442 | - | 1,107 | 250 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー) | 250 | - | - | - | - | - | - |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー) | 150 | - | - | - | - | - | - |
| (うち右記以外のエクスポージャー) | 100 | 18,311 | 0 | 18,311 | 0 | 18,311 | 100 |
| 証券化 | - | - | - | - | - | - | - |
| (うちSTC要件適用分) | - | 0 | 0 | - | - | - | - |
| (短期STC要件適用分) | - | 0 | 0 | - | - | - | - |
| (うち不良債権証券化適用分) | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うちSTC・不良債権証券化適用対象外分) | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 再証券化 | - | - | - | - | - | - | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | - | - | - | - | - | - | - |
| 未決済取引 | - | - | - | - | - | - | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計(信用リスク・アセットの額) | - | - | - | - | - | 117,127 | - |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和7年度

(単位：百万円)

| | 信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後) | | | | | | | 合計 | | | | | |
|--------------------------|-------------------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 0% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | | | | | | | |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 14,395 | - | - | - | - | - | 14,395 | | | | | | |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - | - | - | - | - | | | | | | |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - | - | - | - | - | | | | | | |
| | 0% | 10% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 | | | | | |
| 我が国の地方公共団体向け | 11,791 | - | - | - | - | - | 0 | 11,791 | | | | | |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | | |
| 地方公共団体金融機構向け | - | 401 | - | - | - | - | 0 | 401 | | | | | |
| 我が国の政府関係機関向け | 99 | 200 | - | - | - | - | 0 | 300 | | | | | |
| 地方三公社向け | 200 | - | 700 | - | - | - | 0 | 901 | | | | | |
| | 0% | 20% | 30% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 | | | | | |
| 国際開発銀行向け | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | | |
| | 20% | 30% | 40% | 50% | 75% | 100% | 150% | その他 | 合計 | | | | |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 248,634 | 100 | - | - | - | - | - | 0 | 248,734 | | | | |
| (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け) | 400 | - | - | - | - | - | - | 0 | 400 | | | | |
| | 10% | 15% | 20% | 25% | 35% | 50% | 100% | その他 | 合計 | | | | |
| カバード・ボンド向け | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | | |
| | 20% | 50% | 75% | 80% | 85% | 100% | 130% | 150% | その他 | 合計 | | | |
| 法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) | 5,587 | 3,508 | - | - | - | 12 | - | - | 0 | 9,108 | | | |
| (うち特定貸付債権向け) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | |
| | 100% | 150% | 250% | 400% | その他 | 合計 | | | | | | | |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | - | - | - | - | - | - | | | | | | | |
| 株式等 | - | - | 2,280 | - | 0 | 2,280 | | | | | | | |
| | 45% | 75% | 100% | その他 | 合計 | | | | | | | | |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 92 | 2,240 | 318 | 2,695 | 5,346 | | | | | | | | |
| (うちトランザクター向け) | 92 | - | - | 0 | 92 | | | | | | | | |
| | 20% | 25% | 30% | 31.25% | 35% | 37.50% | 40% | 50% | 62.50% | 70% | 75% | その他 | 合計 |
| 不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け | 847 | - | - | - | 862 | - | - | 85 | - | - | 1,135 | 3,765 | 6,696 |
| | 30% | 35% | 43.75% | 45% | 56.25% | 60% | 75% | 93.75% | 105% | 150% | その他 | 合計 | |
| 不動産関連向けうち賃貸用不動産向け | - | - | - | - | - | 5 | - | - | - | 128 | 44 | 0 | 178 |

| | 70% | 90% | 110% | 112.50% | 150% | その他 | 合計 | | |
|-----------------------------------|-------|-----|--------|---------|------|-----|------|-----|--------|
| 不動産関連向け うち事業用不動産 関連向け | 7 | - | 126 | - | - | - | 133 | | |
| | 60% | | その他 | | | 合計 | | | |
| 不動産関連向け うちその他不動産 関連向け | 153 | | 50 | | | 203 | | | |
| | 100% | | 150% | | その他 | | 合計 | | |
| 不動産関連向け うちADC向け | - | | - | | - | | - | | |
| | 50% | | 100% | | 150% | | その他 | 合計 | |
| 延滞等向け（自己 居住用不動産等向 けを除く。） | 25 | | 49 | | 158 | | 2 | 235 | |
| 自己居住用不動産 等向けエクスポー ジチャーに係る延滞 | - | | 33 | | - | | 0 | 0 | |
| | 0% | | 10% | | 20% | | 100% | その他 | 合計 |
| 現金 | 1656+ | | - | | - | | - | 0 | 10,656 |
| 取立未済手形 | - | | - | | 36 | | - | 0 | 36 |
| 信用保証協会等 による保証付 | 0 | | 27,720 | | 0 | | 0 | 17 | 27,738 |
| 株式会社地域経済 活性化支援機構等 による保証付 | - | | - | | - | | - | - | - |
| 共済約款貸付 | - | | - | | - | | - | - | - |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

| | | 令和6年度 | | |
|----------------|---------------|---------|---------|---------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウェイト0% | - | 20,602 | 20,602 |
| | リスク・ウェイト2% | - | - | - |
| | リスク・ウェイト4% | - | - | - |
| | リスク・ウェイト10% | - | 28,199 | 28,199 |
| | リスク・ウェイト20% | 3,096 | 258,050 | 261,146 |
| | リスク・ウェイト35% | - | 568 | 568 |
| | リスク・ウェイト50% | 3,338 | 217 | 3,555 |
| | リスク・ウェイト75% | - | 2,925 | 2,925 |
| | リスク・ウェイト100% | - | 19,552 | 19,552 |
| | リスク・ウェイト150% | - | 39 | 39 |
| | リスク・ウェイト250% | - | 13,775 | 13,775 |
| | その他 | - | 37 | 37 |
| | リスク・ウェイト1250% | - | - | - |
| 計 | 6,434 | 343,966 | 350,401 | |

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

| リスク・ウェイト区分 | 令和7年度 | | | |
|------------|------------------------------|-----------------|------------------|--|
| | CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー | | CCFの加重平均値 (%) | 資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後) |
| | オン・バランス 資産項目 | オフ・バランス 資産項目 | | |
| 40%未満 | 318 | 0 | 10% | 317 |
| 40%～70% | 4 | 0 | 10% | 4 |
| 75% | 1 | 17 | 10% | 3 |
| 80% | - | 0 | 10% | 0 |
| 85% | 1 | - | - | 1 |
| 90%～100% | 0 | 0 | 10% | 0 |
| 105%～130% | 0 | - | - | 0 |
| 150% | 0 | 0 | 10% | 0 |
| 250% | 2 | - | - | 2 |
| 400% | - | - | - | - |
| 1250% | - | - | - | - |
| その他 | 0 | 0 | 10% | 0 |
| 合計 | 329 | 18 | 10% | 330 |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して、一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続き開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | 令和6年度 | | |
|------------------------|----------|-------|--------------|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | - | 0 | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | 99 | - |
| 地方三公社向け | - | 200 | - |
| 金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け | - | - | - |
| 法人等向け | 1 | 0 | - |
| 中小企業等向けおよび個人向け | 86 | 5,669 | - |
| 抵当権付住宅ローン | - | 174 | - |
| 不動産取得等事業向け | - | - | - |
| 三月以上延滞等 | - | - | - |
| 証券化 | - | - | - |
| 中央清算機関関連 | - | - | - |
| 上記以外 | - | 75 | - |
| 合 計 | 87 | 6,220 | - |

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取引未済手形・未決済取引・その他資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位:百万円)

| | 令和7年度 | | |
|--------------------------|----------|-------|--------------|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | - | 0 | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | 99 | - |
| 地方三公社向け | - | 200 | - |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | - | - | - |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) | 0 | 0 | - |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 62 | 1,318 | - |
| 自己居住用不動産等向け | - | 4,696 | - |
| 賃貸用不動産向け | - | - | - |
| 事業用不動産関連向け | - | - | - |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。) | - | - | - |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | - | - | - |
| 証券化 | - | 0 | - |
| 中央清算機関関連 | - | - | - |
| 上記以外 | - | 50 | - |
| 合 計 | 63 | 6,364 | - |

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

CVAリスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

(2) 当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.9)をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JA事業の効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する総合リスク管理委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意志決定を行なっています。運用部門は理事会で決定した運用方針および総合リスク管理委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | - | - | - | - |
| 非上場 | 15,594 | 15,594 | 15,575 | 15,575 |
| 合計 | 15,594 | 15,594 | 15,575 | 15,575 |

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

| 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| - | - | - | - | - | - |

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位:百万円)

| 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社の評価損益等）

(単位:百万円)

| 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------------------------|-------|-------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | - | - |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | - | - |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | - | - |

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスク算定手法の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、総合リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対

するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

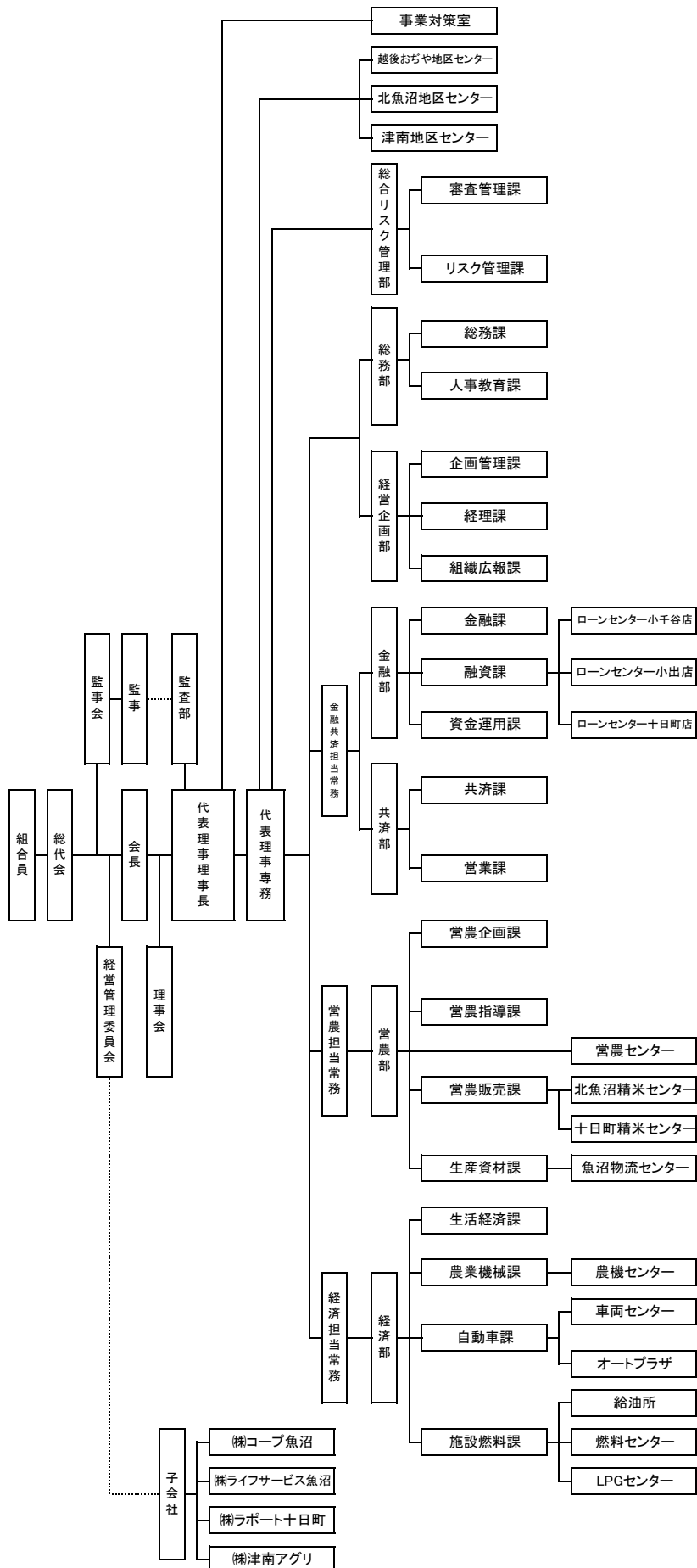
| IRRBB:金利リスク | | | | | |
|-------------|-----------|-------|--------|-------|--------|
| 項番 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
| | | △EVE | △NII | △EVE | △NII |
| | | 前期末 | | 当期末 | |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1,062 | 190 | 1,307 | 168 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 1,333 | | 1,485 | |
| 4 | フラット化 | 0 | | 0 | |
| 5 | 短期金利上昇 | 0 | | 0 | |
| 6 | 短期金利低下 | 512 | | 263 | |
| 7 | 最大値 | 1,333 | 190 | 1,485 | 168 |
| 8 | 自己資本の額 | | 26,016 | | 25,947 |

【JA魚沼の概要】

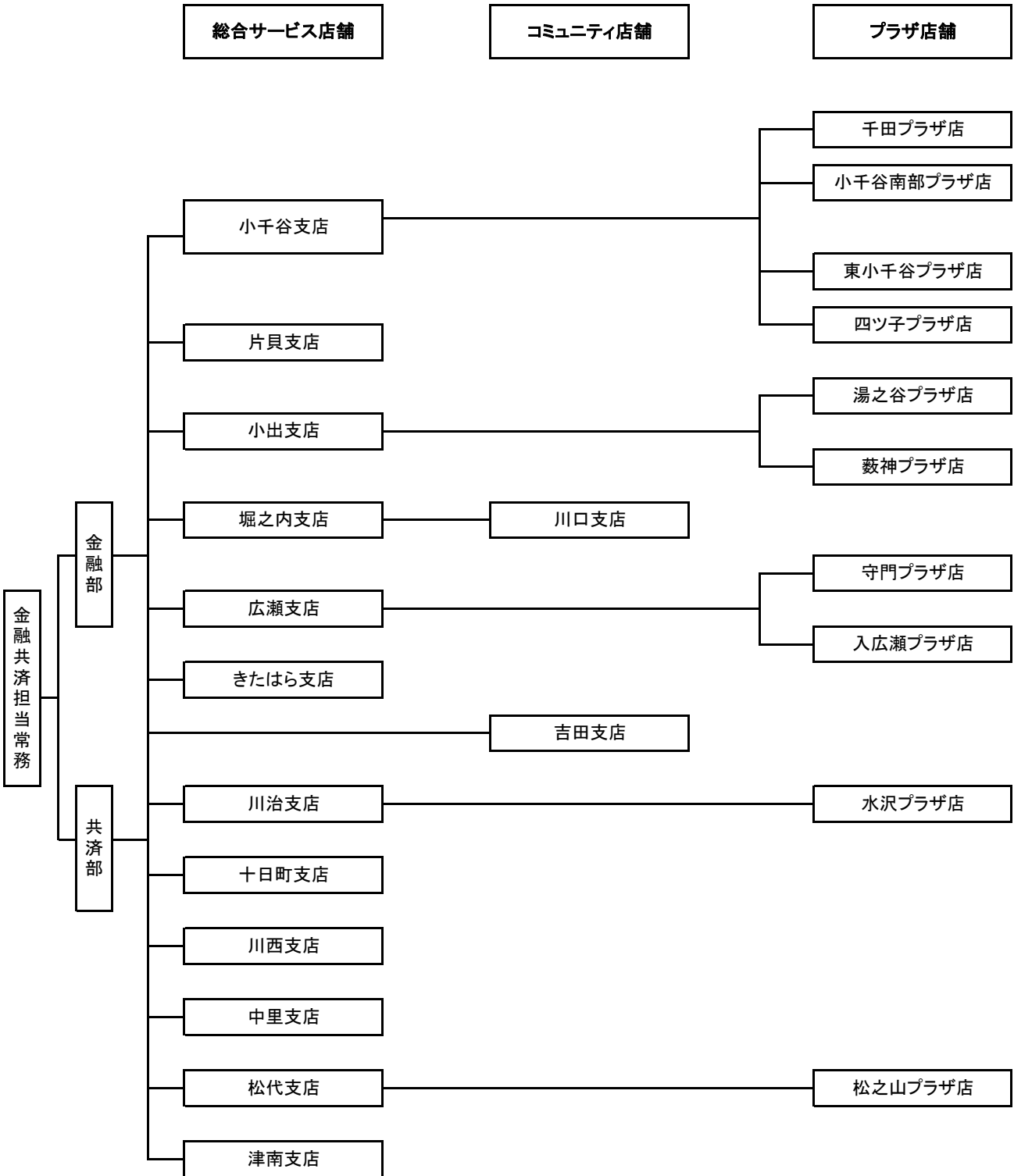
1 組織構成図

(記載上の注意) 組合の機構等を分かり易く示すこと。

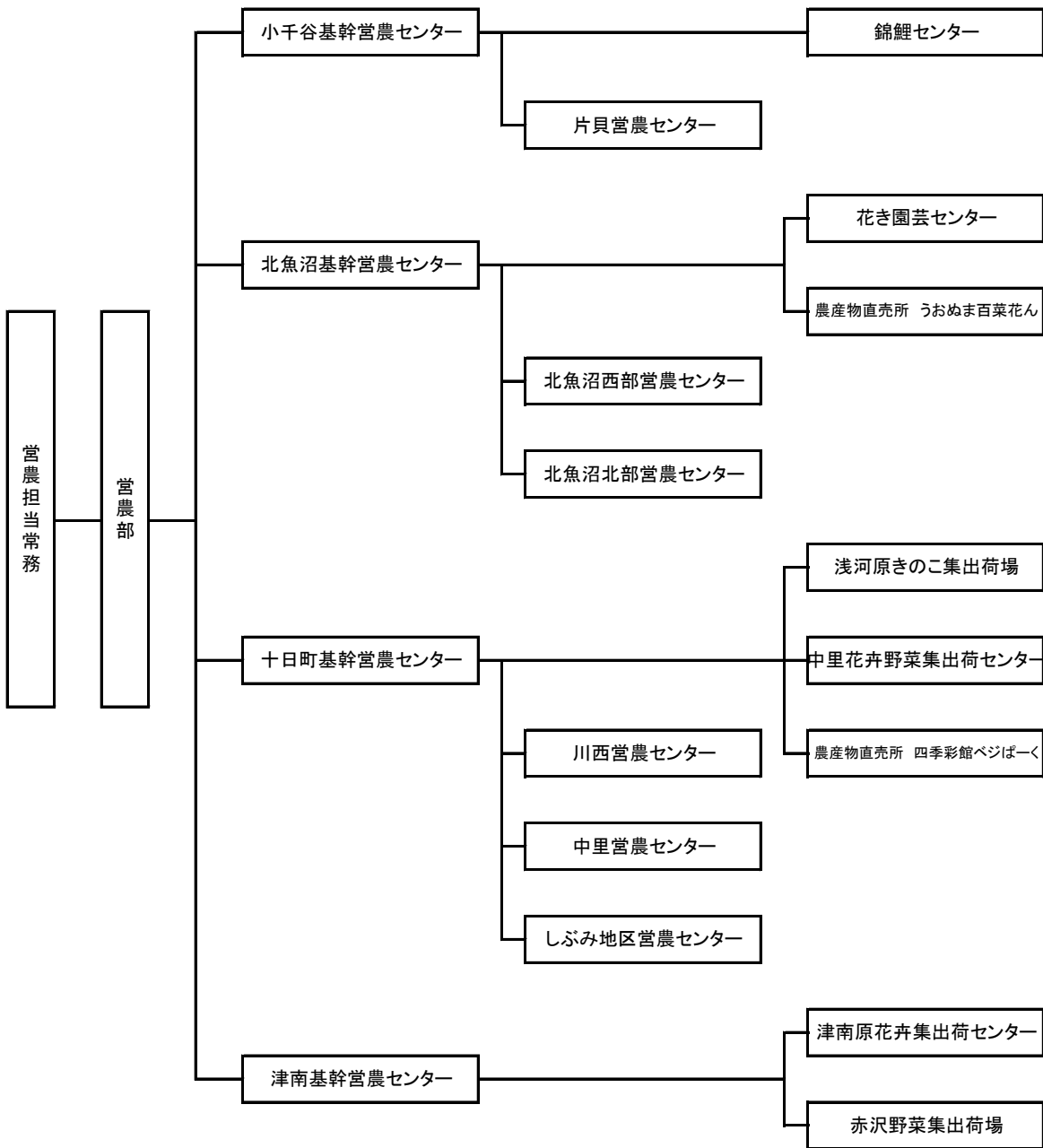
(令和8年4月1日現在)



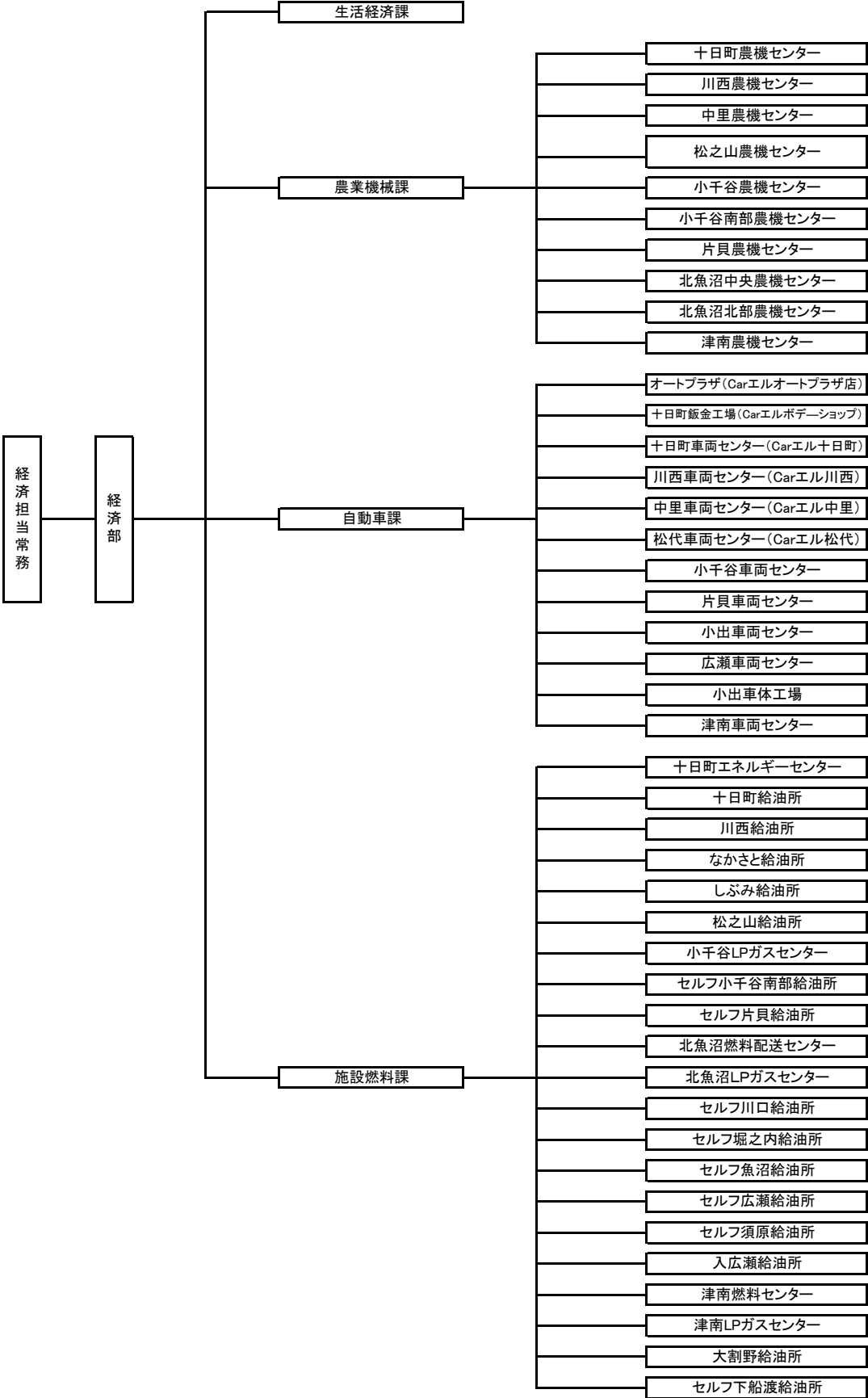
支店



営農



経済



2. 役員構成

令和7年5月現在

| 区 分 | | | 氏 名 |
|------------|----------|--------|---------|
| 役職名 | 常勤・非常勤の別 | 代表権の有無 | |
| 経営管理委員会会長 | 常勤 | 無 | 久 賀 満 |
| 経営管理委員会副会長 | 非常勤 | 無 | 大 熊 政 信 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 柄 澤 和 久 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 戸 田 ひろみ |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 吉 田 久 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 藤 島 睦 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 金 崎 恵美子 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 石 橋 雅 博 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 浅 井 守 雄 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 田 沢 幹 夫 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 大 塚 嘉 和 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 滝 沢 徹 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 村 山 太 郎 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 綱 大 介 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 穴 沢 勝 也 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 高 橋 美 穂 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 佐 藤 勝 弘 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 鈴 木 栄 正 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 尾 身 整 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 池 田 千 文 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 齋 木 修 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 渡 辺 百合子 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 大 島 秀 人 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 大 口 貴 裕 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 岡 村 健 市 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 樋 口 洋 二 |
| 経営管理委員 | 非常勤 | 無 | 森 山 聡 |
| 代表理事理事長 | 常勤 | 有 | 大 平 透 |
| 代表理事専務 | 常勤 | 有 | 山 口 巧 |
| 常務理事 | 常勤 | 無 | 大 平 靖 夫 |
| 常務理事 | 常勤 | 無 | 小 林 和 彦 |
| 常務理事 | 常勤 | 無 | 滝 澤 謙 二 |
| 代表監事 | 非常勤 | | 丸 山 浩 之 |
| 監事 | 非常勤 | | 佐 藤 一 美 |
| 監事 | 非常勤 | | 涌 井 正 夫 |
| 常勤監事 | 常勤 | | 山 口 徹 |
| 員外監事 | 非常勤 | | 小 林 文 子 |

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和8年5月現在) 所在地 東京都港区芝5丁目 29 番 11 号

4. 組合員数

(単位:人)

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 増減 |
|-----------|--------|--------|-------|
| 正 組 合 員 | 16,633 | 16,082 | △ 551 |
| 個 人 | 16,489 | 15,933 | △ 556 |
| 法 人 | 144 | 149 | 5 |
| 准 組 合 員 | 22,102 | 21,795 | △ 307 |
| 個 人 | 21,321 | 21,035 | △ 286 |
| そ の 他 団 体 | 781 | 760 | △ 21 |
| 合 計 | 38,735 | 37,877 | △ 858 |

5. 組合員組織の状況

| 組織名 | 構成員数 | 組織名 | 構成員数 |
|---------------|---------|-----------------------|-------|
| J A魚沼女性部 | 1,193 人 | 魚沼市自給飼料生産組合 | 4 人 |
| J A魚沼青年部 | 98 人 | 魚沼市錦鯉生産組合 | 21 人 |
| J A魚沼新之助研究会 | 23 人 | J A魚沼農産物直売所利用組合 | 192 人 |
| J A魚沼おぢや稲作部会 | 74 人 | 魚沼促成山菜生産組合 | 60 人 |
| 西部生産組合 | 7 人 | J A魚沼十日町地域農業生産組織連絡協議会 | 51 組織 |
| 千田地区育苗組合 | 5 人 | 農産物直売所出荷組合 | 336 人 |
| 内ヶ巻育苗組合 | 3 人 | なす生産組合 | 9 人 |
| 真人地区育苗組合 | 7 人 | カルビタ生産組合 | 5 人 |
| 南部育苗組合 | 17 人 | かぼちゃ生産組合 | 38 人 |
| 東小千谷地区水稲育苗組合 | 37 人 | 夕顔生産組合 | 18 人 |
| 戸屋生産組合 | 8 人 | 魚沼十日町たらの芽・山菜生産組合 | 4 人 |
| 山谷・坪野生産組合 | 10 人 | エノキ生産部会 | 12 人 |
| 上片貝農業生産組合 | 10 人 | ナメコ生産部会 | 7 人 |
| 池ヶ原育苗施設利用組合 | 10 人 | ヒラタケ生産部会 | 2 人 |
| 二俣育苗組合 | 21 人 | J A魚沼きのごGAP部会 | 10 人 |
| 小千谷市採種組合 | 18 人 | 十日町妻有ポーク振興協議会 | 5 人 |
| 片貝生産組合 | 15 人 | J A魚沼十日町養豚部会 | 5 人 |
| | | | |
| 鴻野谷片貝生産組合 | 20 人 | 魚沼地域和牛改良組合十日町支部 | 3 人 |
| 左岸南部片貝生産組合 | 37 人 | 十日町市養鯉組合 | 6 人 |
| 五辺集団転作組合 | 45 人 | 川西農業生産組織連絡協議会 | 17 組織 |
| おぢやカリフラワー出荷組合 | 36 人 | 中里蔬菜組合 | 26 人 |
| 小千谷園芸組合 | 18 人 | 十日町アスパラ部会 | 18 人 |
| 小千谷ナス部会 | 3 人 | 十日町切り花部会 | 11 人 |
| 小千谷人参生産組合 | 11 人 | しぶみ地区 稲作部会 | 28 人 |
| 小千谷すいか組合 | 11 人 | 津南町アスパラガス部会 | 61 人 |
| 小千谷養液土耕栽培組合 | 5 人 | 津南町野沢菜部会 | 6 人 |
| 小千谷里芋栽培組合 | 6 人 | 津南町スイートコーン部会 | 42 人 |
| J A魚沼北魚沼水稲部会 | 1,981 人 | 津南町キャベツ部会 | 7 人 |
| J A魚沼北魚沼GAP部会 | 15 人 | 津南町にんじん部会 | 37 人 |
| J A魚沼有機栽培部会 | 4 人 | 津南葉たばこ生産組合 | 2 人 |
| 魚沼花き園芸組合 | 99 人 | 津南町ユリ球根組合 | 5 人 |
| 北魚沼野菜部会 | 96 人 | 津南町切花組合 | 50 人 |
| 八色西瓜生産組合 魚沼支部 | 11 人 | 津南町ユリ切花組合 | 13 人 |
| 川口きのご組合 | 3 人 | 上郷採種組合 | 19 人 |
| やぶかみなす生産組合 | 13 人 | 津南町稲作生産改善組合 | 53 人 |
| 北魚沼養豚生産組合 | 3 人 | 津南町養豚組合 | 9 人 |
| 北魚沼地区酪農組合 | 9 人 | 津南和牛改良組合 | 3 人 |
| 北魚沼酪農ヘルパー利用組合 | 8 人 | 津南町酪農組合 | 4 人 |
| 北魚沼家畜人工授精師会 | 11 人 | | |

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7. 地区一覧

新潟県小千谷市

新潟県十日町市

新潟県中魚沼郡津南町

新潟県魚沼市

新潟県長岡市(平成22年3月31日合併前の川口町)

8. 沿革・あゆみ

令和6年2月1日 JA越後おぢや、JA北魚沼、JA十日町、JA津南町の4JAが合併し、JA魚沼が発足しました。

令和6年9月17日 水沢支店、松之山支店のプラザ店化を行いました。
吉田支店のコミュニティ店化を行いました

令和7年7月1日 十日町地区の松代車両センター、松代農機センターと松之山農機車両センターについて、業務整理を行い松代車両センター、松之山農機センターに変更しました。

令和7年8月1日 ファミリーマート上郷店のフランチャイズ契約を終了し、事業を(株)ファミリーマートへ譲渡しました。

令和8年2月1日 JA魚沼の葬祭事業を(株)ライフサービス魚沼に譲渡しました。

9. 店舗等のご案内

(令和8年5月現在)

| 店舗および事務所名 | 住 所 | 電話番号 | ATM設置台数 |
|-----------|------------------|--------------|---------|
| 本 店 | 十日町市高田町六丁目641番地1 | 025(757)1571 | 2台 |

【小千谷地区】

| | | | |
|-----------|------------------|--------------|----|
| 小千谷支店 | 小千谷市城内4丁目1番55 | 0258(83)3429 | 2台 |
| 片貝支店 | 小千谷市片貝町5023番地 | 0258(84)2301 | 1台 |
| 千田プラザ店 | 小千谷市大字三仏生5101番地1 | 0258(82)2444 | — |
| 小千谷南部プラザ店 | 小千谷市大字岩沢781番地1 | 0258(86)2003 | 1台 |
| 東小千谷プラザ店 | 小千谷市東栄1丁目6番27 | 0258(83)2166 | 1台 |
| 四ツ子プラザ店 | 小千谷市大字四ツ子71番地1 | 0258(82)1715 | 1台 |

【北魚沼地区】

| | | | |
|---------|-----------------|--------------|----|
| 小出支店 | 魚沼市中原258番地3 | 025(792)0725 | 1台 |
| 堀之内支店 | 魚沼市堀之内3870番地11 | 025(794)2310 | 2台 |
| 広瀬支店 | 魚沼市並柳1550番地 | 025(799)3311 | 1台 |
| 川口支店 | 長岡市東川口1979番地105 | 0258(89)2004 | 1台 |
| 湯之谷プラザ店 | 魚沼市井口新田645番地13 | 025(792)2100 | 1台 |
| 藪神プラザ店 | 魚沼市一日市320番地 | 025(792)1151 | 1台 |
| 守門プラザ店 | 魚沼市須原1418番地1 | 025(797)2150 | 1台 |
| 入広瀬プラザ店 | 魚沼市穴沢156番地1 | 025(796)2341 | 1台 |

【十日町地区】

| | | | |
|---------|-----------------|--------------|----|
| きたはら支店 | 十日町市中条己2924番地 | 025(752)3008 | 1台 |
| 吉田支店 | 十日町市高田町六丁目7番地 | 025(752)2872 | 1台 |
| 川治支店 | 十日町市山本町一丁目222番地 | 025(752)2171 | 1台 |
| 十日町支店 | 十日町市本町二丁目350番地 | 025(752)3164 | 2台 |
| 川西支店 | 十日町市中屋敷644番地1 | 025(768)3331 | 2台 |
| 中里支店 | 十日町市上山己3101番地1 | 025(763)2521 | 2台 |
| 松代支店 | 十日町市松代2098番地4 | 025(597)2002 | 1台 |
| 水沢プラザ店 | 十日町市馬場丁1322番地3 | 025(758)3121 | 1台 |
| 松之山プラザ店 | 十日町市松之山1623番地5 | 025(596)2011 | 1台 |

【津南地区】

| | | | |
|------|---------------------|--------------|----|
| 津南支店 | 中魚沼郡津南町大字下船渡戊125番地1 | 025(765)3122 | 2台 |
|------|---------------------|--------------|----|

【店外ATM】

| | | | |
|-------------|----------------------------------|---|----|
| 下条店 | 十日町市下条4丁目431番地1 | — | 1台 |
| 小千谷総合病院 | 小千谷市大字平沢新田111番地 小千谷総合病院内1階 | — | 1台 |
| イオン小千谷店 | 小千谷市大字平沢新田字荒田339番地 イオン小千谷店内 | — | 1台 |
| ベイシア小千谷店 | 小千谷市大字三仏生字上林3489番地2 ベイシア小千谷店内 | — | 1台 |
| 魚沼市生涯学習センター | 魚沼市小出島130番地1 魚沼市生涯学習センター内1階 | — | 1台 |

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

| 開示項目 | ページ | 開示項目 | ページ |
|--|-------|---|----------|
| ●概況及び組織に関する事項 | | | |
| ○業務の運営の組織 | 126 | ・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額 | 45 |
| ○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 | 130 | | |
| ○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称 | 131 | ・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高 | 46 |
| ○事務所の名称及び所在地 | 134 | ・主要な農業関係の貸出実績 | 47 |
| ○特定信用事業代理業者に関する事項 | 133 | ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 | 46 |
| ●主要な業務の内容 | | ・貯貸率の期末値及び期中平均値 | 57 |
| ○主要な業務の内容 | 13~20 | ◇有価証券に関する指標 | |
| ●主要な業務に関する事項 | | ・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高 | 50 |
| ○直近の事業年度における事業の概況 | 2 | ・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高 | 50 |
| ○直近の5事業年度における主要な業務の状況 | | ・有価証券の種類別の平均残高 | 50 |
| ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) | 42 | ・貯証率の期末値及び期中平均値 | 57 |
| ・経常利益又は経常損失 | 42 | ●業務の運営に関する事項 | |
| ・当期剰余金又は当期損失金 | 42 | ○リスク管理の体制 | 9~10 |
| ・出資金及び出資口数 | 42 | ○法令遵守の体制 | 10~11 |
| ・純資産額 | 42 | ○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | 8 |
| ・総資産額 | 42 | ○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 11~12 |
| ・貯金等残高 | 42 | ●組合の直近の2事業年度における財産の状況 | |
| ・貸出金残高 | 42 | ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 | 21~22,37 |
| ・有価証券残高 | 42 | ○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 48 |
| ・単体自己資本比率 | 42 | ・破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権 | 48 |
| ・剰余金の配当の金額 | 42 | ・危険債権に該当する債権 | 48 |
| ・職員数 | 42 | ・三月以上延滞債権に該当する債権 | 48 |
| ○直近の2事業年度における事業の状況 | | ・貸出条件緩和債権に該当する債権 | 48 |
| ◇主要な業務の状況を示す指標 | | ・正常債権に該当する債権 | 48 |
| ・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。) | 43 | ○元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額・合計額並びに正常債権の額 | 49 |
| ・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支 | 43 | ○自己資本の充実の状況 | 58~78 |
| ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや | 43 | ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価 | |
| ・受取利息及び支払利息の増減 | 44 | ・有価証券 | 51 |
| ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 | 57 | ・金銭の信託 | 51 |
| ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 | 57 | ・デリバティブ取引 | 51 |
| ◇貯金に関する指標 | | ・金融等デリバティブ取引 | 51 |
| ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 | 44 | ・有価証券店頭デリバティブ取引 | 51 |
| ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 | 44 | ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 65 |
| ◇貸出金等に関する指標 | | ○貸出金償却の額 | 65 |
| ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 | 45 | ○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨 | 41 |
| ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 | 45 | | |

<連結(組合及び子会社等)に関する開示項目 農業協同組合施行規則第205条関係>

| 開示項目 | ページ | 開示項目 | ページ |
|--|-------|---|------------|
| ●組合及びその子会社等の概況 | | | |
| ○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 | 79 | ○直近の連結会計年度における主要な業務の状況 | 81 |
| ○組合の子会社等に関する事項 | 79 | ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) | |
| ・名称 | | ・経常利益又は経常損失 | |
| ・主たる営業所又は事務所の所在地 | | ・当期利益又は当期損失 | |
| ・資本金又は出資金 | | ・純資産額 | |
| ・事業の内容 | | ・総資産額 | |
| ・設立年月日 | | ・連結自己資本比率 | |
| ・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 | | ●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの | |
| ・組合の1の子会社等以外の子会社等有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 | | ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 | 82~83, 102 |
| ●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの | | ○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 102 |
| ○直近の事業年度における事業の概況 | 80~81 | ・破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権 | |
| | | ・危険債権に該当する債権 | |
| | | ・三月以上延滞債権に該当する債権 | |
| | | ・貸出条件緩和債権に該当する債権 | |
| | | ・正常債権に該当する債権 | |
| | | ○自己資本の充実の状況 | 103~125 |
| | | ○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの | 103 |

<自己資本の充実の状況に関する開示項目>

「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項」に基づく開示項目

| ●単体における事業年度の開示事項 | ページ |
|---|---------|
| ○ 自己資本の構成に関する開示事項 | 58～59 |
| ○ 定性的開示事項 | |
| ・自己資本調達手段の概要 | 12 |
| ・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | 12 |
| ・信用リスクに関する事項 | 9,63 |
| ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 72 |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 75 |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 75 |
| ・オペレーショナル・リスクに関する事項 | 10 |
| ・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 75 |
| ・金利リスクに関する事項 | 78～79 |
| ○ 定量的開示事項 | |
| ・自己資本の充実度に関する事項 | 60～63 |
| ・信用リスクに関する事項 | 63～71 |
| ・信用リスク削減手法に関する事項 | 72～74 |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 75 |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 75 |
| ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 | 75～76 |
| ・リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | 76 |
| ・金利リスクに関する事項 | 77～78 |
| <hr/> | |
| ●連結における事業年度の開示事項 | ページ |
| ○ 自己資本の構成に関する開示事項 | 104～105 |
| ○ 定性的開示事項 | |
| ・連結の範囲に関する事項 | 79 |
| ・自己資本調達手段の概要 | 103 |
| ・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | 106～109 |
| ・信用リスクに関する事項 | 110～118 |
| ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 119～121 |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 122 |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 122 |
| ・CVAリスクに関する事項 | 122 |
| ・マーケット・リスクに関する事項 | 122 |
| ・オペレーショナル・リスクに関する事項 | 122 |
| ・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 122～123 |
| ・金利リスクに関する事項 | 124～125 |
| ○ 定量的開示事項 | |
| ・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 | - |
| ・自己資本の充実度に関する事項 | 106～109 |
| ・信用リスクに関する事項 | 110～118 |
| ・信用リスク削減手法に関する事項 | 119～121 |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 122 |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 122 |
| ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 | 122～123 |
| ・リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | 123 |
| ・金利リスクに関する事項 | 124～125 |